

酪農乳業史研究

8号

不足払い法制度特集号

(平成 25(2013)年 9月)

目 次

【シンポジウム】 第5回シンポジウム・

不足払い法制定当時の酪農乳業情勢	1
不足払い法制定当時の酪農乳業情勢	佐野宏哉 3
不足払い法制定前の生乳需給状況と国会審議過程	香川莊一 10
不足払い法制度と設立当時の生産者の動き	西原高一 13
不足払い制度の前後	伊藤守男 15
不足払い前夜の生乳取引をめぐる酪農乳業事情	細野正昭 17
不足払い制度と今日の酪農乳業事情	小川澄男 21
不足払い法が果たした役割と今日の課題	小林信一 24

【解説】

桧垣語録に見る不足払い制度誕生の経緯	中瀬信三 26
--------------------	---------------

【参考】

不足払い制度関係資料	山本公明
(1) 不足払い制度のあらまし	31
(2) 不足払い法をたどる戦後酪農施策の変遷	34
(3) 牛乳乳製品の生産・価格の推移	39
(4) 不足払い法関係図書資料	60
(5) 関係資料整備等	67

【研究会々務記事】

「酪農乳業史研究」投稿申込書	69
日本酪農乳業史研究会入会届	70
編集後記	71

日本酪農乳業史研究会

252-0880 神奈川県藤沢市亀井野 1866

日本大学生物資源科学部畜産マーケティング研究室内



未来はミルクの中にある。
雪印メグミルク

ミルクから生まれる、 おいしい恵み。

大空と大地のあいだで育まれる、おいしいミルク。そこから生まれるいろんなおいしさ。
ミルクに眠るたくさんの可能性が、未来をもっとおいしくしていきます。



シンポジウム

第5回シンポジウム・不足払い法制定当時の酪農乳業情勢

第5回シンポジウムは、平成25年3月2日(土)、日本大学櫻門会館(東京都千代田区五番町)において120余名の参加者を迎えて開催する事ができた。シンポジウムの内容は下記の通りである。

シンポジウムの次第

開会挨拶 中瀬 信三 (日本酪農乳業史研究会会長)

第1部 基調講演

・不足払い法制定当時の酪農乳業情勢 佐野 宏哉 (元酪農ヘルパー全国協会会長)

第2部 パネルディスカッション

パネリスト 佐野 宏哉 (元・酪農ヘルパー全国協会会長)

香川 庄一 (元・家畜改良事業団理事長)

西原 高一 (元・中央酪農会議副会長)

伊藤 守男 (元・森永乳業株式会社専務取締役)

細野 正昭 (元・明治乳業株式会社常務取締役)

小川 澄男 (雪印メグミルク株式会社常務執行役員)

コーディネーター 小林 信一 (日本大学生物資源科学部教授)

閉会挨拶 阿久澤良造 (日本酪農乳業史研究会副会長)

第3部 交流会

シンポジウムの概要

第一部の基調講演では佐野宏哉氏から「不足払い法制定当時の酪農乳業情勢」と題する講演が行われた。佐野氏は制定発足直後の昭和41年から2年間畜産局畜政課に勤務した後米国に勤務し、47年に帰国して49年迄牛乳製品課長を勤めたので、その間の経験に基づく不足払い政策推進の分析的な解説に重点が置かれた。特に在任中にオイルショックによる畜産危機に遭遇し、酪農乳業界が混乱する中で、国会、大蔵省、大手と中小メーカー及び生産者団体からの風圧に耐えながら独特な政策的知恵出しによって不足払い制度を適切に運用した体験が語られ、観衆は講演の内容の深さに耳を傾けた。あらためて佐野氏にお礼を申し上げます。

第二部では、小林信一氏をコーディネーターとして酪農乳業界のOBをパネラーとしたパネルディスカッションが行われた。

先ず香川庄一氏が佐野氏の講演を補完する形で、法制定に至る当時の生乳の需要事情を解説するとともに、不足払い制度を構成する諸要素（保証価格の算定方式、保証対象生乳、生産者団体の指定、一元輸入等等）に就いて国会における審議の内容を詳細に説明した。

西原高一氏は不足払い制度を生産者側から支える指定団体のあり方を巡って、酪農特有の立場に立つ団体とし



パネルディスカッションのパネラーの皆さん
(左から佐野、西原、伊藤、細野、小川、香川、小林各氏)



不足払い法について質問する中西さん

て中央酪農会議と地方の酪農会議が設立された経緯を述べ、不足払い制度のあり方については種々不安や要望もあったが、酪農一家に団結と不足払い補助金を貰うメリットを尊重して今日に至っており、この制度によって我国の酪農乳業が発展してきた事は事実であると評価した。

伊藤守男氏は、昭和32年に入社して以来2年余り勤務された盛岡工場での「酪農・乳業一本化」の豊富な体験を語った。不足払い制度の制定について、一元集荷多元販売の導入により、乳業者と生産者のきめ細かい繋がりが阻害されるのではないかと、当初猛反対した経緯を語り、今後は品質重視の「美味しい牛乳乳製品」の供給に希望を託したいと述べた。

細野正昭氏は、永年に亘る日本各地の工場勤務と本社で酪農を指導された経験のもとに、戦後の時代の移り変わりと共に展開し、不足払い制度の導入に至った酪農乳業事情をつぶさにフォローし、今後の在り方に対する希望と期待を表明した。

小川澄男氏は、(株)酪農総合研究所が平成11年に発表した「日本酪農の未来のために」という15項目の提言を紹介した。その提言項目は既に達成されたものもあるし、道半ばのものもあるが、酪農乳業の現状と将来を洞察する上で参考になるとの想いで提示された。小川氏は現役の執行役員の立場に立って、不足払い制度を過去のものとして振り返るのでなくTPPなど最近の国際貿易交渉の趨勢から見て、酪農乳業部門も自由化され得るとの想定のもとに今後の在り方を考えたいとする立場に立って、その段階について私見を述べ注目された。

最後に小林信一氏は、不足払い法制定の背景や経緯を述べ、同法は我国の酪農乳業の発展に大きく寄与したが、その後の動きを見ると産業の縮小化傾向を示している。また、従来の生産者とメーカー間の対立関係の激化という構図から都道府県酪農の経営悪化と量販店による強大なバイニングパワーの影響という構図に変化しており、その変化に制度と政策が必ずしも対応できていないのではないか。これまで生産者と一体で対応して来たが今後どうするのか、不足払い法を生み出した先人の知恵に学ぶ必要がある、と結んだ。経験豊かの各位の貴重のご意見とご提案に対し感謝申し上げます。

第三部の交流会では、香川莊一代表監事の開演挨拶の後、産・官・学の現役及びOBの60余名の参加者がシンポジウムの内容等を語りつつ懇談を深めた。そして最後は、酪農乳業の研究と教育に長く携わった森地敏樹氏による中締めによって閉会した。

なお、恒例によって会場の隣室に設けられた試飲と試食のコーナーでは、関係各社からご提供頂いて陳列された牛乳とコーヒーブレンド(トモエ乳業㈱)、各種チーズ(雪印メグミルク㈱)、甘乳蘇(古代乳製品)(中西牧場)など休憩時間を利用して参加者に提供し、和やかな交流の



シンポジウムを熱心に聴衆する120余名の参加者



業界のそぞろたる参加者の顔が見える

交流会風景
(写真撮影:小玉詔司)

場を楽しんで頂いた。各社には心からお礼を申し上げる次第である。

今回のシンポジウムは関係者にご関心を持って頂き会員総数に倍する120余名のご参加を得た外、日刊酪農経済通信、日刊酪農速報、全酪新報、乳業ジャーナル、酪農ジャーナル等各社からも当日の模様を取材し報道して頂き感謝申し上げている。

本号の編集に当ってはパネルディスカッションの部分に就いては、記録の正確性を確保するためにお立場の異なるパネラー各位のお考えをペーパーに纏めて頂いたものを掲載することとした。

そして不足払い制度にご関心のある方々の参考に供することも考慮し、不足払い制度に関する制度の説明、関係年表、各種統計資料、関係図書資料を掲載し特集号とした。今後の参考資料として活用していただければ幸甚である。

(矢澤好幸)

シンポジウム

不足払い法制定当時の酪農乳業情勢

佐野 宏哉

まずは最初に若干お断りしておきたい。私が農林省畜産局畜政課に配属されたのは昭和41年7月でした。その時は、既に不足払い法が制定されていました。法の制定当時在籍しておられたのは私の前任者である森実孝郎さん（後に畜産局長になった）です。私は森実さんから当時の事情を聞いてはいるが、いわゆる伝聞であるため、その点クオリティが若干落ちることになるが、ご了解いただきたい。

不足払い制度の基本フレーム

加工原料乳の生産者に対してこれだけ支払うという乳代のことを「保証価格」という。保証価格は、原則として生産費調査に基づいて生産費をカバーする考え方で計算する。一方乳製品では、バター、脱脂粉乳を始めとする主要な乳製品に「安定指標価格」を設定している。これは畜産振興事業団（現・農畜産業振興機構）が市場操作を通じて達成させようとする価格である。安定指標価格から乳製品の製造販売に要する経費を差し引いて、乳業者が生乳生産者にどの位支払う事が可能であるかを計算したものが「基準取引価格」である。この「保証価格」から「基準取引価格」を控除した額（差額）を「加工原料乳生産者補給金」として支払うのが不足払い制度の根幹である。（参照：図-1 加工原料乳生産者補給金の仕組み）

不足払い法の算定の経緯

現在と比べると隔世の感ではあるが、当時は本州であっても、加工原料乳の方が多い県が幾つか存在した。保証価格は、生乳生産費を基に計算するが、全国の生産者

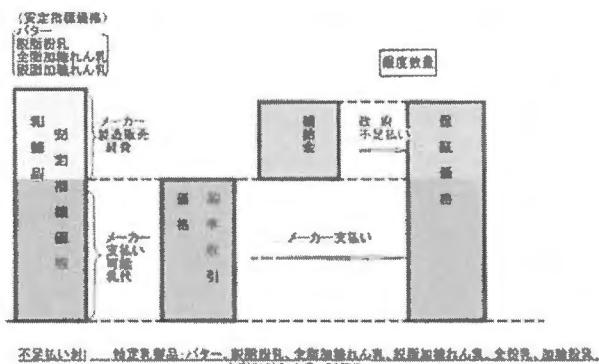


図-1 加工原料乳生産者補給金の仕組み

の生乳生産費をもとに計算するのではなく、加工原料乳地帯の生産費により計算する事になっていた。

保証価格の算定に用いる加工原料乳地帯は、加工原料乳の生産量が多い道県で、その対象県は徐々に減少している。（参照：図-2 加工原料乳地帯）

法案の策定過程で大蔵省（現・財務省）は加工原料乳地帯の生産者のみに不足払いをするよう要求した。それは市乳化が進んで加工原料乳の比率が下がれば途端に不足払いがなくなり財政出動が落ちると見たからだ。しかし農林省側は、制度を運営する上でかなり問題を引き起こすことになるとみて、大蔵省にさらに働きかけをおこなった。その結果、妥協の産物として、加工原料乳はどこで生産されていても不足払いの対象とするが、保証価格の算定基礎に使う生産費は加工原料乳地帯の生産費を使う事になった。

不足払い制度を支える三本の柱

加工原料乳に対する不足払いの仕組みを支えるには三本の柱が必要であった。これは制度施行責任者で生みの親であった当時の桧垣徳太郎畜産局長（後に参議議員・郵政大臣）が畜行政史に関する座談会で述べている。

第一の柱は、加工原料乳に不足払いするためには加工原料乳価が可視化されなければならない。不足払い法制定前の乳価はドンブリ勘定の乳価で用途別取引は行われていない。従って不足払いの前提条件は、加工原料乳価を可視化する用途別取引にしなければならない。当然ながら用途別乳価が成り立つためには加工原料乳を引き下げ、飲用乳のマーケットに殴り込みを掛けない様にしなければならない。従って生乳流通上、生産者側は、生乳販売者の独占的地位にたって、加工原料乳が飲用乳に廻らないようにして、利益が上がらない状況におかな

昭和 41~47年度	1道5県	鹿児島県 沖縄県 鹿児島県 鹿児島県 北海道
昭和 48~49年度	1道4県	鹿児島県 山口県 鹿児島県 北海道
昭和 50年度	1道3県	鹿児島県 鹿児島県 鹿児島県 北海道
昭和 51~52年度	1道1県	鹿児島県 北海道
昭和 53年度~	1道	鹿児島県 北海道

図-2 加工原料乳地帯

いと用途別乳価は成り立たない。そんな意味から一元集荷多元販売にしなければ用途別乳価はなりたたないのである。

第二の柱は、一元集荷多元販売のスキームを作る事が必要である。そのために設けたのが都道府県別の指定生乳生産団体のスキームである。もう少し詳細に言うと各県の生乳供給量をどの位支配している生産者団体を認定するかが問題であった。実際には各都道府県に組織があった訳ではない。従ってかなり無理した経緯もある。この指定団体を作ることによって「一元集荷多元販売」及び「用途別乳価」が成立することになった。

第三の柱は、不足払い法とは、保証価格と基準取引価格の差を補填する制度であるため、基準取引価格が維持される必要がある。基準取引価格は、安定指標価格から逆算して決まってくるので、基準取引価格が安定するため乳製品の価格が安定指標価格から大幅に乖離しないようにしなければならない。そのためには乳製品が安定指標価格と無関係に輸入される事態を避ける必要がある。このため乳製品の輸入を畜産振興事業団に一元化する。これによって安定指標価格を守る。安定指標価格を守る事によって基準取引価格が守られる。このように不足払いのスキームが維持される構造になったのである。(参照: 図-3 不足払いの三本の柱)

- 1 「補給金の交付」・・・・
加工原料乳に対する「不足払い」(用途別乳価)
- 2 「畜産振興事業団による乳製品の一元輸入
- 3 指定生乳生産者団体による生乳の一元集荷多元販売

図-3 不足払いの三本の柱

不足払い法を制定させた要因

不足払い法を制定させた要因は「牛乳」という商品の価格の一部を顧客即ち消費者が支払うでなく不足払い法によって納税者が負担する方法である。見方によっては「よくよく」のことであるが、これがあつて不足払い制度が生まれたのである。この要因は何か。昭和37年から昭和38年にかけてバター等の価格が急落(前年比11.3%下落)している。(参照: 図-4 バター価格の推移。図-5 脱脂粉乳価格の推移)

当時の状況は、所得倍増計画下にあり、高度経済成長の時代で、酪農乳業共に増産に励んでいた。勢いが出過ぎたというべきか、昭和30年代の初めにも一度似たような乳製品価格の下落が起きたが、昭和37~38年にかけて乳製品の価格が大幅に下がり、乳業者が生産者に対して生乳の値下げを通告する事態になった。これは大変長期かつ複雑な紛争になり、都道府県レベルで解決が出

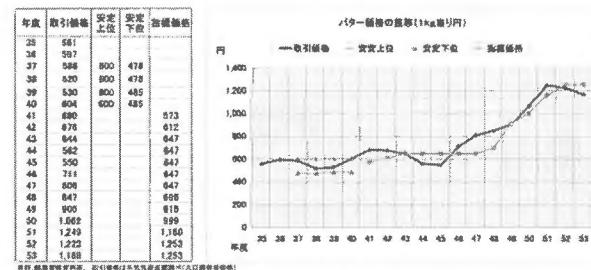


図-4 バター価格の推移 (1 Kg当り・円)

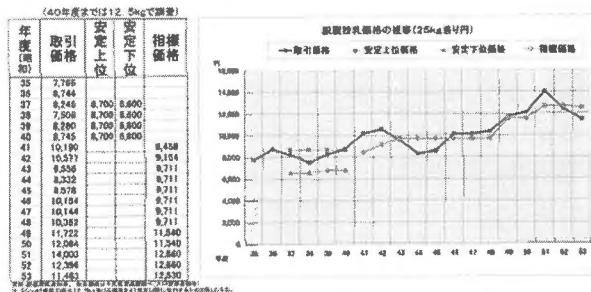


図-5 脱脂粉乳価格の推移 (円／25Kg)

来なかつたので、中央調停まで持ち込まれる事態になつた。元農林水産事務次官の東畑四郎さんに調停をお願いしたが大変な苦労をされた。

加工原料乳に不足払い法が着目した背景

この難局を乗り切るため、畜産局長には誰がよいかと云う事で桧垣徳太郎さんが就任された。桧垣さんが考えられたことは、生乳について、飲用向けはそろばんに合うので、飲用向けを先ず優先とする。乳製品に向けられる生乳を北海道ではこのような言い方をしないが「余乳」という。生乳の需給が緩和していれば、余剰分の生乳は乳製品の生産に向けられる。乳製品は飲用牛乳と異なり外国の乳製品との競合関係もある。又乳脂肪以外の他の脂肪との競合もあって、無理やりソロバンに合う価格に押し上げる事が出来るものではない。乳製品に向けられる加工原料乳については、もともとソロバンに合わない。又合いにくく云う事が根本にある。これは生乳需給が緩和した時には、生乳の値下げが通告されるという形で問題が顕在化している。

このように考えると生乳全体に対し不足払いをしろと云っても、余りにスケールの大きな話で、財政当局はとても受けいれられる筈がない。一面では飲用牛乳だけを見ればソロバンに合っている。混合乳価が引き下げられると云っても、飲用向け生乳について何かテコ入れをする必要があるという理屈を組み立てる事は難しい。そういう2つの事情があった。

需給緩和のしわよせは元々ソロバンに合いにくい乳製品に行く。つまり、この様な騒動が起きるのが乳製品の製造現場の特徴である。

このような事から加工原料乳に限定した不足払い制度が出来たのである。

制度運用に残った立法過程の痕跡

私が畜産局畜政課に配属された昭和41年7月は不足払い制度が動きだした年であった。この年から状況を眺めてみると、当時の立法過程の痕跡が色々の形で現われてくる。

先ず、1つ目は保証価格の決め方にある。これは法案の審議の段階から生産者団体から要求があったものである。単に生産費調査の概念ではなく、所得補償のコンセプトもいれ、米価と同じように家族労働費の評価替えをすべきという議論が随分あった。これは客観情勢を抜きにして考えれば当然あり得るべき議論である。

当時の赤城宗徳大臣も前向き的な答弁もしていた。だが、この問題の発端は過剰対策から始まったものであり、所得補償的な対策を入れる事は「とんでもない話」という議論があったようだ。大蔵省に難しい予算を呑み込ませようという時期でもあったので、当時の桧垣さんは相当の圧力で一步踏み込んで家族労働費の評価替えなしに保証価格の計算をした。

2つ目に財源の問題に関し、法案審議の段階に野党の議員から畜産振興事業団に輸入を一元化することは、本来は安定指標価格を守るためにも係わらず、この仕組みを作るのは不足払いの財源稼ぎのために輸入を増やす結果に陥るのではないかという批判が随分あった。不足払い制度以前は、今から考えると信じられないくらい、乳製品の輸入量は少なかった。それまで乳製品の輸入差益を不足払いの財源にした痕跡は全くなく、そのようなつもりはないと答弁して通した。従ってこのような事がなく予算も編成した。

ところが41年に私が畜産局に行くと直ぐ、事態が急に動き始め乳製品は過剰状態から解消された。昭和38年度は520円、39年度は530円、40年度は604円、41年度は680円、と回復している。丁度不足払い法の設立直後から、バター価格が持ち直していた事が解る。脱脂粉乳も同様である。(参照: 図-4 バター価格の推移、図-5 脱脂粉乳の価格の推移)

制定直後の算定ルールの見直し

私が畜政課に移ると、直ぐに不足払い法の見直しの動きが出た。最初の見直しは、家族労働費のうち飼育管理労働を評価替えすることで、不足払い制度の2年目から実施された。最初は評価替えをしないと言っていたものを替えたので大蔵省の頑強な抵抗にあった。当時の松本作衛牛乳乳製品課長は労働科学研究所に委託して、飼育管理労働の性質というものは工場労働に近いものである

と言い出した。従って周年拘束的の経費として、これをもって家族労働費の評価替えを行なった。

もう一つは一元輸入に切替えた途端に乳製品の需給が逼迫し、輸入が急増した。畜産振興事業団は膨大な乳製品の輸入差益を上げるようになった。このまま放置すると野党議員が指摘したような事態になる。結果的には安定指標価格を上回って輸入しているわけだ。一見すると不足払いの財源確保のために輸入しているように見える。そして安定指標価格を上回っているから輸入するのは当然であるが、安定指標価格の決め方を含めて、いろいろ厳しい議論を呼ぶだろうと当然予想された。

そこで急遽法律改正を行い、乳製品の輸入差益の一部を助成事業に振り向けることが出来るように改正を行なった。私は当時畜政課にいたので、乳製品の輸入差益で、どのような助成事業をやるか、非常に楽しい企画をやった事を思い出す。

指定生乳生産者団体の創設

不足払い制度の運用がどうこうということには直接関わりはなかった(畜政課所属であり牛乳乳製品課所属ではない)が、私も畜産局の一員であり、不足払い制度に対する酪農家の皆さんとの反応を注意深く聞いていた。

ある時、岩手県に出張して、岩手中央酪農協(岩中酪)の人とお会いした。指定生産者団体の制度が出来たので岩中酪も加入せざるを得なくなった。岩中酪が指定生産者団体に加入する場合、そのコストを乳価に換算すると幾らになるか。一方、不足払いが貰えるのはプール乳価に直すと幾らになるか、と質問を受けた。そして岩中酪が加入するコストは、不足払いより大きく、逆に酪農家に損失を強いるものだと口を尖らして責められた。

私は帰ってよく相談しますといって、ほうほうの体で退散したが、指定生産者団体を作るプロセスは、大変無理の多いプロセスであったらしいと、この話しを聞いて実感した。

用途別取引はフィクション

本制度とは関係ない役所のビヘイビアの話だが、当時の松本作衛牛乳乳製品課長(乳業班長は白井加一さん)は、用途別乳価にしようと一所懸命になっていた。

混合乳価は色々の形で、まだ残っていたが、混合乳価を撲滅するために、大きな声で脅かしたりしていた。用途別乳価は、一元集荷多元販売によって成り立つが、都道府県別の指定生産者団体は一元集荷多元販売を嫌なはずがない。各県の牛乳が入り乱れて流通しているわけで、例えばB県の加工原料乳をA県へ持つて行き、飲用に回す事ができるわけで、そういう状態の下では用途別取

引が完結することはない。

また、県内に限ってみても、当時の指定団体の一部は、かなりアンオフィシャルの存在であったので、一元集荷多元販売の実効を上げる力がない。県内にも複数の生乳販売者が存在する状態が続いている。用途別乳価が完結するはずがないのに「何故あんなにムキになっているのか」というのが当時の私の大きな疑問であった。

今回、このような話をするために、私は慌てて森実さんに確かめると、彼は「いやー、用途別乳価というものは、要するにフィクションでいいんだよ。加工原料乳に不足払いする以上、フィクションでいいから用途別であるといってくれなきや困る。本当に用途別になると俺はちっとも思っていなかったよ」と森実さんは述懐していたので、当時の私の認識が間違っていたと安堵したのだが。当時松本課長は、逆にそう思って制度を作ったのならば、どうしてあれだけムキになっていたのか、未だに不思議に思っている。

オイルショックと補給金改定

昭和43年に私は畜産局を離れ、アメリカに行き4年間留守して昭和47年に牛乳製品課長を拝命した。以下は自分が課長として制度を動かした実感である。

この時に私が直面したのは、飼料穀物価格の暴騰であった。同時にオイルショックの時期もあり、あらゆるエネルギーが暴騰し、乳牛用の配合飼料価格も暴騰した。所謂「狂乱物価」といわれた時代であった。

その中で、うかうかすれば酪農が狂乱物価の波濤のなかで溺死しかねない時代であった。

従って、不足払い制度の運用に当って、最大の眼目は保証価格をどうやって引き上げるかであった。実は非常に奇妙なことに、狂乱物価の時代であるためエサを始め、あらゆる物資が高騰していた。だから物価修正を行なえば、それだけですぐ自動的に保証価格が大幅に上がるはずである。狂乱物価の時代だったので保証価格を上げるのには、そんなに苦労はしなかった。

しかし大変な苦労をしたのが保証価格の算定方式であり、一番厄介であったのが牛の減価償却費であった。牛の減価償却費は、初妊牛の導入時価格から廃牛価格を引いて、それを耐用年数で除して算出するやり方で計算していた。この方式でやると当時は乳牛の廃牛価格も、もの凄い勢いで上がるので廃牛価格が上昇し、計算上は生産費を引き下げる役割を果たしてしまう。大蔵省から見れば、保証価額が上がるのを押さえるのに、こんな有益な武器はなかった。大蔵省は牛の減価償却費を何としても死守しようとすることが眼目であった。

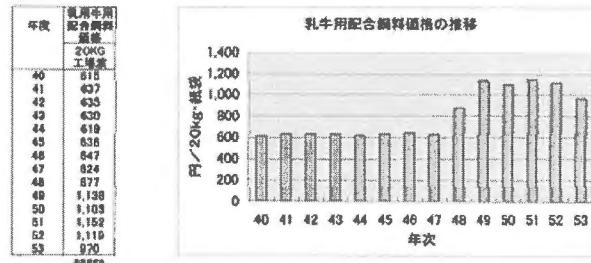


図-7 乳牛用配合飼料価格の推移

酪農界の厳しい批判と行政の信頼

昭和48年秋に生産者団体は保証価格の年度内改定（期中改定）を掲げて大運動を展開した。私は色々迷ったが、これを利用しない手はないと思った。今〔当時〕計算をしなおせば逆に1kg当たり42銭下がるという計算を出した。何故このような計算ができるかというと、牛の減価償却費のうち廃牛価格がもの凄く高くなっているためである。従って減価償却費が減る計算になった。私は42銭マイナスだからダメだといったら、ごうごうたる非難がわき、私の首を心配する人もいた。後から聞くと山口巖さんは、私がマイナス42銭の数字を出したことで安堵したそうです。そして佐野は並々ならぬ決意で減価償却費の計算を変えさせようとしているところが思つたようです。

今は隠す事ではないが、ごうごうたる非難が起こり翌昭和49年3月に減価償却費の改定を行なった。これは大騒動になって当然政治問題になった。当時の自民党農林部会の中の乳価小委員会（委員長湊徹郎氏）で預かりとなった。うまくいけば湊委員長の功績になるという道具立ての下に弊害の出ない計算方式を用意した。

単価引き上げは政治家と役人の仕事

昭和49年の大きな保証価格の上昇要因は、従来の飼育管理労働費に限定していた評価替を、飼育管理労働以外の家族労働費の半分を、飼育管理労働と同じ方式で、評価替をする事にしたこと。これによって大きく保証価格が跳ねあがった。これは政治加算であり、当時農林省の渡辺美智雄政務次官と大蔵省の中川一郎政務次官の合作である。

私が心配を碎いたのは、保証価格を引き上げる事により、不足払いの財源がもの凄く膨張したことであり、不足払いの財源膨張分をどうやって大蔵省に納得させるか、保証価格の計算よりも私にとっては大問題であった。一番良い方法は、基準取引価格を上げることにより、保証価格の上昇分を不足払いの単価にストレートに反映させないことであった。不足払いの単価に跳ね返らないように農林省も努力した事を示すのが、不足払いの財源を確保するため必須であると私は考えた。

そこで冒頭に紹介した計算式を思いだして欲しい。基準取引価格を上げようと思えば、先ず安定指標価格を大

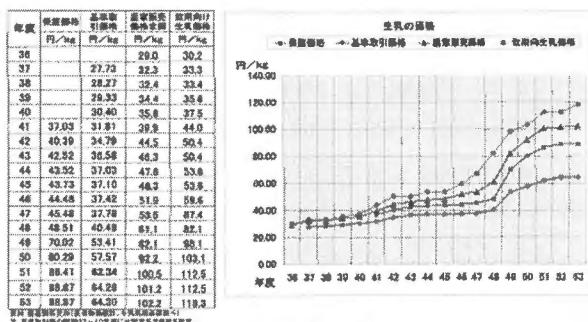


図-6 生乳の価格

幅に上げる事が大事である。そのため一番直近の市場実勢価格にあわせて安定指標価格を決めるにした。狂乱物価の時代だったので、幸か不幸か市場実勢価格は大変高くなっていた。これを計算に採る事にしようと考えた。これは計算上の屁理屈だけで納得してもらえればよいが、むしろ乳製品のユーザーが反発しないようにしなければならない。ここにも私が一番心胆を碎いた。

乳製品需給を転がす好機

乳製品のユーザーの中で私の念頭にあったのは、脱脂粉乳とバターを還元用に使う乳業者の皆さんであった。乳製品ユーザーの声の中でこの人達の発言が、不足払い法運用の政治過程で一番影響力があると思っていた。

そして皆さん方に納得して貰うためには、佐野は安定指標価格をとんでもなく上げたが、我々の欲しい脱脂粉乳やバターをそこそこに賄ってくれたと思って貰うことが大事である。

先ず、出来るだけ量を多めに放出したが、当時は狂乱物価であるから、いくら放出してもはけた。それだけでは都合が悪いので、色をつけなければと考えていたところ、昭和48年の秋に絶好のチャンスが訪れた。畜産振興事業団が輸入したバターの包装用の紙が厚生省の検査に引っかかった。このため事業団が輸入したバターを放出できない事態が起きた。

これは大変不幸なことではあるが、私にとっては好都合であった。この事態を口実に中小乳業者の団体に指定競争入札を行なった。一部の乳業者を怒らせてしまったが、中小乳業者の団体に大変喜んでもらった。ユーザーに『還元用の脱脂粉やバターのユーザーの事が、いつも、私の念頭から離れないものである』と、印象づけるパフォーマンスとしては良かったと思っている。

サン・パチ (3・8) 加工乳を乳製品放出の方便に

当時市乳の値上げが何度かあった。私が牛乳乳製品課長を勤めた1年10ヶ月の間には3回値上げがあった。昭和49年の年明け早々2回目の値上げの時、できるだけ

市乳の値上げを抑制するため、サン・パチ加工乳（脂肪分3.0%・無脂乳固体分8.0%）を作ったらどうかと乳業者の皆さんに提案した。サン・パチ加工乳とは、値上げの幅をぐっと抑え、ともかく栄養分はあるが、成分無調整のものではなく、安価であればよいというお得意さんを念頭においたものである。そしてこのサン・パチ加工乳を引き受けてくれるならば、間違いなく安定指標価格で均等に還元乳用乳製品を落札できるように放出するという事をやった。これは皆さん大変喜んでくれました。

このいう事も面白いが、山口巖さん（当時中央酪農會議常務理事）は成分無調整主義者であったので加工乳は大変嫌いであったが、私がサン・パチ加工乳を言い出すと、彼はその下心を気付いて「極めて危険な企てだけど反対するわけにはいかない」とニヤニヤしていた。その後、国会で社会党の某議員がサン・パチ加工乳を批判するような質問をした。私はそれを口実にしてサン・パチ加工乳の構想を即時撤回した。お陰でその時落札した方はサン・パチ加工乳を作るというオブリゲーション（義務）を負わずに、大変廉価な脱脂粉乳とバターを手に入れた。

制度を動かす力は

以上のように色々な手を打って還元乳用乳製品の使用者である人々に私を信用していただく下地をつくった上で3月の審議会で安定指標価格を大幅に引き上げた。(注=昭和49年度のバターの安定指標価格は前年度比30.9%上昇のキロ914円、脱脂粉乳は同18.8%上昇の25キロ11,540円。基準取引価格は同31.9%上昇のキロ53円41銭、保証価格は同44.3%上昇の70円02銭。補給金単価は107.1%上昇の16円61銭となっている。)

この時、審議会で私が安定指標価格の引き上げについて横着な説明をしたと後々までの語りぐさとなっているが、安定指標価格の引き上げは理屈で納得して頂くというものではなく、今まで述べてきたように、手を打つ事によって、中小乳業者の皆さんが私を信用してくださる下地作りに成功しているという自信の上で、説明を省略した次第である。当時は説明をすればするほどおかしくなり、上げられなくなると思っていた。

査定能力なきまま乳業界にメス

次ぎに加工販売経費を削ることもやった。正直なところ、当時の牛乳乳製品課は乳製品の加工販売経費を削減する能力は全く持っていないかった。普通に査定するのは先ず無理である。ところがそれまでは、非常に安定指標価格を低めに決めて、従って基準取引価格も低めであると云う事であった。これは、乳業者の皆さんに基準取引価格を決めるプロセスについて役所に対して挑戦しない、

と云う事に甘えて、維持されてきた慣行だと私は思っている。

今度は基準取引価格を大幅に上げると云う事であるから、工場の中を良くしらなくても査定できる箇所を探した。当時の牛乳乳製品課は乳製品の製造に要する原料乳について古いデーターしか持っていないかった。乳牛の改良が進み、脂肪が多くなった。これは3.2%換算なのでよかつたが、無脂固形分が濃くなっていたのは全く無視されていた。濃くなった分を頂こうじゃないかと、これを基準取引価格に反映させることにした。もう一つは乳業者の利益を削ること。これも悪評高き不況業種並みという概念（法人企業統計の「平均値を下回る営業利益率しか上げていない業種の利益率」）を導入した。これは大蔵省にも「畜産局は乳業者に非常に無理な犠牲を強いて、ここまで基準取引価格を上げたのか」という印象を与える上で、充分有効だったと考える。

一元集荷多元販売に問題点

ここから先は、当時私がやったことに対する反省と感想を述べたい。私が牛乳乳製品課長を拝命して直ぐ、当時グリコ乳業㈱にいた伊藤正十郎さんと仲良くなつた。当時グリコは「那須高原牛乳」とか「霧島高原牛乳」などを販売していた。これは牧場の段階からきちんと飼育管理した乳牛の生乳を集め販売していた。このような商売をすると一元集荷多元販売は困る伊藤さんは話しをしていた。私は伊藤さんの言う事は正論だと思っていた。このような形で乳業者は川上の奥まで手が届いていて、リテールの段階でお得意に訴求するポイントが川上の奥まで遡れるように出来ていた。これは非常に魅力的なアイディアであつて一元集荷多元販売のコンセプトは、このアイディアを邪魔することであつてはならないし、何か工夫をして邪魔にならないようにしなければいけないと思っていた。

その後の乳業界をみていると「川上に遡ったこだわりを訴求するポイントをプロモーションする」やり方をしている。伊藤さんから最初に教えてもらった一元集荷多元販売の問題点とは、尤もの問題提起だと思っていたが、最近益々その想いを深くしている。

需給調整の制度の運用の難しさ

先ほど述べた飼育管理労働以外の家族労働費の評価替えで、保証価格が大幅に上がった。その結果、直ぐ生乳の過剰生産に突入する事になった。こう考えると保証価格をどのように決めるかは、生乳の生産量に対して非常に重要なインパクトを与えるものである。それがどの程度効くかについては判断材料を全く持たずにやっている

わけである。

いうなれば経済原論の教科書に良くある、縦軸にP（価格）をとて、横軸にQ（数量）をとる均衡確保の考え方を全然わからずにやっていた。補給金を上げれば幾ら増産に圧力が増すことになるかなど。どうも、当時飲用牛乳は余っていたので、数量への効果というのに何かの計算も判断材料もなくやっていた。即ちブレーキのない自動車を運転しているようなものである。

やはり保証価格を決めるに当って、判断材料を持たないとすれば別途供給量をコントロールする何らか仕組みが必要である。保証価格を大幅に値上げした時の痛切な実感である。これが後に計画生産のスキームで具現化しているようである。

私がもう一つ指摘しておきたいのは、行政価格には、決めたと云うものよりは、むしろ慣性の法則が作用している。大幅に上げた年の翌年も「去年これだけ上げたのだからもういい」とは誰も云えない。もうこれ以上に上げてはいけない年だと皆さんが解っているのに、日本酪農政治連盟が運動をされる。勿論それは無視できない。慣性の法則が働くからである。これも今の計画生産と同じように非常に重要な問題だと痛切に感じた。

制度初期の乳製品の放出の問題点

畜産振興事業団の市場操作には弱点がある。先ず私が実際に操作してびっくりしたのは、事業団が放出する際の放出価格の決め方である。事業団が輸入した乳製品が1対1で国際乳製品と互角に渡り合えるという荒唐無稽な認識に基づいて決められている。しかも一方100円で売っている時に101円で買う者はいない。考えればすぐわかる事だが、安定指標価格に押さえつけるために安定指標価格で売ればよいという、こんな馬鹿な事はない。

国産乳製品は、各社がそれぞれ長年手塩にかけて立派に確立してきたブランド品である。これに対して事業団が輸入した乳製品は所謂一見（いちげん）さんの乳製品であり門前払いをされてもおかしくない。また、国産乳製品は既存の確立した流通ルートを持っている。事業団が放出する乳製品は大手の乳業会社が自社のルートを通じて輸入物でも使ってくれる得意先に向けて流させていただくものである。それ以外の客がスポットで買うのは極めて難しい。安定指標価格に落ち着けるためにはどうすれば良いか、という問題をよほど慎重に考えなければならない。

ことに私がやってみた実感では、輸入量が多すぎて売れなくなった時の始末は仕様がない。見込み違いで輸入しすぎて放出をしそこなった場合の損失を処理する装置、そういうものがなければ、安定指標価格に落ち着けるという事は絶望的に困難である。

制度草創期からあった国際競争力

国際競争の問題は困難であるといっているだけならいいが、私も後になって段々気がついた。牛乳乳製品課長に就任した直後にニュージランドのデーリィボードの東京駐在の人が来て開口一番に次のように言った。私に与えられているミッションは、畜産振興事業団の一元輸入の網をかいくぐって、日本のユーザーにお届けする乳製品開発をすることですと。畜産振興事業団が放出する乳製品とは、紛らわしコンペティターがどこかで政治的に声を発する事はないが、ひたひたと日本のマーケットに滑りこんでいる。こうゆうものとの競争のなかにおかれている。そういう事を考えると、安定指標価格の決め方に遡って考える必要があるし、後は事業団の操作の仕方も色々工夫をしなければならないと実感した次第です。

なお、佐野宏哉氏は3月2日のシンポジウムの補完講演を、5月15日の役員、評議員会、編集委員会合同会議（酪農会館会議室）に於いて講演された。要旨は下記の通りであった。

飲用乳向生乳価格と保証価格との差

牛乳乳製品課長在籍中（昭和47年8月～49年7月）に、飲用牛乳向け生乳価格は3回値上げされた。（昭和48年2月・48年12月・49年7月）生乳価格は飲用牛乳向けと加工原料乳向けとがあり、この価格差が常に気になっていた。

飲用牛乳向けの生乳価格が高水準となる事は、飲用牛乳向けの促進にはなるが、関東などは北海道など北からの原料乳の流入が脅威となる。このため関東等南方への圧力を緩和するため、加工原料乳の保証価格値上げの圧力が強まる。

昭和49年3月の価格決定の際は、飲用牛乳向け生乳価格が昭和48年12月に値上げされて高水準（82円10銭）になり、加工原料乳保証価格との格差が33円51銭と拡大していた。この年の保証価格決定で政治加算があった

1) 飲用乳向け生乳価格の推移

	昭和48年2月	昭和48年12月	昭和49年7月
価格(kg)	67円10銭	82円10銭	98円10銭
値上げ幅	7円50銭	18円00銭	16円00銭
値上げ%	12.8	22.4	19.5

2) 保証価格の推移

	昭和46年4月	昭和47年6月	昭和48年4月	昭和49年4月
保証価格	44円48銭	45円48銭	48円51銭	70円02銭
飲用向価格	53円60銭	59円60銭	67円10銭	82円10銭
差額	9円12銭	14円12銭	18円59銭	12円08銭

のは、北海道選出の中川一郎代議士（大蔵政務次官）と栃木県選出の渡辺美智雄代議士（農林政務次官）の合作で、南側の関東が格差縮小に応援したものである。

幻の3・8牛乳の構想

昭和48年12月に飲用牛乳向け生乳価格が値上げされた時、市乳の値上げ抑制のため、乳等省令の規準ぎりぎりの3・8牛乳（脂肪分3.0%・無脂乳固形分8.0%）を作る事を提案した。

昭和40年代は不足払い制度の発足もあり、牛乳よりも加工乳、乳飲料等乳製品からの還元乳を用いた牛乳形態の飲料の生産量が上回ったり、植物脂肪が混入されるなど、様々な問題が生じた時期でもあった。

生産者はこれらの事態に対抗し農協系乳業で成分無調整牛乳の販売を始めるなど乳製品からの還元乳には抵抗が強く、牛乳を巡って問題が多発していた。ただ季節的には還元乳は必要であり特に中小乳業の依存度は高かった。

昭和48年に穀物危機が発生し、オイルショックが続いて諸物価が値上がりしていた。そこで値上げの抑制のため安い牛乳販売が必要であるとして中小乳業に無競争で安く乳製品を払い下げる事を考え「3・8牛乳」について販売を提案した。「3・8牛乳」は実際には発売するまでもなく、乳製品の払い下げは達成できたので、野党からも反対があり「3・8牛乳」構想は撤回して幻で終わった。

加工原料乳の成分と家畜の改良

基準取引価格の算定には、加工原料乳の成分が重要なファクターとなるが、それまで用いていた成分は古いままで、家畜の改良により脂肪分、無脂乳固形分などの乳成分が向上した成果は反映されていなかった。

特に無脂乳固形分の成分は高まっていたが無視されていたので、これを昭和49年取引価格の算定に反映させた。これは社会党の芳賀貢代議士からも指摘されていた。当時は、価格政策と家畜の改良との関係は希薄であった事は間違いない。

プロフィール

昭和29年東京大学経済学部卒業、農林省入省、畜産局牛乳乳製品課長、審議官、経済局長、水産庁長官歴任後退官。国際協力事業団（JICA）副総裁、大日本水産会々長、国際酪農連盟日本事務局（JIDF）会長、酪農ヘルパー全国協会々長などで活躍した。

シンポジウム

不足払い法制定前の生乳需給状況と国会審議過程

香川 莊一

1. 加工原料乳生産者補給金暫定措置法制定前の生乳需給状況

- 1) 生乳生産量は、昭和30年には100万トンを超え、酪農家戸数が昭和38年まで増加を続けたこと等もあり、その後も堅調な伸びとなる。昭和36年に200万トン、昭和39年には300万トンまで拡大した。
- 2) 生乳生産量のうち飲用仕向量は概ね50%の比率で推移し、順調に市乳化は進んだ。
しかし、昭和31年は生乳生産量が16.3%伸びたが、飲用仕向量の伸びが10.6%と鈍化したこともあり、昭和31年～昭和32年の乳製品仕向量が20%を超える伸びとなって乳製品が過剰傾向となった。
- 3) 昭和37年にも生乳生産が15.9%伸びた一方で、飲用仕向量は、鈍化して、7.9%の伸びにとどまり、乳製品の生産、在庫が増加した。乳業者は昭和37年12月以降、生乳1升（1.875kg）当たり2円に値下げを通告した。
- 4) 生乳価格は昭和38年3月に一旦回復したが、再び乳製品の価格が軟化して乳業者は、昭和38年10月に1升（1.875kg）当たり2円の値下げを通告した。値下げ幅も大きく全国的に乳価紛争が発生し、価格交渉は難航した。

生産者は酪農振興法に基づく調停を十数県が知事に申請した。その内青森、岩手、秋田、群馬の4県は中央調停を求めた。これを受けて中央生乳取引調停審議会（東畑四郎座長）が2ヶ月間に亘り精力的に審議して、昭和39年3月によく決着した。

それまで乳価問題はこの調停制度で対応するとの考えであったが、この混乱を受けて本制度だけでは不備であることが証明された。

この事で新たな制度が必要との考えが出され、「不足払い法」制定に向けて進むことになった。

4) 生乳生産量と飲用仕向量

昭和29年度から昭和40年度の生乳生産量と飲用仕向量の実績は下記の表の通りである。

2. 加工原料乳生産者補給金暫定措置法の国会審議の経過

1) 衆議院での審議経過

加工原料乳生産者補給金暫定措置法（案）は、第48回国会にて提出された。衆議院では昭和40年4月6日日本会議で趣旨説明が行われた。同日農林水産委員会に付託された。4月7日に農林水産委員会で提案理由説明が行われ、4月14日、21日、26日、28日、5月7日、12日、15日に審議が行われ、17日に一部修正し、付帯決議をつけて可決され、同日本会議で可決された。

2) 参議院での審議経過

衆議院と併行して4月21日に趣旨説明が行われ、21

生乳生産量と飲用仕向量

年 度	生乳生産量		飲用仕向量		乳製品仕向量		飲用比率
	千トン	前年比%	千トン	前年比%	千トン	前年比%	
昭和29	929		429		428		
30	1,031	11.0	500	16.5	426	▲0.6	48.4
31	1,199	16.3	556	106	523	22.8	46.4
32	1,412	17.8	644	15.8	633	21.0	45.6
33	1,579	11.8	768	19.3	670	5.9	48.6
34	1,764	11.7	889	15.8	715	6.8	50.4
35	1,939	9.9	1,008	13.4	772	7.9	52.0
36	2,180	12.4	1,125	11.6	889	15.2	51.6
37	2,526	15.9	1,214	7.9	1,126	26.7	48.0
38	2,837	12.3	1,467	20.8	1,178	4.6	51.7
39	3,053	7.6	1,666	13.6	1,193	1.3	54.6
40	3,271	7.1	1,828	9.7	1,254	5.1	55.9

日に農林水産委員会で提案理由説明が行われた。会期末の6月1日に農林水産委員会で審議が行われ、付帯決議をつけて可決され、同日本会議で可決成立した。

3) 国会での主要論点

本会議は酪農政策上、画期的な事項を含むため、国会では次の事項などで活発な質疑が行われた。

主な論議は

① 全生乳を対象とするべき

「全生乳を対象とするべき」については、不足払いの対象に飲用牛乳を含む全生乳を対象とするべきではないかと意見が出された。これに対して、政府は飲用牛乳は今後堅調に推移すると予測される。価格は需給に応じて形成され、加工原料乳に比べて高水準に形成されると見込まれると説明した。また用途別乳価を導入することで加工原料乳に比べ、飲用乳の有利性は高まる事が期待できると説明している。

加工原料乳については、乳製品の国内価格は国際価格に比べ割高でありながら、加工原料乳の価格水準は、その再生産を確保するには困難な水準にあるので、加工原料乳について財政で援助するものであると説明している。

また現在の主要加工原料乳地帯は、今後とも酪農を基本作目として農業の振興を図ることを必要とする地帯であり、将来の飲用乳の供給地帯としても期待される事に着目するものとしている。

② 保証価格の具体的算定方法

「保証価格の具体的算定方法」については、米と同様の生産費、所得補償方式を採用してはとの意見、その算定方法の中で自家労賃の評価についても意見が述べられた。

政府側からは、生産費、所得補償方式に就いては、生乳生産は米と異なり生産体制がいまだ確立していない。さらなる生産の合理化、国際競争力の向上等酪農・乳業の合理化が必要である。この段階では、生産物の需給の不均衡を招きやすくなるので、再生産を確保する価格水準を目指すのが合理的と考えているとした。

保証価格の算定は（ア）主要加工原料乳地帯の過去一定期間の生産費の趨勢により定める方法、（イ）主要加工原料乳地帯の平均生産費により定める方法、（ウ）主要加工原料乳地帯の標準の経営または平均飼養規模の経営についてその生産費を基礎として定める方法等が考えられると説明した。

また自家労賃の評価について、米は国家管理物質であり経営規模、技術水準とも相当高度な段階にあり、米と同様の都市の製造業労賃を探るのは妥当ない。現段階では、地域の農業労賃として、農村臨

時労賃を当てるのが妥当とした。

ただ、労賃の評価に就いては、経済諸環境、生産事情等によって彈力的に考えるべき性格のものとの答弁もあり、その後飼育労働費の評価方法が変更されている。

③ 生乳生産者団体の指定

「生乳生産者団体の指定」については、生乳の販売事業を行ない、かつ不足払いの交付を受けるものとして、都道府県単位の生乳生産者団体の指定を行なうとしているが、全国単一の団体にするべきとの意見が出された。

これに対して政府側は、現在、全国団体は殆んど生乳の共販に関わりがないため、全ての生乳を全国団体の共販ルートに乗せる事は、現実と乖離していて実現が困難であると説明した。

又、原則一県一団体の指定であるが、離島、山間僻地等自然的経済的条件が異なり、かつ生乳の生産流通条件が異なる場合があるので、特別措置として複数の団体の指定も必要と説明している。

当時、生乳の集出荷団体は、全国で合計1,833組織があり、その内6割の1,082が任意組合であった。農協連合会は61組合、農協は740組合で、総合農協系、専門農協系が入り乱れている状況であり、一県一指定団体への統合も心配される状況であった。

④ 乳製品の一元輸入制度

「乳製品の一元輸入制度」については、乳製品の自由化につながる恐れがあるのでは、また輸入差益が生じていたために輸入が増加して不足払いの財源確保の手段となるのではとの意見が出された。

これに対して政府側は、我国の乳製品の国際競争力は低く、加工原料乳の不足払いと乳製品の国内需給操作との関連を考慮し、価格安定事業の円滑な運営を確保するために一元輸入方式を導入すると説明した。

当然輸入規制も継続し、輸入差益も大きな額ではなく、財源として期待しているものではないと説明した。

ただ、「不足払制度」が発足した昭和41年から42年にかけて、乳製品の需要が急増して輸入量が増加した。輸入差益も増加したこともあり、当時の畜産振興事業団が新たに「畜産振興助成事業」をスタートさせた。

⑤ 法案の名称中の暫定措置等

法案の名称中の「暫定措置」については、法案の名称中に「暫定措置」が入り、目的の中でも「当分

の間」とされていることで、本法の存続期間を巡り質疑が行われた。

政府側は、酪農の生産性の向上、牛乳乳製品の処理加工段階での合理化が進むと共に、飲用乳の比率が高まり、価格条件の不利を財政で補正する必要がなくなること。さらに乳製品の国際競争力が強化され輸入についての調整措置を必要としない時期に来るまでと説明した。

具体的には5年、10年とか限定的な期間は考えていないとの説明があり現在に至っている。

- ⑥ その他「基準取引価格の決め方」「限度数量の限度量」「飲用価格」等についても質疑が行なわれた。本法案の審議では上記の事項などで、活発な議論が交わされた。しかし、発展途上の酪農を巡る情勢から見て、本制度は酪農政策、特に価格政策としては、画期的な制度であることから、制度の必要性については認識が共通しており、野党の賛成も得て成立し発足したものである。

参考文献

- ① 第48回国会議事録 衆議院及び参議院農林水産委員会 (1965・4)
- ② 不足払い制度の解説と手引き (株)酪農経済通信社 (1965・12)

プロフィール

昭和33年東京農工大学農学部卒業、農林省入省、新冠種畜牧場、大分県畜産課長を経て畜産局大臣官房参事官、畜産經營課長、東海農政局次長など歴任後退官。その後地方競馬全国協会理事、中央畜産会専務、家畜改良事業団理事長など歴任後退任、現在日本酪農乳業史研究会監事。

シンポジウム

不足払い法制度と設立当時の生産者の動き

西 原 高 一

私は酪農の話しをする前に牛乳の定義を話すことにしている。これは念仏みたいなものである。

牛乳とは神が人間に与えてくれた殆んど完全に近い食品である。これは私が米国のアイオワ大学を訪問した時に教えてもらった事であった。

これを酪農の本質に重ねると、人間が食べられない草を牛の腹を通すことによって安全な栄養食料に変えるところに酪農の経済性がある。今日に至るも私は実践しつづけるべきであると思っている。練れた内容ではないが思いつくままに話をしたい。

戦後の酪農組織に整理統合が必要であった背景には、乳業メーカーの御用組合、出荷の仲良しクラブとか、当時は農業法人を作るのが流行であった。従って農事法人、任意組合とか、一番進んだところでは、農協法に基づく農業協同組合などで種々雑多であった。中には組織とは云えない組織も沢山あったのである。

組織には、一般的に定款があり、代表者、役員がおり、役員会や総会をやるといった組織構成を規定しているが、殆んどの組織はそういうものが不明確であった。

このようにバラバラでは、我々が酪農をどのようにするべきかと言う意見や要望を統一する場所がなかった。さらに政策的にもその進めようがない環境でもあった。これではダメだと言う危機感が団体の関係者にはあった。当時は農林中金、全中、全農、全酪連、開拓連という全国組織があった。こうした団体と農林省を含めて相談した結果「中央酪農会議」を作ろうかと云う話になった。このため中酪は、酪農界共通の話し合いの場として誕生したのである。

政策反映を目指す運動と言うものは、全国農協中央会がやるのが本旨ではあるが、酪農の生い立ちが違うのでそうは行かなかった。やはり全国農協中央会とは独立したものでないと、酪農家の皆さんのが集結する気にはならないと言う事で中央酪農会議を作った側面もあった。

そして同様の構成の組織を都道府県に下ろして都道府県酪農会議を設立した。当時は専門農協、総合農協と対立関係ではなかったが組織が分かれていたので、両方を一つの場に集めて話しをする必要があった。酪農会議は46都道府県に出来たが、主として県庁の畜産及び酪農をやった人を事務局長などとして設立をした。

中央酪農会議及び都道府県酪農会議も当時の事務次官通達によって誕生している。酪農会議というものは生産

者団体の意見を酪農界で反映できる唯一の場所として運動してきた経緯がある。

当時の酪農乳業を取り巻く世相を概観すると、戦後の食料生産は回復していたが、乳の主源は主に山羊乳であったが、その後発達して牛乳へと移っていた。今では売れるものを作ることが必要の時代であると思うが、当時は牛乳を作れば売れる時代でもあった。

生産者団体には、この時代背景を踏まえて、牛乳とは第2の国民食料であるという概念で「食料を生産するのだ」という考え方での増産意欲が非常に強かったのである。

その頃の国民は、1日に飲む牛乳量は30グラムに達しなかった。達しなかったと云うよりは飲めなかつた。その中でも生乳生産は過剰になって乳業者側の乳製品在庫が過剰になる局面もあった。

しかし、矛盾する事には、このような需給環境にも関わらず、乳製品を輸入する事は絶えることがなかった。どうしてかと言う事をよくよく考えると、戦後の復興資金は、アメリカが主として資金を出してくれる代わりに余剰農産物の輸入をせざるを得なかつたのではないかと思われる。

当時の酪農民は、これから酪農をどうするかと言う事を考える時に、一つは需要の拡大路線、もう一つは乳価の安定と言う2本柱で要求する必要性を感じていた。こうした声を背景にして酪農会議の場で運動を展開した。その第1は学校給食に於いて牛乳の給食に着手した事であった。酪農会議の場でもさんざん議論をしたが、初期の頃の学校給食の材料はララ物資の脱脂粉乳であった。詳しい事はよくわからないが米国にとって家畜の飼料と言うくらいの位置づけであつて品質、安全性とも芳しくなく、輸入脱脂粉乳から異物が出てくるなど大騒ぎをしたこともあった。こんな経過も手伝って牛乳の学校給食は実現したのである。

第2は国産の牛乳を飲ませるだけでは国内酪農は振興しないという議論が高まってきた。酪農振興をはかるために、牛乳乳製品の需要拡大と乳価の安定をはかるという課題であった。

不足払い法制度の論点と経過に就いて、この制度のポイントになったのは①指定団体は県を一本にして県知事の許可制とする。②一元集荷多元販売とする。③補給金を含め乳価の支払いは指定団体が一括して行なう。と言

うことで今までやった事のない部分でもあった。この事は当時「明治維新」とか「廃藩置県」に例えられて騒がれた。旧来の習慣を破る大改革である。不足払い制度は農協精神をも根づかせる意欲的なものであったと思う。

そして酪農の世界には物事を自主的にやる、団結してやると言う良い習慣が出来た。「酪農一家」「生処は車の両輪だ」という慣習は今日迄残っている。また生処販がお金を出し合って消費拡大をやってきた。他の農業部門には見られないやり方だと思っている。後日牛乳生産の過剰により、計画生産もやらねばならなくなつた。実施するからには効果の上がるやり方をやらなければならないというので、守らぬ県にはペナルティ制度を実施し、逆に未達の県に対しては、とも補償を実施する等、他の農業部門にはないやり方を採用したのである。

以上の観点から酪農全体によい習慣が醸成されたと感じている。

不足払い法成立の経過であるが、最初、生産者団体は、原案が加工向け原料乳のみを不足払いの対象にするとしていたのに対し、全生乳を対象にすべきだという意見であった。しかし、原案者（政府）としては、いまは先ず原案を通すことが先決で全生乳を不足払いの対象にすることは第2の食管をつくることになると言う批判を受けて原案さえ通らないこととなると主張した。組織内でい

ろいろ議論したが、それではと言うので止むを得ず原案に賛成した経緯がある。

全生乳を不足払いの対象にすることになるならば明治乳業や森永乳業も反対はしなかつたであろう。

乳価交渉の取り組みについては指定団体設立後は全国乳価対策委員会（全乳対）を設立し、同委員会が委任を受けて実施することとなった。

不足払い制度の支援を受けて、集送乳路線の整備とその為に必要な諸施設の建設等を背景とした一元集荷多元販売体制を整えるため各指定団体が努力したことも全乳対の交渉を有利に導いたと思っている。

いづれにしても本制度運用の過程では紆余曲折もあつたが、結局は不足払い制度によって我が国の酪農が発展して来たことは事実である。

プロフィール

昭和32年東洋大学経済学部卒業、中央酪農會議創設に関与し、指定団体の育成指導に当る。事務局長、常務理事、専務理事、副会長を務める傍ら、酪農に関する論説を多くの専門誌、書籍に発表した。退任後中央大学法学部（通信教育）を卒業するなど勤勉家である。

シンポジウム

不足払い制度の前後

伊藤 守男

先ず不足払い制度発足以前、昭和30年代の酪農乳業事情について、私の経験を通して記します。私は今から56年前、昭和32年森永乳業㈱に入社し、入社後2ヶ月間、御殿場の森永岳麓農業科学研究所で研修、その後1ヶ月間平塚工場で研修し盛岡工場に赴任しました。研修で教えられた事は「酪農と乳業の一体化による共存共栄」でした。当時の牛乳の需給は、4年毎のミルクサイクルと呼ばれ不足と過剰を繰り返し、不足時は牛乳の争奪戦が盛んに行われていました。

酪農で受けた研修は、牛乳の量や品質、風味は牛の種類や年齢などで常に変化すること。また牛の健康状態や飼料など飼育環境によって常に変わる事などです。次ぎに乳業については、契約した酪農家の生乳は全量を買い入れること。他の食品産業のように原料の品質を選んで、必要な時に、必要な量を市場から買い入れる事は出来ない事。そして消費者の需要は天候や経済環境などで常に変動し、牛乳の美味しさについての評価も、消費者の住んでいる地域や年齢などにより微妙に異なること等です。

そこで買入側の乳業から常に変動する需要や品質要望を適切に酪農家に伝え、酪農家も生産環境の変化や課題を乳業に伝えて、互いの理解と協力が大変重要でした。単に互いに情報交換のみで終わらせて、行動が伴わなければ、その「つけ」は全て当事者の乳業と酪農家に戻ってきます。具体的には経営の安定を前提としながらも不足時の値上げ、過剰時の値下げ。夏の需要期には奨励金を上積みし、不需要期にはそれを外して抑制する事など実施しました。また施設の改善など創意工夫により品質の高い生乳を出荷した場合には乳質奨励金を加算する事などでした。

この事は私の個人的な話しで恐縮ですが私の祖父が今から120年前、横浜で牧場と牛乳処理および販売事業を興して、牛乳の品質、「旨味」と「生乳の需給調整」で近くの牧場と競い合った話しを家族から聞かされ、身体に沁み付いていました。

話しを戻しますが、当時各工場に7～8名、全工場で100名を越す酪農課員がおり、酪農指導、乳牛の健康管理及び治療、飼料設計、乳質改善指導、乳牛の導入、予定乳量の確保などの業務をしていました。

私も22歳で赴任したその日から取引先岩中酪傘下の岩手山麓6ヵ町村約500戸を担当しました。岩中酪は各地に支所を設けて、獣医師は森永乳業㈱、人工授精師は

組合職員で一緒に仕事をしていました。生乳取引価格は、各種の奨励金も含めて需給事情や生産環境を取り決め、乳量は全量、品質は個人別のサンプルに基づき県営検査で決められ、脂肪率、細菌数、風味検査などの検査でした。私も6年間、北岩手の岩中酪支所に駐在し、文字通り「酪農・乳業一体化」した仕事でした。

特に変わった経験としては乳牛の預託制度です。これは乳牛の品種改良が進んでいた神奈川県の平塚工場管内の酪農家から雌仔牛を毎年100頭前後岩手に運び、酪農家1戸に2頭を預け、2年後に妊娠させて、どちらか1頭を預託した神奈川の酪農家に返す制度でした。岩手の酪農家は残った牛を無償で得られますが2頭とも立派に育てないと良い牛が残らないので、酪農家の飼養管理は一生懸命でした。

またオーストラリアからのジャージー牛導入を進めた県の事業に協力し横浜から夜行の貨車で20時間もかけて牛の輸送も経験しました。さらに森永乳業㈱50%、市町村が50%出資して岩手酪農開発株式会社を発足させ酪農家の乳牛導入資金に活用しました。牛の品種改良は乳業が自前で種牛を海外から導入して早くから取組んでいました。

乳牛の治療は乳質に悪影響を及ぼす乳房炎や繁殖障害を始め様々な疾患に対応し、恐ろしい伝染病の炭そ病発生の経験もしました。各地で集団検診や妊娠鑑定を行い、その後に酪農乳業の懇談会を設けていました。

昭和38年に「美味しい牛乳つくり」に貢献する乳牛用配合飼料「森永1号」を「味の素」「伊藤忠商事」と3社で共同開発して供給開始し、乳質改善事業では、奨励金を品質の格差ごとに段階的に支出して底上げを図りました。

牛乳の品質は女性の役割が大きいため、婦人部の活動を支援したり、後継者対策も昭和33年から酪農家の娘さんを対象に「森永ミス酪農」の全国大会の候補者を選出して酪農青年とのお見合いなども勧めて私がまだ独身の頃に3組の仲人をした事もありました。

昭和24年から酪農家向けに「森永酪農ニュース」を発行して関連情報や先端技術「森永ミス酪農」の写真、優れた経営分析等を行い情報誌はその後「モリちゃん」に改名しました。財団法人森永酪農振興協会主催の全国酪農経営発表コンクールを開催して優れた経営を全国に紹介して、1位になった酪農家は海外酪農視察に招待しま

した。

そうした中で不足払い制度は昭和45年から実施され岩手県の指定団体は岩手経済連となり、岩中酪に支払う手数料と別に指定団体に支払う手数料が新たに増える事への不満や森永以外に出荷する事への不安がありました。

森永乳業(株)としても一元集荷多元販売になる事で酪農家と乳業の緊密な信頼関係や需要にあわせた生産や美味しさの追及と共に取組んだ生産者と更なる「美味しさと付加価値」を求める消費者とのきめ細かいつながりが継続できるのかと云う不安もあり、当初は真っ向から猛反対の立場でしたが法律制定により結着しました。

岩中酪との共存共栄に基づく交渉から、指定団体との力の対決に変わり、当初は互いに主張がかみ合わず苦労の連続でした。そして12年間に及んだ岩手の乳牛たちとの付き合いは終わりました。

昭和44年に本社への転勤後、中央酪農会議、全農、全酪連との折衝や農林省のご指導をいただきに霞ヶ関に伺う事が多くなり酪農家の皆さんとの接触は殆んどなくなりました。

不足払い制度の移行時に一元集荷多元販売が酪農乳業の一体化にどのように影響を及ぼすかと云う心配は、価格や数量について需給事情など紆余曲折はありましたが、関係各位のご尽力により今日の安定に繋がりました。

残る品質の高級化について、国産の他の農畜産物の品質が海外でも高い評価を得ているように、生乳の品質については、特に「旨味、美味しさ」の評価を高め続ける必要があると思います。

私が今から16年前1997年に酪農雑誌のインタビューに答えた記事でも触れましたが、需要拡大に向けた「美味しい牛乳作り」を一元集荷多元販売体制の中でどのように進めて行くか長年にわたり試行錯誤を続けていました。

最近の酪農乳業の動向は生産も消費も共に縮小傾向ですが食の原点である、「美味しさと栄養価」に優れた牛乳乳製品の供給を酪農乳業一体となって協力に推進したいものです。即ち「新鮮で美味しい牛乳乳製品」との評価を高め「美容と健康」「長寿」「骨折や認知症の予防」「免疫力の強化」など、今後増え続ける高齢者にも好まれる製品開発を心から期待するものです。

世界的に高い評価を得ている和牛高級肉への輸出解禁

の明るいニュースもあり、日本の米や果物も美味しさと高品質で海外でも高い評価を得ています。「歴史は繰り返す」「未来は過去にある」と言われます。

長年に亘る日本の酪農乳業の一体化による取組みを生かして、他国が簡単に追いつく事が出来ない品質重視の美味しい牛乳乳製品を次々に作り出して、国内はもとより広く海外への輸出拡大を視野に入れた大いなる発展を心から期待しています。

結びに、その具体案を提示したいと思います。ご承知の如く古来、世界各地の長寿の三大食品は、ヨーグルト、林檎、蜂蜜と言わされてきました。時代と共に乳製品の品種は多岐に亘り消費者の嗜好も変化して行きます。乳業、食品産業はそうした消費動向を早期に正確に捉えて新商品の開発と拡売を目指します。現在は、経済がグローバル化し、市場も国際化しています。

そうした食品に最も適した高品質の原料乳をどのように確保するかが企業間競争の勝敗を分けると考えられます。その競争の最前線に立つ人材は、食品（乳製品）開発の知識と、それに必要な品質を備えた原料乳の生産指導の出来る専門家です。

不足払い制度以前に活躍した企業の獣医師のレベルより遙かに高度な知識と技術を兼ね備えたコンサルタントの活躍が期待されます。最先端の商品知識と最高品質の原料乳を如何にコストダウンして生産し乳業と酪農経営の双方の収益拡大を達成させられるかコンサルトの手腕に懸かると思います。

そうした優れたコンサルトを誰がどのようにして確保、育成し、専門家としての能力を常に世界のトップクラスに高め、現場で具体的に活躍させ続けられるか、日本の乳業と酪農組織が相協力して実現を図る時代になったと考えます。

プロフィール

昭和32年東京農工大学卒業、森永乳業(株)入社、盛岡工場、本社酪農部、京都工場長、取締役酪農部長、常務取締役、専務取締役を経て現在参与。この間、日本酪農国際連盟副会長、森永酪農振興協会常務理事、(株)ミックス社（那須牧場牛受精卵移植事業）社長を務め活躍した。

シンポジウム

不足払い前夜の生乳取引をめぐる酪農乳業事情

細野正昭

はじめに

不足払い法が決まるまでとその発足後の酪農事情について、当時直接関わったものとして、記憶を辿りメモ的ですが羅列概観します。

1. 生乳取引の歴史

日本の酪農乳業は、当初牛乳販売を目的とした搾乳業（処理・小売機能も兼務、所謂牛乳屋）として誕生、次第に農家酪農に移行。このため、売り先である乳業工場を中心に酪農が育成・拡大され大きな酪農組織へと発展していった。生乳取引は①生乳は毎日生産されるもの、②そのままでは貯蔵性がなく腐敗しやすい、③農家で処理加工しない限り毎日出荷が原則、④特商品的ではない、⑤乳牛育成・搾乳までかなり長期間を要し、簡単に経営の開始・中止ができにくい、といったことなどから、当初から口頭・文書は別として、処理業者との長期取引契約が必然であった。取引組織としては、当初個人取引その後任意団体・農協団体へ、或いは小規模なものから大規模な団体へと変化。しかし、その取引内容については売買という利害の対立からしばしば紛争の原因ともなっていた。

このような情勢から、当時は何よりも先ず物量の確保が求められた。即ち、安く、近いところから、いいものを、なるべく多く、ということが求められ、原乳争奪戦所謂集乳合戦が常態化し、乳業各社の酪農係（私は入社したとき、酪農係は乳業の用心棒かと思った）は、酪農指導・獣医診療を通じて原料乳の獲得に奔走、幻燈機（その後8ミリ、16ミリへ）を担いで、発情の仕組み・種付けの適期・泌乳と乾乳等を指導しながら、専ら乳質改善を主に明け暮れた。

トピックス

昭和25年夏の終わりから秋にかけて乳牛の流感が茨城・埼玉で大流行した。

話は変わるが、後年国税庁の会計検査で「物を買う側が中元・歳暮いわんや接待をすることは理解できない」といわれ、説明・説得に苦労した思い出がある。

2. 酪農振興法

集約酪農地域の指定、草地の利用の増進、生乳取引の

公正化（取引契約の文書化）が三本柱。

集約酪農地域

効率的酪農生産を目指し、乳牛5,000頭、日産100トンの生乳を経済合理的に生産できる地域を設定、構造改善をし、同時に中心となる乳業工場を特定、来るべき経済自由化に備えるという建前。従って農業側一集約酪農地域に指定されないとあらゆる施策に恵まれない、乳業側一中心工場にならないと合理的な生産活動の機会を失う、ということから、農業・乳業サイド夫々が指定を求めて奔走。そのいい代表例として、青森県の三八事件（昭和31年5月 三戸郡八戸市の集約酪農地域の指定に伴う案件）が起きた。雪印乳業が、青森県の主要酪農地域の独占を企図、県と覚書を交換、青森県での酪農業発展の中心事業体となることを意図、牛乳の独占を企図したという事件である。

3. ミルクサイクル

乳業も戦後統制解除され自由になったとはいえ、まだ日が浅いため、体力不足で、乳製品の滞貨が激増する度に買入乳価の切り下げを実施、この頃から乳業界は景気不景気を繰り返し、一般的には牛乳生産の周期的な増減に因るものとも考えられ、所謂「ミルクサイクル」といわれた。しかも昭和30年頃は酪農の危機と言われながらも、乳牛飼養こそ、現金収入の確保に苦しむ農家にとって、①日々の乳代が入ること、②生産物は全部売れる事、③農業経営に必要な厩肥の生産も大きな魅力であること等で、かえって酪農に依存せざるを得なかった。一方牛乳・乳製品は、かつての薬用・清涼飲料的なものから、食生活の変化に伴いむしろ次第に生活必需品的な色彩を強めていった。

4. 学校給食用牛乳の供給

昭和29年の不況時に脱粉の供給を手始めに、更に32年の酪農不況時に政府は9月「牛乳乳製品の需給調整対策について」の閣議了解を行い、飲用牛乳の学校給食への供給が、酪農振興基金の設立及び乳製品の緊急保管等とともに決まり、「学給用牛乳乳製品供給実施要項」が制定され飲用牛乳・乳製品が供給されたが、基本的にはまだ畜産対策としての性格が強く学給制度への本格的な取入れは昭和39年以降となった。

5. 畜産物価格安定法

昭和36年6月農業基本法が他産業従事者に劣らぬ社会的経済的地位を確保するためとして成立。続いて11月、畜産物価格安定法が決まった。需要動向に即応した畜産物の供給を図るため、あくまで異常な価格変動をなくし主要な畜産物の価格を安定した価格帯に形成させ、長期安定的な畜産の発展を図り、畜産及びその関連産業の健全な発展を促進し、国民の食生活の改善に資するためとして成立。対象一原料乳、指定乳製品（バター・脱粉・全れん・脱れん）他に対する安定価格（原料乳は安定基準価格）の設定、畜産振興事業団（12月設立）による指定乳製品等の買入等。

6. 中央生乳取引調停

昭和38.8.乳業者は略足並みを揃えて、生産者団体に対し、昭和38.10～39.3末の乳価を1升当たり概ね2円（Kg当たり1.067円）値下げすることを通告。乳業者の申出は、一片の書面で、しかも乳業者が一斉に略同一幅の値下げを全国的規模で通告したというものであり、公正を欠くものとして、生産者は乳業者に対する態度を硬化。この紛争は、当事者の処理能力の限界を超え、北海道、青森、岩手、秋田、山形、群馬、福井、滋賀、和歌山、兵庫、岡山、徳島、の12道県が、酪振法第20条の規定に基づき知事に対し、斡旋または調停を申請。当該各県は、各々法に基づく斡旋または調停の手続きをすすめ、その期間中に当事者の了解に基づき取下げまたは知事斡旋により和解したものが多かったが、青森、岩手、秋田、群馬の4県の知事は、農林大臣に対し法第24条の規定による中央調停の申請を行った。

1) 調停の実施

調停員は、昭和39.2.11より3日間にわたり、当事者双方より事情聴取し、その後引き続き個別に調停手続きをすすめ、20数回折衝を重ねて調停終結に努めた。2月末調停員は当事者に調停案を提示、その受諾勧告をし、当事者双方はこの調停案を受諾、協定書に署名捺印し、調停員に提出。農林大臣は、「乳価紛争の円満妥結」の旨の談話を発表。

2) 調停後の情勢変化

調停開始された2月上旬、奇しくも乳製品市況は急速に上昇傾向となり、更に3月に入り乳製品市況の好転は否定し難くなり、乳業は調停受諾へ傾斜、渋々受諾、歯切れの悪さを残した。この体験から、さらに決め手をもった流通価格制度の確立の必要性が、国・酪農・乳業の声となり、畜安法の需給均衡と生乳再生産確保の調和ある実現の行詰りを解決するため不足払制度の採用の動きが活発となった。一方飲用牛乳の消費は、着実に拡大したが、大消費地周辺の生乳生産はカ

ゲリ現象をみせ、乳製品市況の不規則な変動で不安定になっている加工原料乳地域からの飲用原料乳供給が不可欠となりつつあるのに、加工原料乳地域での再生産を確保する制度は確立されておらず、飲用原料乳供給基地として存立しうるための条件の整備が必要となってきた。中央調停の成立した翌月昭和39年4月、農林大臣は「現行畜安制度は行き詰りをみており、酪農関係制度の抜本的改正等、酪農対策の全面的再検討を急いでいる」旨を言明。昭和39年5月畜産局内に畜産対策室が設置され、8月「酪農対策の考え方と方向」がまとめられ、不足払制度を前提とする昭和40年度の予算編成が行われた。

7. 畜安制度の行詰り

昭和38.8.にはじまる乳価引き下げをめぐって、全国的に紛争が発生、酪農振興法に基づく処理が行われたのはこの時だけであり、このことが不足払制度の制定への発火点となった。今にして思えば、この紛争調停が生乳取引の転換点の兆しであった。昭和30年代の強すぎた乳業に対する一種の振り戻しであったとも考えられる。それまでは、乳業会社と生産者は特約取引で乳価を決めてきており、農協の入る余地は殆どなかった。畜安法ではラチがあかないので、畜安法の改正、その運用の適正厳守化、乳価・安定基準価格の引き上げ、乳価引き下げの撤回等を求め、生産者は請願・陳情を繰り返し、酪農家戸数の減少・崩壊を食い止めたいということで新法を求めるようになっていった。畜産は日本農業の成長部門であり、乳価に振り回されてはたまらない、何か本当の酪農振興のレールが敷けないものかという空気もあった。乳価闘争・乳価問題に決着をつけるような制度が必要だとし、乳価の不足払い、輸入の一元化・調整、集乳のやり方の整備が検討されだした。乳製品について、酪農家がやっていける乳価・乳業会社が乳製品をつくってもやっていける買入れ乳価（乳製品加工のメーカーは経営が逼迫、乳代を株券で支払ったりしていた）が求められ検討されました。

一方乳業界では、この制度はある特定の会社を著しく有利にするから気に食わんという空気もあった。（実際昭和63年～平成10年の10年間の補給金相当額は、雪印881.7億円 シェア29.0%、明治 453億円 シェア14.9%、森永 432億円 シェア14.2%、全国 3035.3億円と、乳業の原材料の主要部分である原料乳の原価が大きく変わり、乳業の順位が不足払い法発足後僅か5年程の昭和40年代半ばで大きく入れ替わったことでもわかる）。

公取からは一元輸入は公正取引に反するという話があったものの、一元輸入は国内の牛乳乳製品の市場秩序を保つために、政府が責任をもって輸入円滑化を図ることでガットも通過させた。

酪農組合は、乳業メーカーの集荷の特約先ということもあり、逆に乳業メーカーにも酪農を育てたのは乳業だという自負があり、集乳地盤がなくなるという点で乳業は不安でもあった。これを受けた乳製品協会は、新制度は自由競争によって発展してきた日本の酪農乳業を独占的官僚統制化におき、自由競争を否定するもので、長年にわたる乳業メーカーの酪農奨励への努力と投資を無視するものであり、乳業メーカーに不安と混乱を招くものとして反対した。

8. 不足払い法の発足

用途別取引の開始

- 1) 保証価格 加工向比率50%以上の北海道、岩手、山形、長野、鳥取、福島の1道6県の牛乳生産費でこれに牛乳の需給事情、経済全般の事情を折込んで決定。
- 2) 基準取引価格 主要乳製品のメーカー販売価格から製造販売経費を控除した金額を基準とした。
- 3) 利潤 農林省はメーカーの利益実績や他産業の実績などを考慮し、資本主義経済としての適正な利潤を確保する意向であったが、実際は製造販売経費の低い方の幾つかの会社を参考に決められた。
- 4) 安定指標価格 メーカーの販売価格をもとに生産条件需給事情その他の経済事情を考慮して定めた。
- 5) 指定団体 一元集荷多元販売を促進し経済的な立場の強化とそれを通じ経済的合理性をもった乳価形成を行わせるべく、各都道府県毎につづつ置かれた。
- 6) 不足払い 限度数量の範囲内の生産者補給金を交付、指定団体は生産者に委託生乳の数量を基準に配分。
- 7) 用途別取引と乳価プールの原則 加工向、飲用向(市乳向、学乳向、その他向け)をプール。
- 8) 指定乳製品の買い入れ売り渡し

不足払い法は、①加工原料乳の生産者に通常の取引では不足する生産者乳価を保証し、補給金を給付し、生乳生産基盤の強化維持を図るとするもの、②その仕組みを守るため乳製品の価格の安定・供給を図る必要があり、畜産振興事業団に一元輸入・売買操作を担当させ、補給金の交付事務を行わせる、③生乳取引先の一方である生産者団体を各都道府県指定団体毎に纏め、補給金の窓口として機能させ、同時に生乳取引の特約を解消し一元集荷多元販売に集約し、生産者の取引力の強化・地位向上を図った。これに対し乳業は市乳中心か・乳製品中心か・集乳争奪の経過等から大手(?)三社でさえ、賛成・中立・反対という状態で、本質的な乳業経営に関わる商権問題の徹底した検討がなされなかった。

かつて需要を先行させた乳業の必要にひかれて、殖産組織化された酪農組合も、不足払い法の経過とともに

に生産者団体としての組織を見直し取引力をつけ、生産者団体相互の連帯も強め、時には便宜的とも場当たり的ともいえる様な運動にも臆することなく参加するようになってきた。同時に制度価格そのものも、産業構造の変化発展に伴って農工間格差が広がるにつれて、価格支持制度のもつ本性のままに、何かにつけて保証価格を高め、補給金額も大幅に増額されるようになっていた。畜産振興審議会も米価審議会と同様、生産者わけても酪農政治連盟の圧力行動が効果するようになり、本来市場経済によって当事者間の自由な取引交渉で決まるべき飲用向け生乳に対してさえ、専ら運動による解決を図ったのは、やはり時の流れというべきなのか、また運動集団の力学的結果だったのかも知れない。

- 1) 制度価格であるのに、生産者団体は運動をして、毎年上げを図るべく行動。生産者は強くなっていた。不足払いはあくまで不足払いで、これに取引の合理化をからませたところに問題というかミソがあった。
- 2) 技術の進歩により、小規模の優れた乳業機械が普及、日均2トン以下の市乳工場が乱立、しかも1リットル紙パック牛乳の出現が拍車、従来東京の市乳マーケットは、数銘柄であったものが、各ブランドが価格帯別に幾つかの銘柄を出したことも加わり、100を超える銘柄が入り乱れ、安売りが横行、乳業の白物牛乳は軒並み採算割れとなり、市乳向乳価の支払いが厳しさを増し、現在に至っている。
- 3) 生乳広域流通 季節別・地域別の市乳マーケット向け原料乳の需給調整の対応が必要となり、加工向け原料乳地帯から市乳向工場への広域に亘る生乳流通が広がってきた。
- 4) 品質の確保 乳業者は、市乳マーケットの需要を感じ、原料乳は量・質・価格がセットであると主張、良質の原料乳を求めるようになり、生産者も呼応乳質改善に邁進、生処共同で乳質改善に取組み、ホルスタイン牛乳は世界のトップ水準に達している。

明治の乳質改善への対応は厳しすぎると密告され、千葉県議会に呼ばれ、日頃の業務を説明したところ「明治の言うことの方が当たり前じゃないか」と言われたのは、今では懐かしい思い出である。

9. 不足払い法がもたらしたもの

- 1) 指定団体制度 生産者は取引交渉の強化、乳業者は生乳取引に係る業務の簡素化等のメリットも受けたが、生産者では、自由競争の阻害、組織維持のためのコスト増加なども生じている。
- 2) 用途別取引 生産者にとっては、乳価形成の透明化、新たな用途設定と需要の創出、乳業者にとっては、適正乳価の設定、用途に合った需要の創出等のプラス

面もでてきたものの、乳価の硬直化、用途の乱立や乳業者の事務作業の煩雑化、取引の複雑化・不透明性等、問題も出てきている。

3) 補給金制度 生産者にとっては、乳価（飲用・加工）の維持・安定、生乳生産量の安定、乳業者には加工原料乳価の適正化、生乳生産量の安定的増加等がみられるものの、生産者では競争が阻害され、経営努力へのモチベーション低下や指定団体等農協組織への加盟が義務づけられ、制度価格の変動が硬直化してきており、一方乳業者にとっては、制度価格の決定が乳価交渉に影響し、製品の需給動向に生産状況が反映されないことなどが起きてきている。

10. 今後求められるもの

主たる加工原料乳地帯（北海道）での加工原料乳比率が40%弱となってきており、不足払い法が制定された当時の役割は略達成されている。

その一方で、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）・EPA（経済連携協定）等の進展が想定される中で、国内農業保護育成の必要性から不足払い法とは異なる視点からの農業保護政策（例えば直接支払による所得補償制度）が必要不可欠となってきている。

不足払い法が飲用向乳価の下支えを果たしてきた役割は大きいので、仮に不足払い法が廃止されるとても、

飲用向乳価形成に係るルール作り（法律等による裏付け）が必要となってくる。

用途別取引は、乳価形成の透明性確保の観点からも必要である。指定団体は、乳価交渉に特化せず、生産現場での指導・生産振興機能、乳代精算、補助金・補助事業の受け皿としての機能を保ち、交渉窓口として責任を果たしていくかなければならない。

日本の酪農乳業の発展は、需要の6割を占める市乳中心の飲用乳市場に懸かっている。飲用殊に牛乳の採算（生処販各々が儲からない）をよくするよう、総論・各論とも生処・行政で地道で透明な議論をし、決めたら、一歩一歩実行に移して、後戻りしないよう、前進していくことが肝要である。

牛乳乳製品の消費は、平成2年にコメを超えてトップに躍り出ている。酪農を專業とする農家が、日本の酪農ひいては農業を背負ってやっていけるような生乳取引を築き上げていってほしい。

以上

プロフィール

昭和37年東京大学農学部卒業、明治乳業㈱入社、安城・仙台・東京各工場を経て、本社原乳課長、取締役酪農部長を務め常務取締役就任、退任後全国牛乳容器環境協議会々長理事、プラスチック容器包装リサイクル推進協議会々長理事、八洲学園客員教授を務め活躍した。

シンポジウム

不足払い制度と今日の酪農乳業事情

小川 澄男

1. はじめに

本年三月、日本酪農乳業史研究会が開催した第五回シンポジウム「不足払い法制定当時の酪農乳業情勢」は、酪農乳業関係者に好評であった。その中で筆者は平成11年当時の株式会社総合研究所の「日本酪農の未来のために」という15項目の提言を紹介した。この提言は不足払い法の改正に合わせて、生産者・生産者団体、乳業者及び制度を担当する国がそれぞれ努力することによって日本の酪農を守っていくこうとするものであった。その提言項目は達成されたものも、道半ばのものもある。不足払い制度が日本の酪農乳業の発展に大きく貢献してきたことは、酪農乳業関係者の誰もが認めるとところである。TPP交渉が目前に迫った今、もう一度「不足払い」が果たしてきた役割と、今後の酪農乳業にとって何が必要なのかを考察してみたい。

注) 15項目の提言とは、①加工原料乳の消費者負担部分をできる限り財政負担に置き換えることが、日本の酪農を発展させる②牛乳・乳製品の製造コスト削減のための乳製品工場の再編・整理の進め方について③生乳の取引(入札または相対取引)結果の公表が農協間、乳業間の競争的環境を作り出す④生乳計画生産の達成にあって、生産者の戦略的対応の余地を残すべき⑤学校給食用牛乳供給事業に競争原理の導入を⑥飼養規模に合わせた飼料畑の確保を促進するための奨励措置⑦農業生産法人に対する経営管理指導体制の確立⑧メガファームを核とした酪農地域振興⑨親から子への農場有償委譲をめぐる課税制度及び金融制度による支援⑩オランダ並みの牛群検定普及の実現を⑪乳用種雄牛後代検定事業を国際水準まで向上すべき⑫乳牛の供用年数延長のための諸措置⑬家畜ふん尿処理の運営費補助⑭農業改良普及事業の見直しと総合アドバイザー育成の必要性⑮酪農後継者の海外酪農研修機会の拡大に対する支援措置――の15項目

2. 不足払い制度とその変遷

先のシンポジウムで詳しい解説があった通り、昭和36～40年までは「畜産物の価格安定等に関する法律」(畜安法)による売買操作方式で牛乳・乳製品の価格を安定させようとした。しかし仕組みそのものに矛盾があり、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」(不足払い法)が昭和41年施行され、保証価格と基準取引価格の差を限度数量内で補給金として国から交付される不足払い方式が続いた。その方式がガットウルグアイラウンド決着後に価格支持政策であり違反とされ、平成13年度施行から補給金単価の固定支払い方式(いわゆるゲタ)と加工原料乳価格が下落した場合、生産者と国が1:3の比率で拠出して造成した積立金から、補てん基準価格からの低落分の8割を補てん金として交付する(いわゆるナラシ)というようにその方式は変遷してきた。その概要を示したものが図1である。

3. 不足払い制度の功罪と課題

不足払い法は将来の貿易自由化を睨んだものである。すなわち、飲用乳は酪農家の生産費を上回る価格で取引され、自由化されても影響は無い。他方、加工原料乳は内外価格差があり、補給金を交付することによって、加工原料乳地域の生乳の再販を可能にしようとするものであり、飲用向比率の上昇によって加工向比率は暫時低下していくというものであった。その意味も込めた暫定措置法であったのであろう。

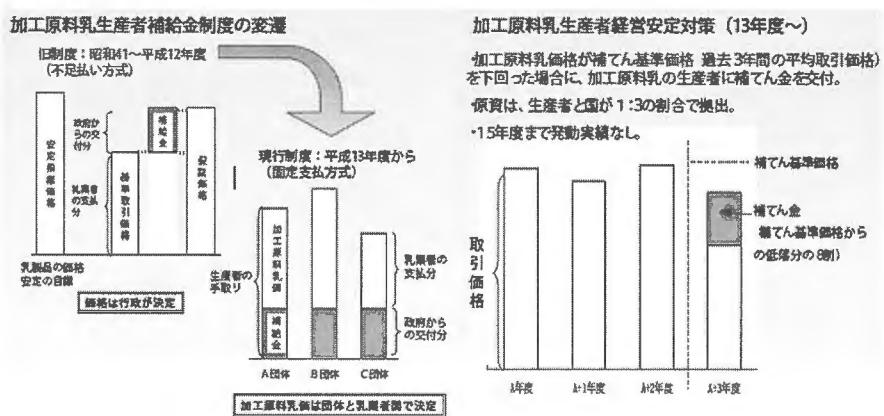


図1. 農水省解説加工原料乳生産者補給金制度の歴史について

制度が導入され46年間で総額1兆円以上の巨費が投入され、北海道を中心とした加工原料乳地帯の再生産を可能とし、生乳・乳製品の需給安定に果たしてきた役割の大きさは多くの関係者が認めるところである。

しかしながら、昭和54年から事業団による買い上げは行われておらず、その機能を完全に果たしたとは言い難く、計画生産は実施されたものの、需給は逼迫と過剰を繰り返してきた。また、行政による価格の決定が、乳製品や加工原料乳価格の硬直化を招いたことも事実であり、平成13年からの現行制度に改定されたわけであるが、行政主導で補給金単価等が決定され、生産者・乳業者共にその決定に頼りすぎたことが、国際競争への対応意識の欠落を助長したとも言えるのではないだろうか？

また、現在の補給金等に対して種々の議論がされている。生産費上昇について、その1/7程度しか反映しない、対象が脱脂粉乳・バターなどの特定乳製品のみで生乳生産全体の1/4程度しかない。さらには、脆弱化が進む飲用乳地帯である都府県酪農を支えるには不十分であるなど、制度の検証と見直しが必要とされている。

4. 今日（自由化交渉目前）の酪農乳業情報

我が国の生乳生産量は平成8年の866万トンをピークに24年度753万トンと年間1～2%減少し（10年間で▲10%）、乳牛飼養戸数も年間4～5%減少し（10年間で▲35%）、現在2万戸を割る状況である。乳量減少以上の酪農家戸数減少を成畜50頭以上飼養戸数35%と規模拡大で補っている現状である。また、平成23年度の飼料自給率は26%であり、内訳は粗飼料77%、濃厚飼料12%と輸入依存型となっている。それ故、種々の要因による輸入飼料の高騰や放射能汚染等による飼料価格高止まりが酪農経営を圧迫している。

一方、需要は生乳換算1,155万トンあり、402万トンを輸入（内チーズが70%）に頼っている。

ヨーグルトやチーズの着実な需要増はあるものの、飲用牛乳の消費低迷とデフレ経済下の市場における適正な小売価格の実現は難しく、経営継続が困難な乳業者が多く出現している。この60年間の我が国の生乳生産量と需要量及び酪農家戸数の推移を示したもののが図2である。

5. 10年程度後（自由化後）の酪農乳業予測

10年程度後に本当に自由化されるかどうかは誰にも分からぬ。しかし貿易

自由化の波がすぐそこまで来ていることは間違いない。我々酪農業関係者は国を挙げてその対応について準備しておかなければならぬ。10年後は少子高齢化による人口減少を考えても1,000万トン以上の需要はあると考えられる。政府や都道府県のTPP影響試算を見ても、何もしなければ内外価格差で壊滅的な打撃を受けるとされているが、地球人口が60億、80億、100億と増えしていく中で果たして1,000万トンの輸入が出来るのであろうか？

現状のトレンドでも酪農家戸数の減少と生乳生産の減少は続くであろうが、国内需要をある程度賄う酪農家戸数と生乳生産は間違なく必要である。

万が一、自由化が決定されるのであれば、行政はその猶予期間を示し、同時に「食料・農業・農村基本計画」の見直しと、新たな「酪農・乳業対策大綱」及び新たな「戸別所得補償制度」をセットで示してくると思われる。

6. おわりに

前述の平成11年に出された酪農総合研究所の「日本酪農の未来のために」提言を今日的に評価すれば、加工原料乳価格等については概ね達成されたが、乳業再編や飼料畠の確保等は道半ばである。

近年、特定の国との間で貿易を自由化する取り決めである自由貿易協定（FTA）が急増している。その背景には、WTOの下での多角的貿易交渉が暗礁に乗り上げ、交渉合意へ向けての展望が不透明な状況にあることがある。

例外なしの関税撤廃が前提と言われるTPP交渉への参加においては、国論を二分するかのような議論がなされている。しかし、農業の構造改革や国際競争力向上の必要性は理解しつつも、土地利用型の農業・酪農が米国やオセアニアに勝てるはずはない。

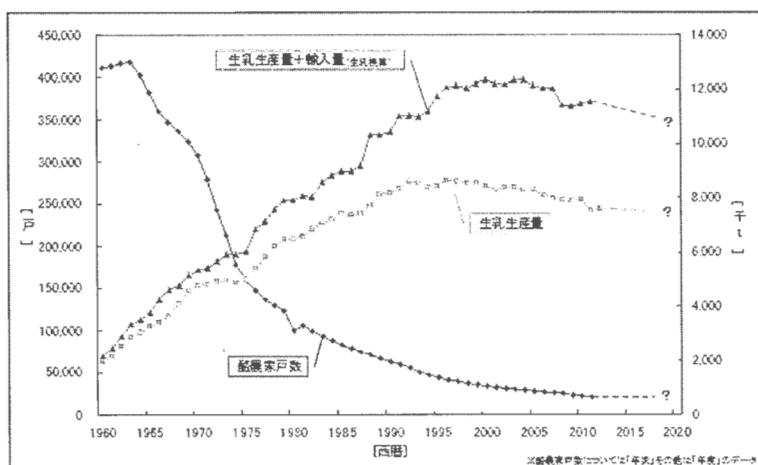


図2. 生乳生産量、需要量、酪農家戸数の推移と予測
(農水省食料自給表を元に推定)

農林水産業の営みは、健全な国土と国民及び文化を守り育むという大きな社会的使命を担っている。我々酪農・乳業界にも、日々の酪農畜産物を生産し、地域コミュニティに参加し、国土を守っているという大きな誇りがある。

今後、ある程度の関税削減の流れについては受け入れることを前提とせざるを得ないであろう。現在、生産者団体、乳業者は、広大な土地を持つ諸外国のレベルには遠く及ばないが、それぞれ生産費、管理費を削減して内外価格差を縮める努力を行っており、安全・安心で信頼

される国産酪農畜産物の供給への国民の期待に応える努力をしている。その努力を国民が理解してこそ、初めて財政負担(納税者負担)が認められるのである。先ず我々が一致団結して“隗より始めよ”である。

プロフィール

昭和49年島根大学農学部卒業、同年雪印乳業㈱入社 生産部門担当、平成11年野田工場長、平成14年取締役就任（生産・酪農など担当）、現在雪印メグミルク㈱常務執行役員（酪農担当）で活躍している。

シンポジウム

不足払い法が果たした役割と今日の課題

小林信一

はじめに

シンポジウムの議論では、3つの柱を立てて議論した。つまり、1つは不足払い法が制定された当時の酪農乳業界の情勢はどうだったのか。第2に不足払い法はなぜ制定されたのか。3番目は不足払い法の意義・評価についてであった。

1. 不足払い法制定時の酪農乳業界の情勢

昭和29年に酪農振興法が制定されたが、その中に「生乳取引の合理化」も盛り込まれていた。その背景には生産者が小規模で零細であり、生乳自体も腐敗しやすく、一般的に乳業メーカーに比べ生産者が不利であることがあると、酪農振興法制定をめぐる議論のなかでも言及されている。当時は取引契約の書面化もなされていなかった時代で、紛争処理を行う斡旋委員会制度もこの時にできている。そして第1回の全国酪農民大会が昭和39年に開かれた。酪農家戸数は当時約40万戸あり、需給問題—ミルクサイクルが出ることで乳価が安定せず、そのなかでメーカーと生産者の対立が先鋭化することもあったという時代だった。

昭和32年には閣議決定により需給促進のための学校給食が開始され、集団飲用の促進、乳製品団体等に対する調整保管への助成などの緊急措置がとられた。翌33年に酪農振興基金法が制定されたが、この基金が後の畜産振興事業団、現在の農畜産業振興機構であり、乳製品の一元輸入・売り渡しがこの時に可能となった。酪農振興法は昭和34年の改定の時に、1歩踏み込んで紛争の場合は調停を行うことが盛り込まれ、都道府県知事が都道府県生乳取引調停審議会で調整し、農林大臣が中央生乳取引審議会の意見を聞いたうえで調停する仕組みができた。のちに昭和38年から39年にかけて起きた乳価紛争の時には実際に中央調停まで行き、これが歴史上1度きりの中央調停となっている。それがのちに不足払い法の制定につながっていったと言えるが、その前に、畜産物価格安定法が農業基本法と時を同じくして、昭和36年に制定される。農業基本法のなかでは、選択的拡大という方針の下で、消費が伸びている畜産を伸ばし、自立経営の育成も掲げたが、畜安法ではその基本法と軌を一にして「価格安定」を法律の目的の第1に掲げた。

指定乳製品はバター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳の4つについての売買操作、さらに原料乳価格の勧告制度もこのなかに盛り込まれたが、乳製品には上位安定価格と下位価格が定められ、その価格帯の間に收れんするよう事業団が売り渡しや調整保管する機能を持った。ただし生乳については上位・下位の価格帯を採用せずに、基準価格1本だった。結局、畜安法自体の安定価格帯のなかに收れんしていく仕組みがなかなかうまくいかなかったことが、不足払い法制定に至ったもう一つの背景ではないかと考えられる。

2. 不足払い法制定の理由

不足払い法制定が必要になった理由には、上述したように、生産者と乳業メーカーの鋭い対立があった上に、畜安法による価格安定制度がうまく機能しなかったということがあげられるだろう。生産者は再生産でき、家族を養える乳価を保証してほしかっただろうし、逆にメーカーは輸入乳製品に勝てる価格で原料乳を調達したい思惑もあった。しかし、なかなかそれがうまく一致せず、間をとつて国が両者の調停を行うという発想だろう。

都道府県のなかで最終的に中央調停を求めたのは青森、秋田、岩手、群馬の4県であった。これを酪農組合側の資料で見ると、なかなか調停斡旋のところまで行けなかった、つまりメーカー主導の組合が多くだったのでできなかつた、という記述がある。これにはメーカー側の立場もあるだろうが、やはり生産者側は弱い立場だったということを表わしていると思われる。飲用地帯で調停まで持ち込んだのは群馬県の東毛酪農協で、東毛の30周年記念誌を読むと、「唯一、飲用地帯で東毛だけができた」という言い方であり、その背景には「自前のプラントがあって経済的に自立していたからだ」という記述がある。

当時の調停の内容は、メーカーの当初1升2円の値下げに対し、昭和39年10月から40年1月まではメーカーの通告した1升2円の値下げのままで、2月乳価は乳製品向け1円、飲用向け50銭引き上げ、3月以降は乳製品向け2円、飲用1円上げと徐々に上げて、3月以降は値下げ前の乳価に戻るという内容だった。この点についても酪農家側の資料には、以下のような記述もある。「調停によって生産者側の主張が通ったかに見えるが、実際の乳製品市況は調停の開始した2月には急激に上昇傾向

を見せており、市況の回復によって乳価も上昇含みになつたための結果とも言える」と、ということで、調停の結果については生産者側の評価は必ずしも高くなかつた。結局、双方とも膨大なエネルギーを使い、行政も非常に苦労されたということで、3者とも疲れ切つて、もうこういうことは2度としなくない、という空気もあつたようだ。

当時は生乳争奪戦があり、メーカーごとの囮い込みがあった。酪農組合も実質的にメーカーが育てていった部分は大きく、そこには良い面も問題点もあったと思う。メーカー側は不足払い法の制定により集乳基盤が崩壊するとして、「反対」姿勢だったと聞く。しかしメーカー間には思惑の違いもあり、例えば雪印はこれをテコに都府県に進出しようとしたなど、意見も異なつたところがあつたようだ。

3. 不足払い法の意義・評価

不足払い制度が酪農乳業の発展に大きく寄与したことは、あらためて確認するまでもないことだが、その後の日本酪農の状況を見ると、生産も消費も否定的な状況がある。不足払い制度は、とくに北海道の酪農を強くしたが、いま一番の問題は都府県酪農の脆弱化であり、TPP交渉に参加へ、という現在の流れのなかで、酪農乳業にとってさらに厳しい状況をどう克服して発展につなげていくかがあらためて大きな課題になっている。

不足払い制度そのものは平成12年度の法改正で大きく変わり、もはや「不足払い」とは言えない制度になって、早10年以上が経過し「歴史」にもなりつつある。とくに平成18～19年に飼料高騰で酪農危機が到来し、平成12年の改正補給金制度では対応しきれないことが、明白になっている。

市乳に関する乳価交渉は、全乳対、通称「大手町会」で、メーカー代表と生産者代表が行うことが長く続いた。そ

れは不足払い法により指定団体ができたことで、全国1つの乳価交渉ができるベースができたということだが、西原氏によれば、「これはメーカーにとってはあまり楽なことではなく、これをやられては、もし言うことを聞かなければ生乳をストップするとか、生産者がかなり力を持つことにもつながる。これは独禁法に引っかかるのではないか、という議論で」、公正取引委員会の指摘によって行うことができなくなつた。

しかし、今日の生乳・牛乳取引をめぐる力関係は、従来の生産者対メーカーから、むしろ大手小売りのバイイングパワーに乳業も苦労する状況になっている。つまり、不足払い制度発足時の、加工原料乳地帯の経営的な困難性と、生産者・メーカーをめぐる対立関係の激化という構図から、今日では飲用乳地帯である都府県酪農の経営悪化と、量販店による強大なバイイングパワーの影響という構図に変化しており、その変化に制度・政策が必ずしも対応できていないことが、今日の酪農危機の一因となっていると考える。

これまで生処販一体で対応してきたのが酪農乳業界だったが、今日の状況のなかでその連携をどう実現していくのか。不足払い法を生み出した先人の知恵に学ぶ必要があろう。

プロフィール

昭和55年名古屋大学大学院博士課程満了。全農飼料畜産中央研究所経営研究室、オーストリラリア国立大学豪日研究センターなどを経て、平成元年日本大学農獣医学部専任講師。現在日本大学生物資源科学部動物資源科学科教授、農学博士。農水省畜産政策審議会、食料・農業・農村・政策審議会専門委員などを歴任。編著書に、『日本酪農への提言』筑波書房、平成21年、『酪農乳業の危機と日本酪農の進路』筑波書房、平成23年。日本酪農乳業史研究会副会長

解 説

檜垣語録に見る不足払い制度誕生の経緯 (檜垣先生インタビュー記事の紹介)

中瀬信三

不足払い制度の創始者は時の畜産局長であった檜垣徳太郎先生であることは何人もよく知る所である。しかし、実際に檜垣先生が行政官として当時の酪農乳業情勢をどのように捉え、どのようにしたら良いかを考えた上、勇気と決断をもって所信を主張し、それを時の政府の最高レベルに納得してもらって不足払い法制定を実現したのか、その経緯の実態を詳しく知る人は年々減って来ている。

生前、檜垣先生からは公式の場やプライベートな歓談の場でいろいろとお話を伺う機会があったが、何時も話題は限りなく広くおおらかで、日本の農政や畜産に関する談義は裏話や逸話を含めてとどまる所を知らず、我々はこれを「檜垣節」または「檜垣語録」と称して興味深く拝聴したものである。特に不足払い制度を巡るご苦労と痛快さを兼ねた逸話の数々は、忘れ難く脳裏に刻み込まれている。

今回、当研究会で不足払い制度を巡る掘り下げを行うことになり、佐野氏をはじめ酪農界、乳業界、学界、行政界の各界からこの話題に精通した方々をお招きしてこの制度の解説や所見を披露して頂いたが、この貴重な議論に更に大きな網をかぶせる意味で、不足払い制度創設をめぐる故事来歴を檜垣先生ご自身の語録を紹介することによって、ご関係の皆様や酪農乳業の次世代を担う人達に恩故知新の良い機会を提供することにもなるのではないかと考えた。

そこで、「檜垣語録」をご紹介するのに相応しい資料として、平成12年6月22日～26日に「酪農乳業速報」に3回に分けて掲載された「不足払い制度誕生から新法までの軌跡」と題する檜垣先生の特別インタビュー記事を、同社のご快諾を得て「解説」として掲載させて頂くこととした。

こういう方がおられたからこそ今日の酪農乳業が在ると云うことに想いを新たにする次第である。

プロフィール

昭和29年東京大学農学部卒業、農林省入省、在豪州大使館、官房参事官、農林経済局国際企画課長、国際協力課長、畜産局家畜生産課長、近畿農政局長等を歴任し昭和60年退官。その後畜産振興事業団副理事長、日本国際酪農連盟副会長、中央畜産会副会長、日本乳業技術協会理事長等を歴任し、現在日本酪農乳業史研究会会长

(酪農乳業速報 2000.6.22～6.26)

○：不足払い誕生の話しを。

檜垣：わしが畜産局長に就任したのは昭和38年9月だが、昭和34年には酪農振興策の基本的な法制が出来上がっていた。ちょうどその頃牛乳の消費が増えたもんだから、酪農民に元気が出て生乳生産が急速に伸びたんだが、今度は消費が生産に対応出来なくなってしまった。当時の酪農はスケールが小さいから、ちょっと在庫が溜まると大ごとになる。そこで乳業は、従来の乳価を払っておったのでは、「とてもやって行けない。相変わらず牛乳の増産が続いて、過剰が累積するばかりだ」と云うことで、昭和36～37年に1升2円の乳価の引下げを提示して来た。ところが、酪農民の方は「国が酪農の振興策をやると云ったので一生懸命牛乳を搾ったんだから、ちょっと余ったからと云つて乳価を引下げるというのはけしからん」と怒り出した。それと、当時は混合乳価なんだ。加工原料乳に飲用乳を含めるからおかしいんじゃないかという議論もあった。そこで酪農民の方は乳価を回復せよと言うことで大会を開いたりして大騒ぎになった。

○：農林省への風当たりは大変だったとか。

檜垣：国会筋も、「乳価は回復すべきじゃないか。畜産局はなにやってんだ」と厳しく追求するわけだよ。わしの三代前の畜産局長が谷垣禎一衆議院議員の父親の谷垣専一さんだったが、そんな環境のもとで、いうならば乳価ノイローゼになってしまい、足が動かなくなつて、松葉杖について出勤するような状態で、休養配置に回されたんだ。その後任の村田豊三さんと云う畜産局長もなかなか仕事は切れる人だったけど「乳業者がもとの値段は払えないというならどうしようもないよ」と嫌気がさして、局長を辞めたいと言い出したんだ。とにかくそれくらい担当局長としては進退窮まる状態だった。

○：檜垣さんが畜産局長に就任した経緯は。

檜垣：わしはその当時官房長をやっていたんだが、当時の農林大臣だった赤城宗徳さんは「コメは消費がだんだん落ちて行くから守勢のフィールドだが、畜産

は日本農業の唯一の成長部門だ。その担当局長が、世間では畜産局長をやると芝浦屠場行きだと云われている。そんなことで日本の畜産の進展が出来るのか、困ったことだと思っている」と云い、更に『畜産局長をやった人でないと事務次官になれんくらいにせんならん。畜産には難しい厄介な問題があるから、そんなに頭がよくなくてもいいけど、少々のことにはたじろがない神経の太い人物を当てるべきだ』と云ったもんだから、ついうつかり「わしみたいな人間ですか」と云うと「そうだ、君、畜産局長になってくれ」と云うので、1回目の官房長を1年もしないで38年9月21日付けて畜産局長に就任することになったんだ。

○：では畜産局長時代の話を。

檜垣：そういうことで畜産局長になったが、酪農振興制度には調停制度と云うものがあったので、先ずはこの制度で乳価紛争の解決を図ろうと思った。そこで調停委員長を元の農林事務次官の東畠四郎さんにお願いして38年の10月頃から調停を始めたんだよ。

ところが、調停を始めて三十何回も調停委員会を開いて、酪農民と乳業者を呼んで話し合いをさせて結論を出すように誘導するんだが、これがなかなかうまく行かない。当時、乳価の決定は、末端の酪農組合と工場ごとの契約になっていたんだ。だから乳業メーカーの社長を呼んでも、「私ら呼ばれても、酪農組合と工場長の間の話だからわからん」という。確かに工場毎に乳価が違うことがあるんだよ。乳価問題について酪農の全国団体はやかましいことを云うんだが、末端の酪農組合というのは乳業者の（生乳）集荷機関なんだな。だから酪農民は本当の乳価交渉力を持っていないんだよ。例えば大勢の酪農民を集めて日比谷公園で全国大会を開いたんだが、よく見ると乗って来るバスは全部メーカーのマイクロバスで、かぶっている帽子は乳業のマークが入っており迫力がないんだよ。そのように酪農組合が未組織的な時代に乳価紛争が起きたんだ。

○：そうこうするうちに乳価が回復したとか。

檜垣：そう、39年の3月になってな。メーカーが「2円の値引きを回復します」と返事をよこしたんだ。東畠さんもわしも同感だったんだが、これは乳価調停の成果ではないんだな。乳価紛争で牛乳の生産は落ちちゃう一方、消費は相変わらず伸びとったので、牛乳不足状態が見込まれるようになったからなんだよ。

とにかく東畠さんにも大変な苦労をかけたし、当時の牛乳乳製品課長の平松甲子男君はね、乳価の決まった翌日にぶっ倒れてそのまま二年くらい入院しちゃった。胸を悪くしてね。

そこでな、乳価の調停制度なんてものではとても

乳価の安定なんて出来っこないことがハッキリした。東畠さんのような有能な人であっても駄目なんだよ。交渉に当たる酪農組合が未組織だからどうにもならん。各工場毎の調停なんて不可能だ。そこで、当時乳価問題と云うのは全省的に注目されとったわけだから、何とか政策的に問題がおこらないようにしなければ日本の酪農は伸びないと考えるようになった。

非常にわかり易く言うとね、乳業者がやって行けるような乳価にしたら酪農民がみんな潰れてしまう。酪農民がやって行けるような乳価にしたら、今度はメーカーが潰れてしまう。だからそういう落差と云うものを政策で埋めてやらないとどうにもならんと。これが不足払い制度の基本的な考え方だった。

○：具体的な取り組みは。

檜垣：そのためにはいろんな条件を整備しなきゃいけない。その条件の一つは、抵抗はあったが、酪農組合を統合して1県ごとに指定法人を作り、それを多元的に販売する「一元集荷多元販売方式」を作らなきゃならない。

もう一つは、一体、乳業者がやって行ける乳製品の価格水準は何だと云うことになると、これは、過去の実勢価格と生産事情とをにらみ合わせて決めなきゃいけない。要するに、メーカーも潰れないようになると。それが安定指標価格だね。それで農家も潰れないようにするために保証価格と云うものを決めなきゃいかん。この二つを決めて、安定指標価格を支える乳価、これが基準取引価格。この基準取引価格と保証価格の差額を国の財政で埋めようと、それを法律できちんと決めないといかん。

それともう一つ大事なことは、そうは云っても外国から乳製品がどんどん入って来たんじゃとても安定指標価格を守り、基準取引価格も実現する訳には行かない。だから乳製品の輸入について厳重な規制がいる。そこで当時の畜産振興事業団に主要な乳製品の需給調整機能を持たせるようにしたんだ。つまり乳製品の市価が安定指標価格より上がりそうか或は上がった時には輸入し、その輸入品の放出は実勢価格と安定指標価格の動きを見てやる。

そういうことで不足払い制度の原則は、①一元集荷多元販売方式と云う原則と②乳製品の一元輸入方式、それから③メーカーと酪農家の何れも存立しうる価格の形成、と云う3本柱を立てたんだ。

それで39年はね、畜産局は他の仕事は余りせんでもいいから、とにかく酪農の価格安定制度を集中的に勉強することにした。

「そんなものやったって出来る訳がない」と云う課長もおったが、わしは、「やるといったらやるんだ。もし失敗したら俺は農林省を去る。要するに職を賭

してやる。後退はしない」と叱咤しながら、時には朝の10時から夜中に至るまで。生理現象以外は部屋を出でてはならん、というぐらいの熱の入れ方でやった。

だから不足払い制度の主旨や仕組みは担当課長以外のどの課長も皆全部良く知っていたよ。

そうこうするうちに、この制度がガットの原則に反するのではないか、とジュネーブのガット事務局から説明を求められたことがあった。牛乳乳製品課長は部署を離れられないで所轄外の沢辺守食肉鶏卵課長（後に事務次官）に行ってもらったが、所轄外の課長でも、さっき云ったように改まった勉強をする必用もなくガット事務局に行ってちゃんと説明をして了解をとりつけて来てもらうことができたんだ。

又その頃農林省の労働組合は全農林と云って最強の労組だったが、39年3月の年度末には超過勤務拒否運動が盛んで5時の退庁時には各局を廻って大声で「帰りましょう」と触れ回ったものだが、畜産局の廊下には一遍も来たことがないんだよ。「あんなとこに行ったら檜垣にぶん殴られるぞ…」といわれるぐらい熱を帯びてやったんだよ。

○：不足払い法には賛否もあったとか。

檜垣：法律案については賛否も渦巻いたんだ。メーカーでは賛成は雪印だけだよ。森永は大野（勇社長）さんが反対の筆頭で猛反対。明治は中立なんだよ。反対なんだけど、後々の社長がポロッとこぼしたのはな、「不足払いは制度としてはいい制度だけど、こんなのやるとなあ、もう潰れるに違いないと思った雪印が、息を吹き返して来ると…。それではまずいなと思って賛成しなかった。それで中立だったんだ」と云っていた。

それからね、農業団体は初めのうちは専門農協と総合農協の間に牛乳の集荷権を巡る争いがあった。これは当時の全中の会長で宮脇朝男さんと云う大変な会長がいて、わしとは刎頸の交わりの仲だったんだが、この人と議論を重ねて、「とにかく農協の集荷権なんぞは細かい話だ。不足払い法は日本の酪農が存立発展するか、後退してしまうかの鍵になる制度だ」と述べたところ、宮脇さんが「分かった、やろう。農協の方は俺が引き受けた」と云って農協が賛成に回ったんだよ。専門農協とでは力が違うんだよ、やっぱり全中の方が法律を通してくれと云つて動いてくれんと、法律にならんのだよ。それで農協は片づいたんだ。

○：政治家にも反対があったとか。

檜垣：政治的には自民党の中にも賛否両論があつてな。

農林大臣で当時副総理になってた河野一郎さんに反対された。河野さんの反対と森永乳業の反対とは大体、論理が一緒なんだよ。二人の意見でもっともだ

など云うのは、当時、日本の経済と云うのは順次自由化と拡大の方向を辿って活性化を図って行く、と云うのが大勢だった。そういう時に、「牛乳乳製品の価格に役人が関与すると云うのは時代に逆行する。そんなことは認められん」と云う訳だ。これは大所高所論として決して間違っていないんだ。そこでわしは、「その点ではわかりますけれども、大所高所論と云うものに拘束されて、日本の酪農が潰れてしまつてはなんにもならん。だから場合によってはある種の、何というか、時代にそぐわない制度であつても、不足払い制度は日本の酪農乳業を守つて行くためにやらなきやいかん。経済政策のうえではあり得るんだ」と、そう云うことで大野さんを説得して、最後に大野さんも「わかった」ということになったんだよ。しかし、相当激しく反対はした。

○：河野一郎さんの反対論は。

檜垣：河野さんは当時会長をしていた春秋会の総会で「檜垣の酪農政策には賛成してはならん」と云つた。今の派閥の長なんかと実力が違い、国会でも、河野さんが赤絨毯の上を行くと野党の議員でもさつとよけるくらいだったから、「その河野さんが反対ではこの法律案は日の目を見ないので」と云う畜産局の課長がいたので、わしは、「バカなことを言うな。必ず河野さんを説得してみせる。政治と云うものはヨットと同じで無風状態では動かんが、風が吹いていれば反対から吹いても操縦がうまければ前に進んで行ける。だからな、河野さんの反対と云うのはうまくやれば推進力になる」と、そんなことを言ってたしなめたんだ。

○：池田総理も反対したとか。

檜垣：そうこうしているうちに時の総理大臣、池田勇人さんが記者会見で、畜産局が考えとる加工原料乳の不足払い制度は反対である」と云っちゃったんだよ。それでわしは烈火の如く憤ってな、総理に会うことになったんだ。早速総理に会いに行って「総理、反対と云うのはけしからんじゃないですか」と云つたら、「何がけしからん、俺は反対だから反対だ」と云われた。総理の反対論もやっぱり基本的には河野さんの反対論と同じなんだな。

そこでわしは「私が納得出来るのは、私は農林大臣の部下だけれども、農林大臣は総理が指揮してるんだから、云うなれば私はあなたの部下ですよ。部下が行政のことを、日夜を問わず検討しとる時に、一遍も説明も聞かずに反対とはどういうことですか」と詰め寄った。そうしたら総理は「お前、云いたいことを言うなあ。しかし、河野君が、反対だからな。農政で、河野君が反対したら（不足払い法は）出来ないぞ。だから反対と云つたんだ」と切り返し

て來た。それでわしがな、「河野さんの説得は私がやりますから、河野さんを説得すれば総理はのんでくれますね」と、そうしたら『そりやそうだ。河野君が反対しなけりゃいい』といってくれた。

○：どう説得したんです。

檜垣：河野さんを説得するのにはちょっと智慧がいるんだよ。河野さんは官僚嫌いだから、わしが直接云つたんじゃ駄目なんだよ。河野さんの弱点につけ込んでやらなきゃいかん。河野さんは大衆政治家なんだ。大勢の人の云うことは無視出来ん、と云う政治的なものを持っているんだよ。そこでわしは急遽全国畜産課長会議を招集した。そしてその会議を中座して河野さんに会いに行き、全国の畜産課長が集っているが、そこで多くの県の課長が畜産政策の牽引車である河野先生の畜産政策の一端を伺わせて欲しいと云っているとお願いした所快諾してくれて講演をやってもらった。そしてその講演が終わってから「君らも折角来たんだから、俺に注文があるなら云え」と云ってくれた。そうしたら全国畜産課長会会长の秋田県の畜産課長が「檜垣畜産局長が今計画している、加工原料乳の不足払い制度を実現するようお願いしたい。これがなくては日本の酪農は持たないし、私どももこれがなくてはとても駄目だ、と云ふうに待望しておるんです」と要請したんだ。これを聞いた河野先生は初めはご機嫌が悪かったが、並みいの課長が次々に立って同じこと云うので、しまいにはニヤニヤ笑い出してな、「俺は価格に官庁、役人が介入するのは好ましくないと云う意味で反対したんだが、全国の課長がやってくれと云うんならちょっと無視する訳にはいかん。しかし、今さら賛成、と云う訳にはいかんから、この法案が閣議にかかつた時には反対しないことにしてやる。俺が反対しないと法案は通る」。で、みんな、「ありがとうございます。ぜひおねがいします」と云うことで、これで河野さんも反対のホコを納めたんだよ。

○：不足払いの実体論ではどうか。

檜垣：不足払い法の実体論として、加工原料乳の安定を図らないと北海道の農家がいちばん打撃を受ける。北海道の酪農が打撃を受けると、当時は輸送費が高いから有利ではないが加工原料乳でぶつ叩かれるよりも、として牛乳を飲用乳として内地に送り込んで来る。そうすると内地の飲用乳市場が混乱する。そうなるとやっぱり北海道の方が強いと云うことがあるんで、いわゆる南北戦争と云うのが起こる。それは絶対に避けなければ行けない。だから不足払い法案が国会に出た頃に西の方の酪農組合長が「これが通ったら北海道では檜垣の銅像が建つだろうが、西の方に来たらはりつけだ。西は何にも恩恵がない」

と云ったんだ。わしは「とんでもない、二つ重大な問題があるんだ」と云ったんだ。北海道の加工原料乳がとにかく安定しなかったら、北海道の牛乳は内地の飲用牛乳市場に流れ来て大混乱を起こす。そうなれば内地の酪農家は大変な被害をこうむるではないか。もう一つは、北海道の酪農が安定しないと内地も困る。当時内地の酪農家一戸当たりの平均飼養頭数は2～3頭。その酪農家が後継牛を作るのは不可能だから、どうしても北海道から入れなきゃならない。そのためには北海道の加工原料乳が、ちゃんと採算にのるようにしないと、後継牛を出す意欲がなくなってしまう。内地酪農は規模拡大は不可能なんだから、不足払い法はそれを保証するための措置でもあるんだ。内地に利益が全くない、なんと云うのはとんでもないことなんだ。そういうような話をして説得したんだけどね。これが、わしが加工原料乳の不足払い制度をやらなきゃいけないと考えた一つの付録的な理由でもあった。

○：不足払い法は暫定法だが暫定はどのような理由からつけたのか。

檜垣：わしは、国会では暫定措置法は概ね10年間と云っていたんだが、腹ん中では、10年間とは思ってなかったんだよ。要するに、不足払い制度をやらなくても酪農家も成り立ち、乳業者も成り立つような経済関係が出来れば、不足払いはもう止めるべきだ、そういうことが考えられれば、いうならば期限が来ちゃうんだ。

もう一つは、不足払い制度に替わる制度ができるばこれも止めていい。だから、そういうことが出来るまで、不足払いは続けなければいけない。『暫定』と云わないと、さっき云つたいつまでも役所が価格に介入すると云うのは、自民党の経済政策の基本に反する。基本に触れるから、暫定を加えないと納得してもらえんから、暫定としたんだよ。

○：不足払い制度で特に北海道酪農は飛躍的に発展したのは事実だがその反面、この制度の功罪について、例えば一部には法律に守られて酪農家は企業努力をして来なかつたのではないかと云う考えもあるが。

檜垣：そういう傾きが全くないとも云えないね。不足払い制度に下支えされて北海道のみならず日本の酪農は、この35年間に世界に例を見ない程の発展を遂げたのは事実で、自画自賛していると非難されるかもしれないけど、そう思う。

ところがその間に、酪農家だけではなくて酪農団体、或いはもっと云えば行政にも怠慢があったのは、えさ（自給飼料）対策だね。不足払い制度で支えられているもんだから酪農家は牛乳を余計搾ることに一辺倒でだな、牧草のことは余り努力して来なかっ

た。農業団体もまた同様。行政も永続的な牧草の生産力を上げて行くって云う研究は非常に疎かだった。北海道の牧草の収量はこの35年間反収3トンで殆ど上がっていない。牧草の生産が上れば生産費は下がるので、泌乳量が着実に伸びるのは結構だが、それは生産費の低下につながるようなものでなければ意味がない。不足払い制度は生産を伸ばせば所得が保証される制度だったのでその点は反省する時期に来ているんじゃないかといつとるんだけど。要するに生産費の低下はちょっと遅れた、と云うことはあり得ると思うね。

○：改正された新しい補給金制度についての見解を。

檜垣：わしが不足払い制度を考えたのは、それが酪農生産の拡大政策を支えるものでなければならんということだった。消費もこれからは急速に増えないと云うことになると、生産拡大政策や価格政策の時代ではなくなり、これからは日本の酪農経営を安定化させると云うことには焦点を当てた政策に転換することが望ましい、と云うことなんだ。わしが心配して畜産当局に指摘しているのは「価格の安定」と云うのは、実は裏返しに云えば需給の安定」と云うことなんだ。需給安定対策としては、場合によっては乳製品が出来過ぎると云うことがあるので酪農民による自主的な計画生産は続けなければいけないと思うが、自主的な乳製品の調整保管制度をどういう時に発動する

んだと云う基準がはっきりしていない。輸入は如何なる時期に行い如何なる時期に放出するのかそしてその機能を農畜産振興事業団にもたせるのかどうか。輸入したものを放出する基準はなんなんだ。安定指標価格がなくなるんだから、そこが分からぬ。需給調整の運用が最大の気をつけなきやいかん所だと思う。

わしは補給金の水準なんてものは人間が決めるんだからね、「これじゃあ、ちと足らん」となったら何時でも増やせるしな、そんなものは本質的じやないと思うんだよ。

○：最後に21世紀に向け、酪農家が頑張れるような激励を。

檜垣：それはやっぱり生産性の高い悪農をどう実現していくか、と言う点に焦点を向けるべきだ。規模拡大一辺倒の時代じゃないことを踏まえて、飼養管理技術や近代的施設機械の整備等の問題を形式論的でなく、実質的に十分検討した上で改善する努力を重ねて行くべきだ。其れともう一つ、何よりも良質な牛乳を生産、出荷せなあかん。そういう酪農であれば、消費者も納得して支持してくれて、ヨーロッパ並みの生産性を実現するであろう。日本酪農、北海道酪農はそのようになりうる意欲も技術も力も持っているから其れを期待している。

○：有り難うございました。

参考

不足払い制度関係資料

山本公明

(1) 不足払い法のあらまし

[不足払い法=加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の概要)

◎法律制定の背景と目的

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（以下「不足払い法」と言う。）は畜産物価格安定法施行4年後の昭和40年に、畜産振興事業団に、加工原料乳に係わる生産者補給金の交付、乳製品の買入れ、売渡し等を担当させ、生乳生産の合理化、牛乳乳製品の価格の安定、関連産業の健全な発達、国民食生活の改善に資することを目的として制定された。当事、我が国の酪農は、経済の高度成長下にあって国民生活が改善する中で、農業基本法の選択的拡大政策にも支えられ、乳牛の飼養頭数の増加、生乳生産の増加等は目覚しいものがあった。しかし、欧米等のそれに比し規模は小さく生産性は低く、牛乳乳製品の価格水準は割高であった。また、乳製品の需給は畜安法の下でも不足や過剰が発生し、価格も季節変動天候不順の影響も含め上下を繰り返した。また、乳業サイドは、牛乳乳製品の価格上昇による消費減退をさけ需要を回復するため、原料乳取引価格の引下げを行った。他方、生乳生産者は生乳の再生産を確保するため、生乳価格の復元及び安定を要求し、乳業と生乳生産者との間の乳価紛争が発生した。そのため乳価紛争の調停が行われたが解決は難解で多大の努力と時間がかかり、牛乳乳製品の価格安定について新たな仕組みの必要性が認識され、その対策が検討された。

◎「不足払い法」の概要

(昭和41年度～平成6年度)

「不足払い法（以下法という。）」においては、農林水産大臣が毎年度、加工原料乳の「保証価格」、「基準取引価格」、指定乳製品の「安定指標価格」、加工原料乳の「限度数量」を定め、畜産振興事業団がこれらの価格、数量を基に指定乳製品等の買入れ、輸入、保管、交換、売渡し等の売買操作を行い、また、加工原料乳生産者に生産者補給金の支払いを都道府県毎の指定団体（生乳生産者団体）に委託して行うことによって、牛乳乳製品の価格安定を図ることを定めている。この不足払い法の価格

安定システムは、畜安法のシステムと類似しているが、畜安法のシステムで不完全であった部分を補ったものとなっている。この不足払い法は、その第1条に当分の間（暫定法）の法律としており、不足払い法が適用される間は、畜安法の価格安定システムは適用しない（法第20条第1項）ことを規定している。本法は不足払い制度の創設及び乳製品の一元輸入制度の導入を図る、活気的なものとなっている。加工原料乳に対する「保証価格」は、加工原料乳地域における生乳の再生産を確保することを旨として定められ、指定乳製品（畜安法と同じバター、脱脂粉乳、全脂加糖練乳、脱脂加糖練乳の4品目）に対する「安定指標価格」は、生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、消費の安定に資することを旨として定められる。「基準取引価格」は、乳業メーカーから生産者に支払可能な乳代として、安定指標価格から乳製品の製造及び販売に要する標準的な費用を控除して算定される。当法の価格安定システムは畜産振興事業団の業務として行われ、乳製品の価格が安定指標価格を10%以上下回った場合はその90%の価格で買い上げ、104%以上騰貴した場合は、手持ちの在庫、又は輸入の乳製品を放出して価格の騰貴を治めるものである。また、補給金の交付は、加工原料乳の保証価格と基準取引価格の差額を単価として、限度数量の範囲で交付される。（図1参照）。

◎不足払い法の改正（平成7年及び13年）

改正の背景及び改正の内容

不足払い法の対象であった指定等乳製品は、貿易制度上は国家貿易品目であったが、平成6年4月のガットウルグアイラウンド決着により、輸入自由化品目となり、毎年度生乳ベースで137千トン〔輸入実績相当量〕の指定乳製品等を、カレントアクセス輸入として輸入する義務が課せられた。そして農畜産業振興事業団（旧畜産振興事業団）がこの輸入を分担することとなった。これらを受けて不足払い法が改正された。平成7年度から、不

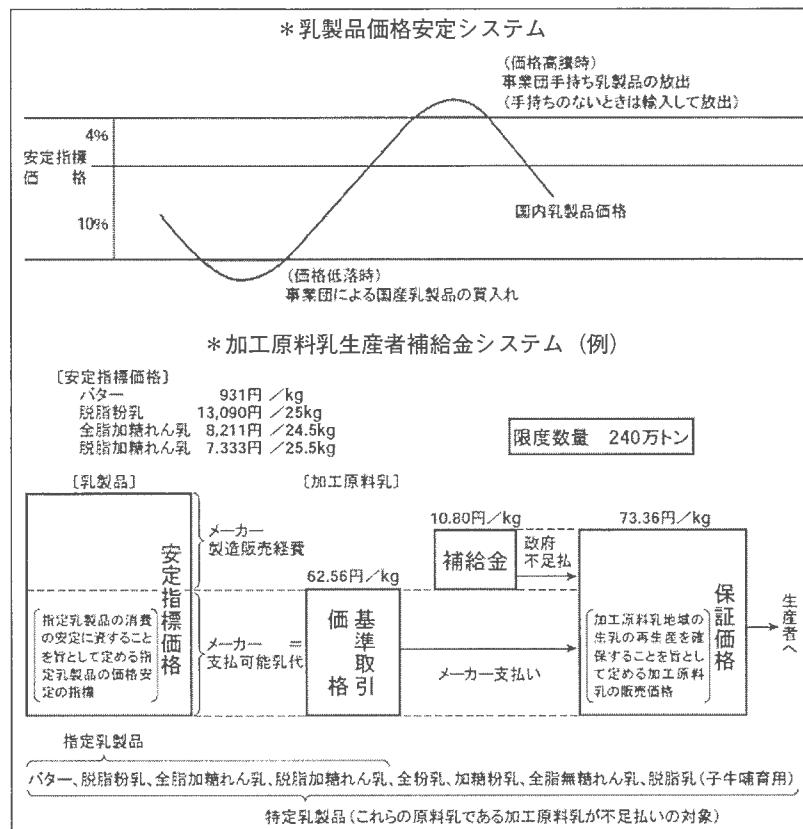


図1 不足払い法の乳製品価格安定システム及び加工原料乳生産者補給金システム

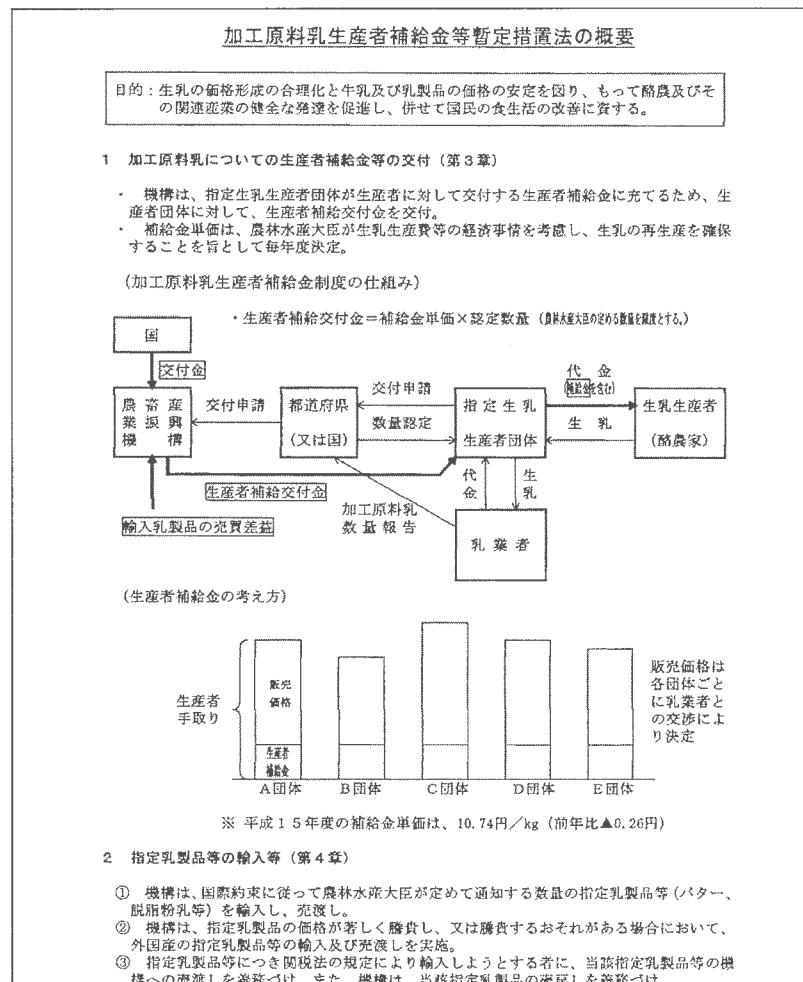


図2 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の概要（13年度改正）

足払い法の指定乳製品の一元輸入に係わる規定を廃止し、事業団はカレントアクセスに係わる生乳換算137千トンに相当する指定乳製品を農林水産大臣の指示により毎年度輸入し、競争入札等により販売することになった。また、輸入自由化により民間等が行う乳製品の輸入品について、輸入通関する前に、事業団に売渡しと買戻しをさせ、関税相当額（TE）の一部を徴収する業務を事業団が行うこととなった。

また、平成13年度から、新たな食糧・農業・農村基本法が施行される中、不足払い法が大幅に改正され実施された。改正は、需要の動向に応じた加工原料乳の生産を促進するため、市場評価が生産者手取りに的確に反映されるような生産者補給金制度に移行すること、生乳の生産・流通事情の変化に対応した指定団体の実現を図ること等を旨として、①加工原料乳の生産者補給金の算定方法等の見直し、②指定乳製品・加工原料乳の価格安定措置の見直し（保証価格及び基準取引価格等の廃止、安定指標価格及び指定乳製品の売買操作の廃止）及び③指定生乳生産者団体の機能強化（広域化）が図られた。（図2参照）

参考）畜産物価格安定法の概要

法律制定の背景と目的

畜産物の価格安定等に関する法律（畜安法）が昭和36年に、畜産物の価格安定を図り、関連産業の健全な発展を促進し、国民の食生活の改善に資することを目的として制定された。我が国は大戦の荒廃から復興し、国民所得が上昇する中で、優良食品である畜産物

なかんずく牛乳乳製品に対する需要が高まるとともに、酪農乳業に対し生産の拡大と安定的な供給が期待された。また、酪農に対しては農業の中核として発展し農家の所得向上に寄与することが期待された。しかし、酪農乳業はまだ小規模で資金力に乏しく、牛乳乳製品の生産供給の対応は生理的に緩慢である一方、需要は未成熟で底が浅く、景気等の影響を受けやすく、牛乳乳製品の需給は多々過不足を招来し、価格の下落及び高騰をくり返した。生産及び消費の安定を図る上から、新たな制度を整備して、牛乳乳製品の価格の安定を図ることが喫緊の課題であった。

価格安定システムの概要

畜安法の価格安定システムは、農林水産大臣が原料乳について安定基準価格を定め、又指定乳製品（バター、脱脂粉乳、全脂加糖練乳、脱脂加糖練乳）については安定下位価格と安定上位価格を定め、安定基準価格実現のための知事等の勧告、生産者団体の指定乳製品の生産計画の作成等のほか、畜産振興事業団が行う指定乳製品の買入れ、売渡し、保管等からなっている。畜産振興事業団は指定乳製品の市況が安定下位価格を下回る場合は買い上げ、安定上位価格を超えて高騰する場合は保管の（保管がない場合は輸入に係る）乳製品を放出する、このような売買操作をして指定乳製品を安定価格帯の中に治まるようにするものである。また、乳製品の価格安定を通じて原料乳価格の安定を図ろうとするものである。安定基準価格と安定下位価格は原料乳と指定乳製品の下支えをする価格になっている。

(2) 不足払い法をたどる戦後酪農施策の変遷

西暦	和暦	事 項	法 律 等	説 明
1945	S20	GHQ指令 生乳生産大幅減少	財閥解体、農地開放	*敗戦による荒廃、食糧危機。主穀等食糧増産急務。飼料不足により畜産・酪農は沈滞。 *20年の生乳生産は187(21年149)千トンで戦前から半減。〔戦前最高昭和16年392千トン〕
1947	S22	食糧生産力向上	畜産振興対策要綱	*第一次畜産振興5ヵ年計画策定〔5年後の増産目標設定〕
1950	S25	食糧飼料配給公団解散		*飲用牛乳価格、乳製品原料乳及び乳製品の価格統制の廢止。
1950	S25.5	飼料資源確保・家畜改良	牧野法・家畜改良増殖法制定	*市町村と農協管理の共同牧野の造成改良、飼料資源培養。生産基盤作り事業。 *家畜の効率的改良を推進する。特に人口受精の普及を図る。
1951	S25.6	牛乳の生産消費刺激	朝鮮動乱	*特需景気等により所得向上、食生活改善(生乳の生産消費拡大)
1951	S26	生乳生産増加		*戦後生乳生産は増加し、S26年には438千トンとなり、戦前水準に回復。
1951	S26.9	占領統治から独立	サンフランシスコ講和条約	*この年ナチュラルチーズの貿易自由化
1952	S27	生産目標	畜産振興10ヵ年計画策定	*10年後の生産目標作成(目標乳牛100万頭、生乳生産量1000万石) (輸出式有畜農業方式の採用。国産牛の不足は外国から調達。ジャージの計画的輸入。)
1952	S27	飼料価格の異状値上がり等	飼料需給安定法	*飼料の需給及び価格の安定を図るため、法の下食糧管理特別会計において輸入飼料の買入れ、保管、売渡を実施。
1953	S28	畜産の導入普及	有畜農家創設特別措置法	*無家畜農家を有畜化し、畜力利用と堆肥の施用により主穀等の増産を図る。 *酪農の都市周辺から全国各地の農家に外延的拡大をはかり、需要に対応。
1953	S28~29	乳製品在庫増、値下がり	休戦不況	*朝鮮動乱休戦、特需減退。国際収支悪化。金融引き締め。生乳生産の大幅増と乳製品の在庫増加。 *乳製品価格が低下し、乳業は原料乳価を引き下げ始めた。 *乳業は1升当たり乳価を5~7月に亘り毎月3~5円を引き下げ。 *生産者団体は全国酪農民大会を開き、乳価引き下げ撤回等を要求。
1953	S29.6	酪農問題への対処	「酪農振興法」制定	*法の内容:集約酪農地域の指定。集乳施設・乳業工場新增設の調整。 生乳取引の公正化。紛争解決のための行政介入等。の規程 〔市乳地域:1時間以内、2千頭以上。原料乳地域:2時間以内、五千頭以上等〕 (取引契約の文書化、勧告、斡旋調停等)
1955	S30	日本のガット加入	加入交渉	*欧米等先進国の酪農品の関税引き下げに強い関心。畜産物の関税据置で合意
1955	S30	過剰対策/消費拡大等対策	牛乳乳製品対策協議会 予算事業	*牛乳乳製品対策協議会設置 *過剰生産に対処するため、脱脂粉乳の学給使用に対する補助。 また、農林中金からの融資による異常在庫となっていた大缶ものの加糖練乳の保管延長を実施。

西暦	和暦	事 項	法 律 等	説 明
1957	S32	乳価低落	なべ底景気	*牛乳乳製品需要鈍化、生乳の過剰生産。乳価低落（戦後最低水準）。 *生産過剰に対処し、加糖練乳の生産拡大が図られ、砂糖消費税の免税措置が延長された。
		酪農審議会開催・諮問	需給調整対策	*審議会は諮問に対し牛乳乳製品の需給調整対策を答申した。 ◎政府は答申に基づき以下の施策を閣議決定。 ①学校給食用牛乳に対する補助の実施。 ②酪農振興基金を設置し、乳業者の債務保証を行うための政府出資。 ③乳製品保管経費の一部負担助成。
1957	S32.11	学乳補助開始	需給調整対策	*学校給食用牛乳供給事業要綱を通達
1958	S33.4	酪農振興基金の設立	「酪農振興基金法」公布 「酪農振興基金」設置	*乳業者の借入金に対する債務保証を行う基金を設置する法律を制定し公布。 *出資金（政府5億円、民間1億450万円のうち5,235万円）
1958	S33.6		需給調整対策	*農水省：牛乳・乳製品需給調整緊急対策決定。〔国産牛乳・乳製品を学校給食に供給〕 *学校給食用乳製品供給事業実施要綱閣議決定 *農相乳価引き下げ中止を要請
1959	S34	乳価紛争	酪農振興法	*中央生乳取引調停審議会令公布
1960	S35.6	貿易経済の急速な発展	貿易為替自由化計画	*外国から日本の輸入自由化率が低いことが批判される
1960	S35.5	報告書作成	酪農問題研究協議会	当時は小規模酪農家の離脱、頭数減、牛乳乳製品の需給逼迫等があった。 *酪農問題研究協議会が農林省畜産局に設置され検討が行われた。 そして報告書が作成され、提言がされた。 *報告書：「わが国酪農業の合理化の方向」……生乳生産、集送乳、処理加工及び製品の販売の現状等を正しく認識し、合理化に当たることが必要とされ、また価格安定措置等が提言された。
1960	S35.10	物価上昇	「乳価安定制度要綱案策定」	*食料の消費者価格が上昇し社会問題化。9月に「消費者物価対策について」閣議了解がされた。その内で牛乳乳製品及び食肉の価格安定対策を講すべき旨を決定。 そして、10月畜産局は「乳価安定制度要綱案」を策定した。以下内容は以下のとおり。 ①牛乳乳製品の需給調整を行うため「乳価安定事業団（仮）」を設立する。 ②事業団が行う乳製品の買い入れ価格等を決定する。 ③事業団の乳製品買い入れを行う。 ④事業団の保管乳製品の売り渡し ⑤事業団の学給等への特別販売。売買差損の補填。 ⑥事業団の価格抑制対策としての輸入、売り渡しを行う。
1960	S35.12	乳価安定制度の予算化	乳価安定制度要綱案	*事業実施のため予算折衝開始。

西暦	和暦	事 項	法 律 等	説 明
1961	S36.6	経済成長下の畜産	「農業基本法」成立	*生産政策、価格流通政策、構造政策、畜産を選択的拡大の中核に位置づけ。
1961	S36.11	価格の安定	「畜産物価格安定法」成立	*「畜産物の価格安定等に関する法律案」が第38回国会に提出されたが、農業基本法と重なり審議未了となるが、36年9月第39回国会に畜産物価格安定法を再提出。10月成立。11月公布。
1961	S36.12	「畜産振興事業団」設立	畜安法附則	*畜安法に基づき事業団の設立手続きが取られ、12月7日に特殊法人畜産振興事業団が設立された。 また、酪農振興基金は一切の権利及び業務を事業団に承継し解散。 *畜産振興事業団の業務：①指定乳製品の価格安定 ②債務保証 ③需要増進 指定乳製品：バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖練乳。 安定価格：安定上位価格、安定下位価格 *れん乳は中小規模乳業者等が処理施設を保有し市乳地帯の余乳処理で一般的には生産された。
1962	S37.5	学乳事業の移管	畜安法の改正	*学校給食用牛乳供給事業及び指定助成対象事業に対する補助を、事業団の業務とする「畜産物価格安定法」の改正が行われた。(S32年度から国産牛乳を余剰乳対策として学校給食に供給する補助事業を開始。)
1962	S37.12	過剰、乳価引き下げ		*生乳生産大幅増加。乳業は生乳を1升2円引き下げ通知。全国的に乳価紛争。
1963	S38	過剰、乳価引き下げ		*乳製品が安定下位価格を下回り、事業団の1回目買入れ。(脱脂粉乳及び全脂加糖練乳) *農林省乳価紛争調停官設置。乳業合理化協議会設置。 *全国に亘り乳業乳価1升2円引き下げ通告。乳価紛争に。知事調停12道県。 *事業団2回目買入れ。(バター)
1963	S38.9	畜産経営研究会設置	報告書作成。政策提言	*大臣官房に畜産経営研究会を設置し、38年12月中間報告書「酪農の現状と対策の方向」がとりまとめられた。 *39年8月畜産局は「酪農対策の考え方と方向」とりまとめ。以下の対策を提言。 ①酪農近代化計画をたて、施策の計画的実施。 ②加工原料乳に不足払制度を採用し、主要乳製品の畜産振興事業団による一元的輸入を実施。 ③原料乳の市乳化を促進。学乳の計画的拡充。 ④飼料基盤の整備。(国営草地事業、公團事業の実施、模範牧場の整備。国有林の積極活用等) ⑤子牛集団育成事業の強化。
1964	S39	乳価紛争頻発・激化	調停業務	*青森、秋田、岩手及び群馬の4県から中央調停を申請。 *酪農振興法に基づく調停が行われたが、解決が容易に進展しなかった。中央生乳取引調停審議会(東畑座長)のもと2ヶ月近く調停し引き下げ分を遡って復元することで決着。他の案件は中央調停に沿って解決するよう指導。 *畜安法下では生乳・乳製品の需給が不安定に推移、乳価紛争が多発し、牛乳乳製品の価格安定についての法の行き詰まりと新たな仕組みの必要性が認識された。〔S39.4国会農水委での農林大臣答弁等〕

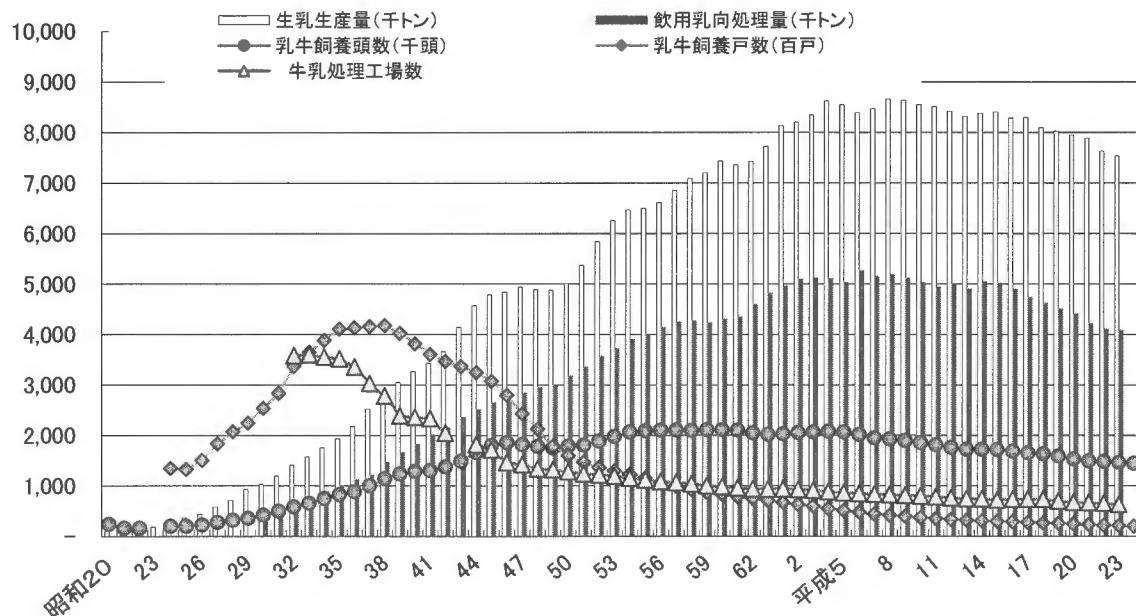
西暦	和暦	事 項	法 律 等	説 明
1963	S38.5～ 42.6	ガットKR交渉	第6回貿易交渉	* 関税一括引き下げ交渉
1965	S40	酪農3法案とりまとめ	暫定措置法案	* 酪農3法案：①加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案 ②酪農振興法及び土地改良法の一部部改正法案 ③農用地開発機械公団の一部改正法案
			暫定措置法成立	* 第48回国会に暫定措置法案を提出。40年6月法律成立。41年4月施行。 法律の内容：①生産者補給金制度 ②指定生乳生産者団体制度 ③乳製品の価格安定、④乳製品の一元輸入。
1966	S41.4		暫定法の施行	* 「指定生乳生産者団体」の指定。(49団体) * 加工原料乳に対する補給交付金の交付業務及び乳製品の輸入売買業務を開始。 * 每年畜産振興審議会を開催し行政価格の決定。
1973	S48.9～ S54.4	ガット東京ラウンド	第7回MTN貿易交渉	* 交渉事項の拡大。関税引き下げ、輸入制限等。
1983	S58.7	日米13品目問題	23条1項協議	* 58年7月、米国による農産物13品目のガット23条協議の申し入れ。 (0402：脱脂粉乳、練乳等 0404：プロセスチーズ、1702：乳糖等、2107：乳の調製品を含む13品目) * 59年4月牛乳かんきつ類に協議の進展をみて、ガット手続きを2年間停止することで決着。
1985	S60.8	日米12品目問題	13品目再協議	* 60年8月米から再協議の申し入れ。61年7月23条2項パネル設置提案。
			23条2項協議	62年10月パネル再提案(①輸入制限品目はガット違反 ②11条1項の数量制限は該当しない。) 63年2月日本は疑義をはさみつつ、ガット紛争処理機能を尊重する観点から採択。 63年5月からの日米協議で乳製品等のガット勧告の実施に関し自由化合意。(自由化の時期や 関税等を明示)
1986	S61.9	ガットUR農業交渉	第8回MTN貿易交渉	* 61年9月ガットウルグアイラウンド交渉開始合意。平成6年4月モロッコマラケシュ最終文書調印。 合意の主要点 ①国内指示の削減対象（黄）と削減対象外（緑）に分類。 ②緑以外の全政策に付きAMS削減。 ③すべての非関税国境措置を関税化 ④その他

西暦	和暦	事 項	法 律 等	説 明
1995	H7～H12	ガットUR合意による改正	暫定措置法の平成7年度改正	<p>*加工原料乳生産者補給金制度の改正点 ①事業団の一元輸入規程の廃止 ②UR合意のカレントアクセス分を大臣の指示により輸入する。(14条) ③民間輸入乳製品のワンタッチ買い入れ売り渡し規程設定。 ④価格高騰時以外でも売渡を可能とする規程設定。</p> <p>ガットUR合意具体的事項 カレントアクセス輸入量：年間生乳換算137千トン H7年から畜産振興事業団がカレントアクセス量を輸入する。また、関税相当額（TE）を徴収する。</p>
1999	H11.7	新政策の構築	食糧・農業・農村基本法	<p>*法の内容 ①食糧の安定供給の確保②多面的機能の十分な発揮③農業の持続的発展④農村の振興</p>
2001	H13～	WTO次期交渉に向けて	暫定措置法の平成13年度改正	<p>*H10年「農政改革大綱」が公表さる。H11年新農業基本法の「食糧・農業・農村基本法」制定さる。 また、並行して「新たな酪農・乳業対策大綱」がとりまとめられた。</p> <p>暫定措置法の改正方向 ①計画生産の的確な実施。 ②安定指標価格、基準取引価格及び売買操作の廃止。 ③価格政策を見直し、市場実勢価格を反映して制度に移行すること。 ④飲用向け生乳について指定生乳生産者団体を広域化し、生乳の協販体制を強化し、透明性の高い公正・適正な価格形成システムを構築する。</p> <p>*H12年2月暫定措置法の一部改正法案を国会に提出し、可決され、13年4月から施行された。</p> <p>改正の内容 ①従来の安定指標価格及び基準取引価格等の廃止。 ②安定指標価格を指標とした外国産指定乳製品の輸入、売り渡し方式を廃止し、価格高騰時大臣承認を受けて実施するに変更。 ③補給金単価算出方式の変更（前年度平均の単価×変動率） ④補給金支払い条件の設定 ⑤複数県にまたがる広域生乳生産者団体の指定。</p> <p>*加工原料乳生産者経営安定対策事業の実施（暫定措置法第5条関連指定助成事業）（いわゆるナラシ）</p> <p>*H11年10月乳製品取引市場運営機構に乳製品取引パイロット市場を設置。</p>

(3) 牛乳乳製品の生産・価格の推移

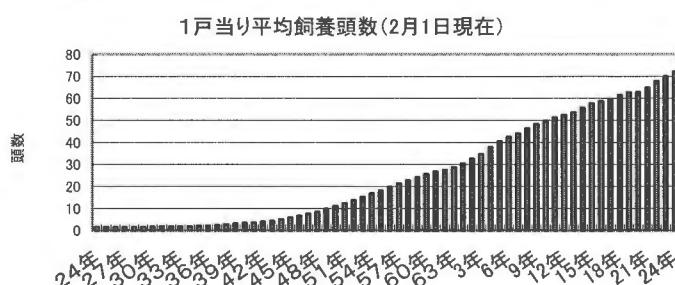
1) グラフで見る不足払いの動向

① 酪農乳業の動向



- 戦後の食糧不足時代を経て生乳生産は高い伸びを辿ってきた。昭和21年は149千トン、63年771万トン、平成8年には866万トンで最高の生産量。
- 飲用乳向けシェアー拡大。(S24年の33%からS50年の63%へ以後シェアーは拡大していない)
- 乳牛飼養頭数は22年の159千頭から昭和54年には200万頭台まで増加。平成7年以降減少へ。1頭当たり泌乳量増加。
- 乳牛飼養戸数は25年の133千戸から38年の41万戸(最高)に増加。以後徐々に減少。H16年には2万戸台へ。
- 1戸当たりの飼養規模大幅に拡大。
- 牛乳処理工場は小規模で33年の3598箇所をピークに減少し、大規模へ。

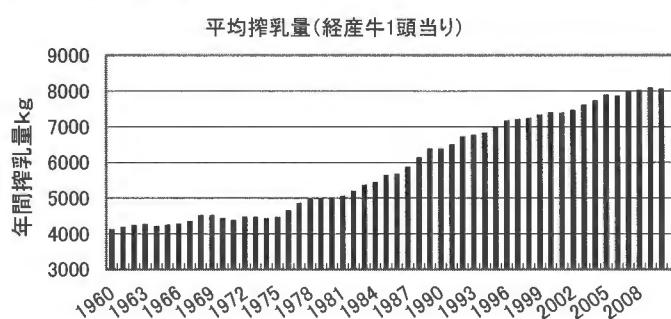
② 1戸当たり平均飼養頭数



1戸当たり飼養頭数は増加し、規模拡大が進行。

昭和20～34年	1.5～1.9頭
昭和35～41年	2.0～3.6頭
昭和42～50年	4.0～11.2頭
昭和51～63年	12.3～28.6頭
平成01～23年	30.4～69.9頭

③ 経産牛1頭当たり平均搾乳量

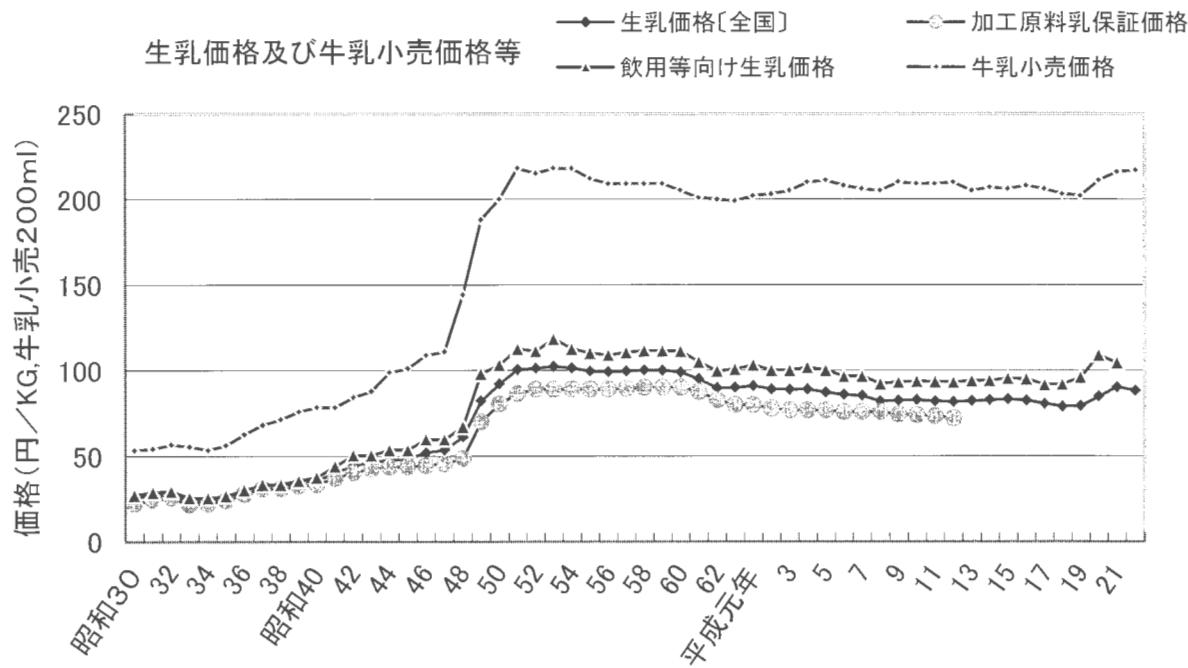


1頭当たり搾乳量は乳牛改良等により増加。

昭和35年	4,142kg
昭和45年	4,424kg
昭和55年	5,006kg
昭和60年	5,640kg
昭和63年	6,130kg
平成21年	8,088kg

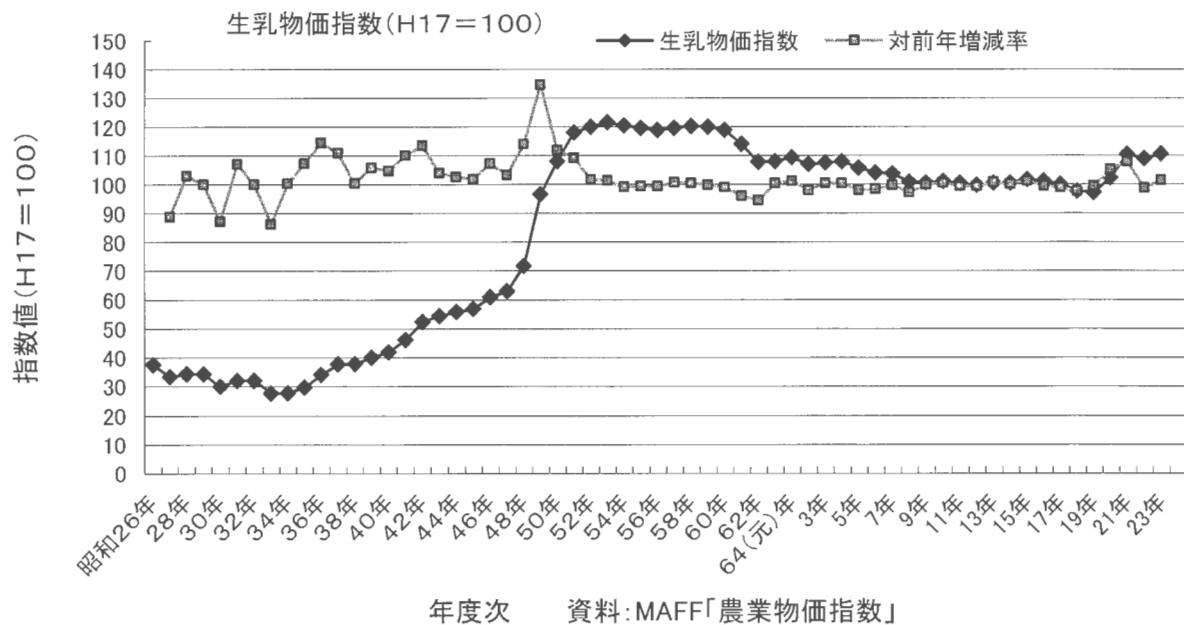
(35年の約2倍)

④ 生乳価格及び牛乳小売価格



- 生乳の価格は、飲用向け価格が最も高く、加工原料乳保証価格が最下位となっている。また、農家の生乳の販売価格は両者のプール価格であるため両者の中間に位置している。同時に加工原料乳保証価格の上位の位置を維持している。
- 生乳価格は3者とも48年のオイルショック時に急激に2倍近くまで上昇、53年を頂点に以降、緩やかに下降・横ばいで推移。

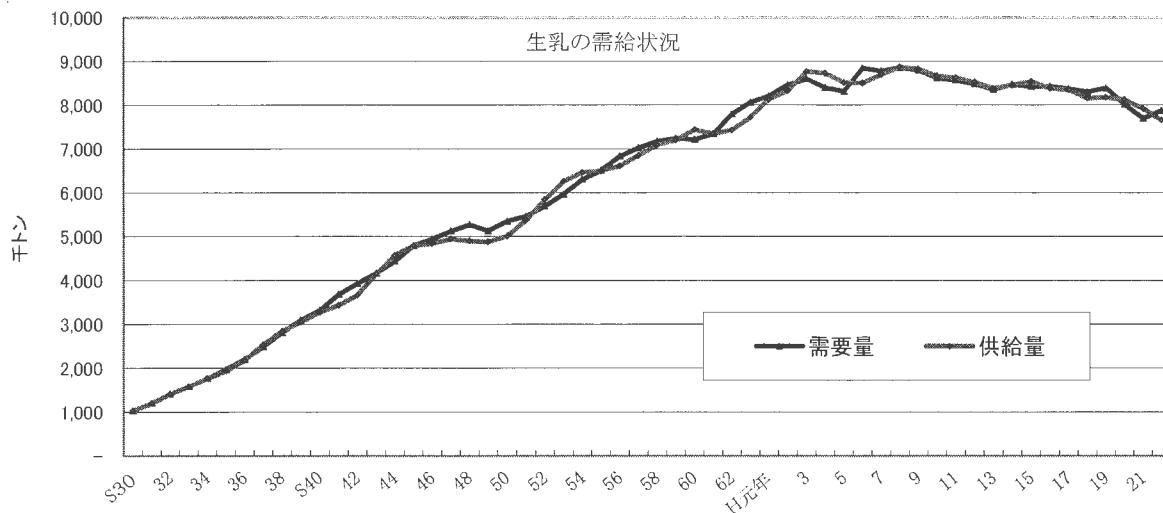
⑤ 生乳物価指数



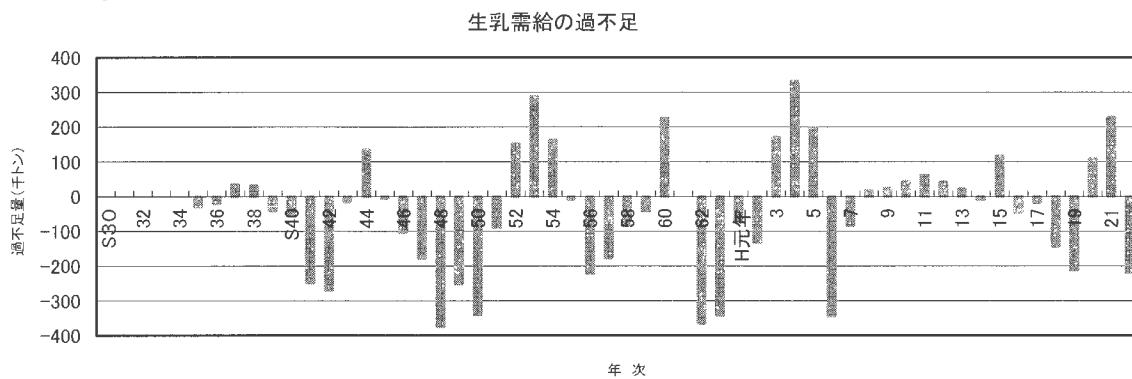
年度次 資料:MAFF「農業物価指標」

- 生産者の生乳販売価格を指数でみると、34年から上昇を始め、48年から50年までは急激に上昇、以後横ばい、又は緩やかに下降。
- 50年以前の生乳価格は毎年大幅に変動。26年から33年までは繰り返し前年を10%以上下落することもあった。
- 50年代以降の生乳価格の変動幅は極めて小さくなっている。

⑥ 生乳の需給状況

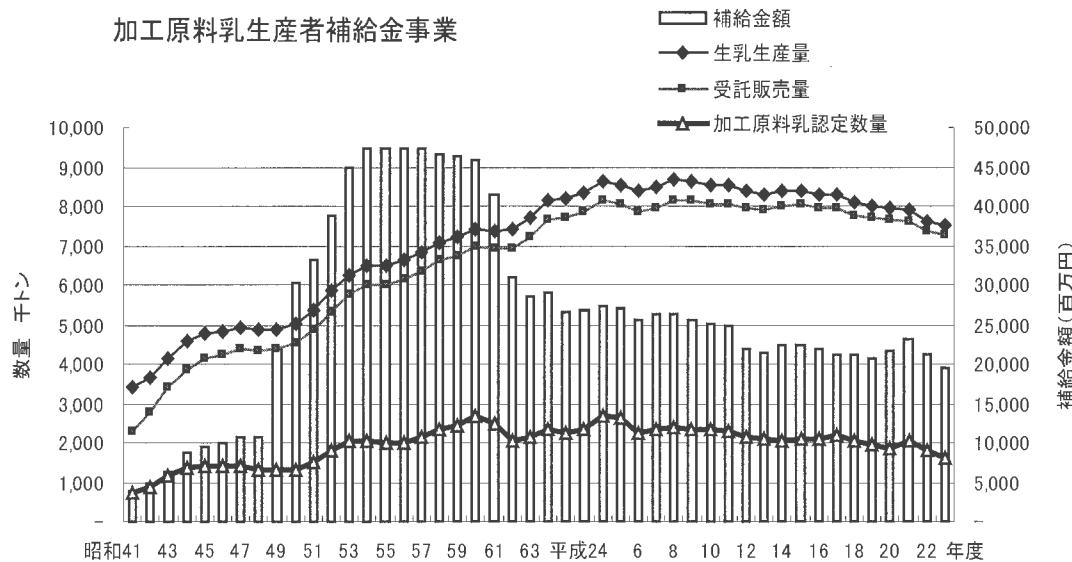


⑦ 生乳需給の過不足



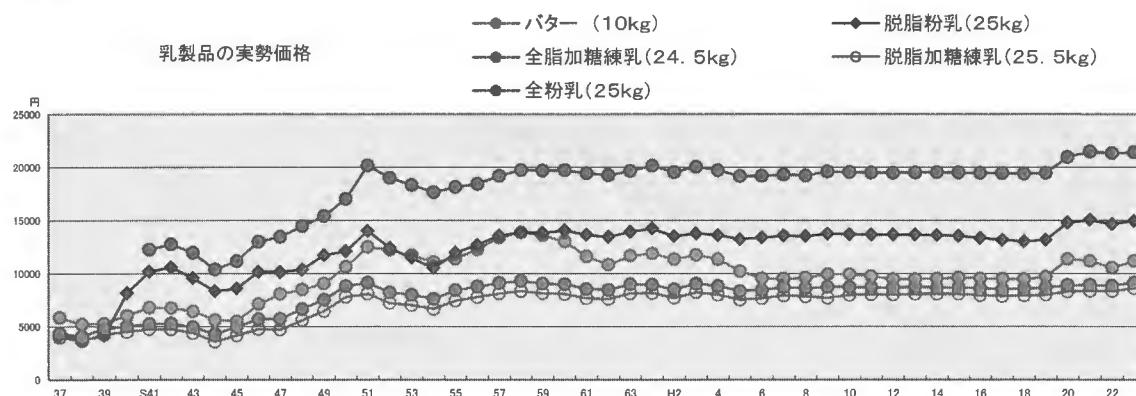
- 生乳ベースの牛乳乳製品の需給状況は数年間隔で過剰と不足の状態が交互に発現している。

⑧ 加工原料乳生産者補給金事業



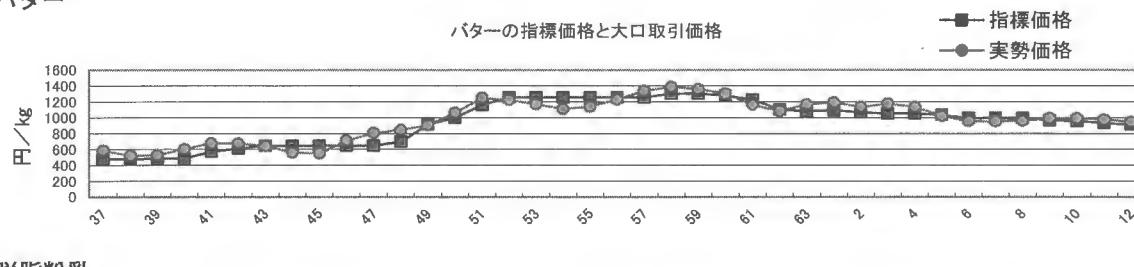
- 不足払い発足後の生乳生産量を見ると、45年から49年までは伸び悩んだが、50年以降は増加に転換。
- 生産した生乳の92%～97%は指定団体に販売を委託。
- 補給金の対象となる加工原料乳認定数量は緩やかに増加し、60年度に269万トンの頂上に到達。以後緩慢な縮小。
- 補給金額は48年度までは100億円程度であったが、オイルショックによるインフレの影響により49年度には220億円に急増。以後54年度の474億円まで毎年大幅に増加、58年度以降は減少、62年度309億円、63年度200億円台と低下。

⑨ 乳製品の市場価格

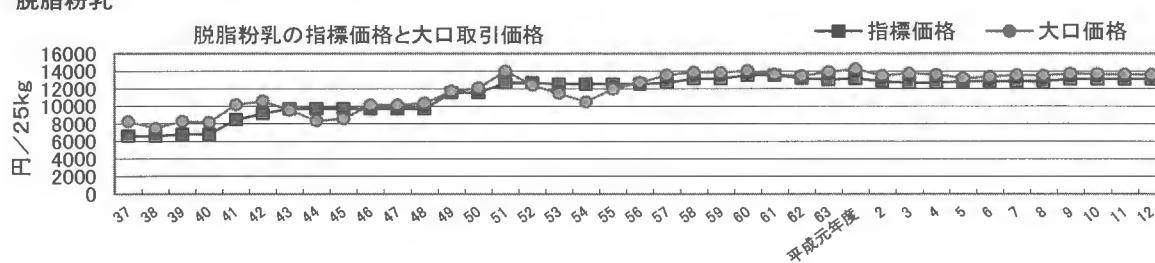


- ・乳製品の実勢価格は45年を底に52年まで大きく上昇し、以後バターを除き横ばいで推移。
- ・バターは58年の1387円/kgをピークに、平成6年には約900円台/kgまで低下し、以後横ばい。
- ・実勢価格は以下のとおり安定指価格とほぼ相前後〔絡まって〕して推移しており、不足払い制度が有効に機能していると評価出来よう。

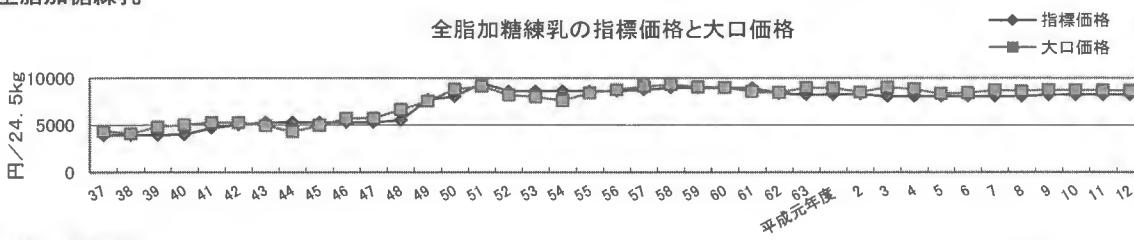
i) バター



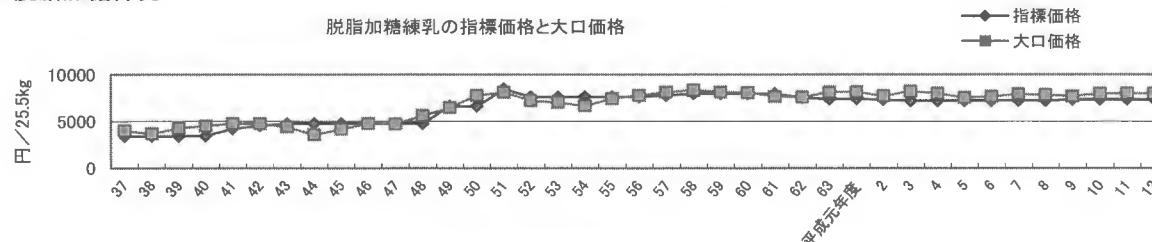
ii) 脱脂粉乳



iii) 全脂加糖練乳



iv) 脱脂加糖練乳



- ・指定乳製品の実勢価格（大口取引価格）は、36～40年（畜安法下）に於いては安定指標価格を10～20%以上上回って推移。また、44年と45年に於いては、10%以上下回った。しかし、その後（不足払い法下）に於いては安定指標価格の5%以内程度の乖離で小幅な変動にとどまった。

2) 統計で見る不足払いの動向

① 酪農乳業の概要

年次 和暦(西暦) 年	乳牛飼養戸数(千戸)		乳牛飼養頭数(千頭)		一戸当たり飼養頭数(頭)		生乳生産量(千トン)		飲用乳向処理量(千トン)		牛乳処理工場数		総農家数(千戸)		飲用比率% 飲用/ 生乳 生産量
	実数 (2月1日)	対前年比 (%)	実数 (2月1日)	対前年比 (%)	実数 (2月1日)	対前年比 (%)	実数 (年度間) (20年代暦年)	対前年比 (%)	実数 (年度間) (20年代暦年)	対前年比 (%)	工場数 (1月31日 現在)	対前年比 (%)	実数 (1月1日及 び2月1日)	対前年比 (%)	
平成20(1945)	239		188	
21(1946)	163	68.2	149	79.3	(4月) 5,698
22(1947)	159	97.5	161	108.1	63	(8月)5,909	...	39.1
23(1948)	184	114.3	61	97	33.2
24(1949)	135	...	202	...	1.5	...	280	152.2	93	152	33.2
25(1950)	133	98.5	198	98.0	1.5	100.0	367	131.1	138	148	6,176	...	37.6
26(1951)	151	113.5	226	114.1	1.5	100.0	438	119.3	178	129	6,099	98.8	40.6
27(1952)	183	121.2	276	122.1	1.5	100.0	584	133.3	281	158	48.1
28(1953)	207	113.1	323	117.0	1.6	106.7	712	121.9	342	122	6,142	...	48.0
29(1954)	225	108.7	356	110.2	1.6	100.0	929	130.5	416	122	6,105	99.4	44.8
30(1955)	254	112.9	421	118.3	1.7	106.3	1,031	111.0	500	120	6,043	99.0	48.5
31(1956)	283	111.4	497	118.1	1.8	105.9	1,199	116.3	556	111.2	46.4
32(1957)	337	119.1	587	118.1	1.7	94.4	1,412	117.8	644	115.8	3,581	45.6
33(1958)	365	108.3	654	111.4	1.8	105.9	1,579	111.8	768	119.3	3,598	100.5	48.6
34(1959)	388	106.3	751	114.8	1.9	105.6	1,764	111.7	889	115.8	3,553	98.7	50.4
35(1960)	410	105.7	824	109.7	2.0	105.3	1,939	109.9	1,008	113.4	3,520	99.1	6,057	...	52.0
36(1961)	413	100.7	885	107.4	2.1	105.0	2,180	112.4	1,125	111.6	3,357	95.4	51.6
37(1962)	416	100.7	1,002	113.2	2.4	114.3	2,526	115.9	1,214	107.9	3,028	90.2	5,829	...	48.1
38(1963)	417	100.2	1,145	114.3	2.7	112.5	2,837	112.3	1,467	120.8	2,783	91.9	5,750	98.6	51.7
39(1964)	403	96.6	1,238	108.1	3.1	114.8	3,053	107.6	1,666	113.6	2,388	85.8	5,667	98.6	54.6
40(1965)	382	94.8	1,289	104.1	3.4	109.7	3,271	107.1	1,828	109.7	2,358	98.7	5,576	98.4	55.9
41(1966)	361	94.5	1,310	101.6	3.6	105.9	3,431	104.9	2,022	110.6	2,333	98.9	5,498	98.6	58.9

年次	乳牛飼養戸数(千戸)		乳牛飼養頭数(千頭)		一戸当たり飼養頭数(頭)		生乳生産量(千トン)		飲用乳向処理量(千トン)		牛乳処理工場数		総農家数(千戸)		飲用比率%	
	実数 (2月1日)	対前年比 (%)	実数 (2月1日)	対前年比 (%)	実数 (2月1日)	対前年比 (%)	実数 (年度間) (20年代暦年)	対前年比 (%)	実数 (年度間) (20年代暦年)	対前年比 (%)	工場数 (1月31日現在)	対前年比 (%)	実数 (1月1日及び2月1日)	対前年比 (%)	飲用 生乳 生産量	
42(1967)	347	96.1	1,376	105.0	4.0	111.1	3,663	106.8	2,157	106.7	2,048	87.8	5,419	98.6	58.9	
43(1968)	337	97.1	1,489	108.2	4.4	110.0	4,140	113.0	2,360	109.4	5,351	98.7	57.0	
44(1969)	324	96.1	1,663	111.7	5.1	115.9	4,575	110.5	2,516	106.6	1,818	55.0	
45(1970)	308	95.1	1,804	108.5	5.9	115.7	4,789	104.7	2,651	105.4	1,714	94.3	5,342	...	55.4	
46(1971)	279	90.6	1,856	102.9	6.6	111.9	4,841	101.1	2,685	101.3	1,466	85.5	5,261	98.5	55.5	
47(1972)	243	87.1	1,819	98.0	7.5	113.6	4,938	102.0	2,843	105.9	1,423	97.1	5,170	98.3	57.6	
48(1973)	212	87.2	1,780	97.9	8.4	112.0	4,891	99.0	2,952	103.8	1,342	94.3	5,100	98.6	60.4	
49(1974)	179	84.4	1,752	98.4	9.8	116.7	4,876	99.7	3,004	101.8	1,319	98.3	5,027	98.6	61.6	
50(1975)	160	89.4	1,787	102.0	11.2	114.3	5,006	102.7	3,179	105.8	1,282	97.2	4,953	98.5	63.5	
51(1976)	147	91.9	1,811	101.3	12.3	109.8	5,369	107.3	3,355	105.5	1,240	96.7	4,891	98.7	62.5	
52(1977)	137	93.2	1,888	104.3	13.8	112.2	5,841	108.8	3,572	106.5	1,222	98.5	4,835	98.9	61.2	
53(1978)	129	94.2	1,979	104.8	15.3	110.9	6,256	107.1	3,726	104.3	1,191	97.5	4,788	99.0	59.6	
54(1979)	123	95.3	2,067	104.4	16.8	109.8	6,464	103.3	3,905	104.8	1,157	97.1	4,742	99.0	60.4	
55(1980)	115	93.5	2,091	101.2	18.1	107.7	6,498	100.5	4,010	102.7	1,118	96.6	4,661	98.3	61.7	
56(1981)	106	92.2	2,104	100.6	19.8	109.4	6,611	101.7	4,140	103.2	1,084	97.0	4,614	99.0	62.6	
57(1982)	99	93.4	2,103	100.0	21.3	107.6	6,848	103.6	4,247	102.6	1,068	98.5	4,567	99.0	62.0	
58(1983)	93	93.9	2,098	99.8	22.7	106.6	7,086	103.5	4,271	100.6	1,043	97.7	4,522	99.0	60.3	
59(1984)	87	93.5	2,110	100.6	24.1	106.2	7,200	101.6	4,238	99.2	1,004	96.3	4,473	98.9	58.9	
60(1985)	82	94.3	2,111	100.0	25.6	106.2	7,436	103.3	4,307	101.6	985	98.1	4,376	97.8	57.9	
61(1986)	79	96.3	2,103	99.6	26.8	104.7	7,361	99.0	4,342	100.8	958	97.3	4,331	99.0	59.0	
62(1987)	75	94.9	2,049	97.4	27.5	102.6	7,427	100.9	4,598	105.9	944	98.5	4,284	98.9	61.9	
63(1988)	71	94.7	2,017	98.4	28.6	104.0	7,717	103.9	4,821	104.8	936	99.2	4,240	99.0	62.5	
平成元(1989)	67	94.4	2,031	100.7	30.4	106.3	8,134	105.4	4,956	102.8	942	100.6	4,194	98.9	60.9	
2(1990)	63	94.0	2,058	101.3	32.5	106.9	8,203	100.8	5,091	102.7	930	98.7	3,835	91.4	62.1	
3(1991)	60	95.2	2,068	100.5	34.6	106.5	8,343	101.7	5,117	100.5	918	98.7	3,789	98.8	61.3	
4(1992)	55	91.7	2,082	100.7	37.8	109.2	8,617	103.3	5,109	99.8	883	96.2	3,742	98.8	59.3	

年次	乳牛飼養戸数(千戸)		乳牛飼養頭数(千頭)		一戸当たり飼養頭数(頭)		生乳生産量(千トン)		飲用乳向処理量(千トン)		牛乳処理工場数		総農家数(千戸)		飲用比率%
和暦(西暦)年	実数(2月1日)	対前年比(%)	実数(2月1日)	対前年比(%)	実数(2月1日)	対前年比(%)	実数(年度間)(20年代暦年)	対前年比(%)	実数(年度間)(20年代暦年)	対前年比(%)	工場数(1月31日現在)	対前年比(%)	実数(1月1日及び2月1日)	対前年比(%)	飲用/生乳生産量
5(1993)	51	92.7	2,068	99.3	40.6	107.4	8,551	99.2	5,030	98.5	867	98.2	3,691	98.6	58.8
6(1994)	48	94.1	2,018	97.6	42.4	104.4	8,388	98.1	5,263	104.6	847	97.7	3,644	98.7	62.7
7(1995)	44	91.7	1,951	96.7	44.0	103.8	8,467	100.9	5,152	97.9	836	98.7	3,444	94.5	60.8
8(1996)	42	95.5	1,927	98.8	46.3	105.2	8,659	102.3	5,188	100.7	829	99.2	3,388	98.4	59.9
9(1997)	39	92.9	1,899	98.5	48.2	104.1	8,629	99.7	5,122	98.7	813	98.1	3,344	98.7	59.4
10(1998)	37	94.9	1,860	97.9	49.7	103.1	8,549	99.1	5,026	98.1	803	98.8	3,291	98.4	58.8
11(1999)	35	94.6	1,816	97.6	51.3	103.2	8,513	99.6	4,939	98.3	783	97.5	3,239	98.4	58.0
12(2000)	34	97.1	1,764	97.1	52.5	102.3	8,415	98.8	5,003	101.3	766	97.8	3,120	96.3	59.5
13(2001)	32	94.1	1,725	97.8	53.6	102.1	8,312	98.8	4,903	98.0	744	97.1	3,072	98.5	59.0
14(2002)	31	96.9	1,726	100.1	55.7	103.9	8,380	100.8	5,046	102.9	746	100.3	3,028	98.6	60.2
15(2003)	30	96.8	1,719	99.6	57.7	103.6	8,405	100.3	5,018	99.4	722	96.8	2,981	98.4	59.7
16(2004)	29	96.7	1,690	98.3	58.7	101.7	8,285	98.6	4,902	97.7	741	102.6	2,934	98.4	59.2
17(2005)	28	96.6	1,655	97.9	59.7	101.7	8,293	100.1	4,739	96.7	737	99.5	2,848	97.1	57.1
18(2006)	27	96.4	1,636	98.9	61.5	103.0	8,091	97.6	4,620	97.5	739	100.3			57.1
19(2007)	25	92.6	1,592	97.3	62.7	102.0	8,024	99.2	4,508	97.6	699	94.6			56.2
20(2008)	24	96.0	1,533	96.3	62.8	100.2	7,945	99.0	4,415	97.9	672	96.1			55.6
21(2009)	23	95.8	1,500	97.8	64.9	103.3	7,881	99.2	4,219	95.6	666	99.1			53.5
22(2010)	22	95.7	1,484	98.9	67.8	104.5	7,631	96.8	4,110	97.4	655	98.3	2,528		53.9
23(2011)	21	95.5	1,467	98.9	69.9	103.1	7,534	98.7	4,083	99.3	628	95.9			54.2
24(2012)			1,449	98.8											

資料：1) 乳牛飼養戸数及び頭数は畜産統計、家畜基本調査、畜産予察調査、農業調査等。

2) 生乳生産量、飲用向け処理量及び牛乳処理工場は農林省統計表、牛乳乳製品統計。

3) 生乳生産量及び飲用向け処理量は会計年度値。ただし、29年度以前は暦年値。

4) 昭和48年以前は沖縄県の値を含んでいない。

5) 総農家は耕地10アール以上、販売額15万円以上の世帯。

② 加工原料乳保証価格等（制度価格）の推移

年度	保証価格 円/kg	左の上昇率 %	基準 取引価格 円/kg	左の上昇率 %	限度数量 千トン	補給金単価 円/kg	左の上昇率 %	安定指標価格							
								バター	左の上昇率	脱脂粉乳	左の上昇率	全脂加糖練乳	左の上昇率	脱脂加糖練乳	左の上昇率
								円/kg	%	円/25kg	%	円/24.5kg	%	円/25.5kg	%
(S36~40)			(安定基準価格)					(安定下位価格)	(安定上位価格)	(安定下位価格)	(安定上位価格)	(安定下位価格)	(安定上位価格)	(安定下位価格)	(安定上位価格)
昭和36年度	-	-	-	-	-	-	-	600		8,700					
37	-	-	27.73	-	-	-	-	478	600	6,600	8,700	3,900	4,700	3,400	4,100
38	-	-	28.27	1.9	-	-	-	478	600	6,600	8,700	3,900	4,700	3,400	4,100
39	-	-	29.33	3.7	-	-	-	485	600	6,800	8,700	3,940	4,700	3,420	4,100
40	-	-	30.40	3.6	-	-	-	485	600	6,800	8,700	4,000	4,700	3,450	4,100
41	37.03	-	31.81	4.6	993	5.22		573		8,458		4,677		4,204	
42	40.39	9.1	34.79	9.4	881	5.60	7.3	612	6.8	9,154	8.2	5,038	7.7	4,522	7.6
43	42.52	5.3	36.58	5.1	1,071	5.94	6.1	647	5.7	9,711	6.1	5,292	5.0	4,756	5.2
44	43.52	2.4	37.03	1.2	1,350	6.49	9.3	647	0.0	9,711	0.0	5,292	0.0	4,756	0.0
45	43.73	0.5	37.10	0.2	1,455	6.63	2.2	647	0.0	9,711	0.0	5,292	0.0	4,756	0.0
46	44.48	1.7	37.42	0.9	1,554	7.06	6.5	647	0.0	9,711	0.0	5,292	0.0	4,756	0.0
47	45.48	2.2	37.78	1.0	1,594	7.70	9.1	647	0.0	9,711	0.0	5,292	0.0	4,756	0.0
48	48.51	6.7	40.49	7.2	1,501	8.02	4.2	698	7.9	9,711	0.0	5,521	4.3	4,756	0.0
49	70.02	44.3	53.41	31.9	1,380	16.61	107.1	914	30.9	11,540	18.8	7,730	40.0	6,600	38.8
50	80.29	14.7	57.57	7.8	1,380	22.72	36.8	999	9.3	11,540	0.0	8,018	3.7	6,600	0.0
51	86.41	7.6	62.34	8.3	1,380	24.07	5.9	1,160	16.1	12,660	9.7	9,463	18.0	8,437	27.8
52	88.87	2.8	64.29	3.1	1,580	24.58	2.1	1,253	8.0	12,660	0.0	8,620	-8.9	7,610	-9.8
53	88.87	0.0	64.30	0.0	1,830	24.57	-0.0	1,253	0.0	12,530	-1.0	8,620	0.0	7,610	0.0
54	88.87	0.0	64.30	0.0	1,930	24.57	0.0	1,253	0.0	12,530	0.0	8,620	0.0	7,610	0.0
55	88.87	0.0	64.30	0.0	1,930	24.57	0.0	1,253	0.0	12,530	0.0	8,620	0.0	7,610	0.0
56	88.87	0.0	64.30	0.0	1,930	24.57	0.0	1,253	0.0	12,530	0.0	8,620	0.0	7,610	0.0
57	89.37	0.6	64.80	0.8	1,930	24.57	0.0	1,253	0.0	12,670	1.1	8,750	1.5	7,760	2.0
58	90.07	0.8	68.36	5.5	2,150	21.71	-11.6	1,302	3.9	13,140	3.7	8,950	2.3	7,960	2.6
59	90.07	0.0	69.18	1.2	2,220	20.89	-3.8	1,302	0.0	13,140	0.0	8,950	0.0	7,960	0.0
60	90.07	0.0	70.17	1.4	2,300	19.90	-4.7	1,276	-2.0	13,530	3.0	8,950	0.0	7,960	0.0
61	87.57	-2.8	69.54	-0.9	2,300	18.03	-9.4	1,225	-4.0	13,530	0.0	8,950	0.0	7,960	0.0
62	82.75	-5.5	67.67	-2.7	2,100	15.08	-16.4	1,100	-10.2	13,180	-2.6	8,360	-6.6	7,500	-5.8

年度	保証価格	左の上昇率	基準取引価格	左の上昇率	限度数量	補給金単価	左の上昇率	安定指標価格							
								バター	左の上昇率	脱脂粉乳	左の上昇率	全脂加糖練乳	左の上昇率	脱脂加糖練乳	左の上昇率
								円/kg	%	円/25kg	%	円/24.5kg	%	円/25.5kg	%
63	79.83	-3.5	66.51	-1.7	2,250	13.32	-11.7	1,080	-1.8	13,030	-1.1	8,230	-1.6	7,380	-1.6
平成元年度	79.83	0.0	67.25	1.1	2,300	12.58	-5.6	1,092	1.1	13,163	1.0	8,232	0.0	7,384	0.1
2	77.75	-2.6	65.98	-1.9	2,350	11.77	-6.4	1,065	-2.5	12,833	-2.5	8,278	0.6	7,305	-1.1
3	76.75	-1.3	65.40	-0.9	2,400	11.35	-3.6	1,051	-1.3	12,663	-1.3	8,055	-2.7	7,193	-1.5
4	76.75	0.0	65.40	0.0	2,400	11.35	0.0	1,051	0.0	12,663	0.0	8,055	0.0	7,193	0.0
5	76.75	0.0	65.26	-0.2	2,350	11.49	1.2	1,032	-1.8	12,841	1.4	8,055	0.0	7,193	0.0
6	75.75	-1.3	64.26	-1.5	2,300	11.49	0.0	993	-3.8	12,841	0.0	8,055	0.0	7,193	0.0
7	75.75	0.0	64.26	0.0	2,300	11.49	0.0	993	0.0	12,841	0.0	8,055	0.0	7,193	0.0
8	75.75	0.0	64.26	0.0	2,300	11.49	0.0	993	0.0	12,841	0.0	8,055	0.0	7,193	0.0
9	74.27	-2.0	63.40	-1.3	2,400	10.87	-5.4	965	-2.8	13,090	1.9	8,211	1.9	7,333	1.9
10	73.86	-0.6	63.02	-0.6	2,400	10.87	0.0	955	-1.0	13,090	0.0	8,211	0.0	7,333	0.0
11	73.36	-0.7	62.56	-0.7	2,400	10.80	-0.6	931	-2.5	13,090	0.0	8,211	0.0	7,333	0.0
12	72.13	-1.7	61.83	-1.2	2,400	10.30	-4.6	910	-2.3	13,090	0.0	8,211	0.0	7,333	0.0
13	-	-	-	-	2,270	10.30	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-
14	-	-	-	-	2,200	11.00	6.8	-	-	-	-	-	-	-	-
15	-	-	-	-	2,100	10.34	-6.0	-	-	-	-	-	-	-	-
16	-	-	-	-	2,100	10.52	1.7	-	-	-	-	-	-	-	-
17	-	-	-	-	2,050	10.40	-1.1	-	-	-	-	-	-	-	-
18	-	-	-	-	2,030	10.40	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-
19	-	-	-	-	1,980	10.55	1.4	-	-	-	-	-	-	-	-
20	-	-	-	-	1,950	11.55	9.5	-	-	-	-	-	-	-	-
21	-	-	-	-	1,950	11.85	2.6	-	-	-	-	-	-	-	-
22	-	-	-	-	1,850	11.85	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-
23	-	-	-	-	1,850	11.95	0.8	-	-	-	-	-	-	-	-
24	-	-	-	-	1,830	12.20	2.1	-	-	-	-	-	-	-	-

資料：畜産局「酪農関係資料」

注：①36～40年度の安定指標価格には畜安法で定めた安定下位価格を、また各品目の上昇率に安定上位価格を、掲載した。脱脂粉乳の安定指標価格は12.5kg当りの価格を2倍して掲載した。

②加工原料乳の保証価格及び基準取引価格は61年以前は脂肪分3.2%、62年以降は3.5%のもの。

③加工原料乳の基準取引価格は、工場渡し価格である。

④指定乳製品の安定指標価格は、生産者が需要者に売り渡す場合の需要者倉庫渡し価格である。

⑤元年以降は、消費税込みの価格である。

⑥12年5月に「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」が改正されたことに伴い13年度からは、保証価格、基準取引価格及び安定指標価格は廃止された。

(3) 加工原料乳生産者補給金交付実績

年度	生乳生産量	受託販売乳量	加工原料乳認定数量	加工原料乳比率	補給金額	受託販売乳量 1kg当たり補給 金額	集乳シェア
単位	(A) 1,000トン	(B) 1,000トン	(C) 1,000トン	(C/B) %	(D) 1000円	(D/B) 円	(B ÷ (A - 自家消費)) %
昭和41年度	3,431	2,284	738	32.3	3,850,267	1.7	70.4
42	3,663	2,772	880	32.0	4,926,288	2.0	78.0
43	4,140	3,395	1,151	34.0	6,361,143	2.0	86.0
44	4,575	3,866	1,363	35.0	8,761,110	2.0	88.0
45	4,789	4,143	1,433	34.6	9,493,047	2.3	90.0
46	4,842	4,239	1,435	34.0	10,121,356	2.0	90.0
47	4,939	4,368	1,394	32.0	10,727,335	2.0	91.0
48	4,891	4,360	1,334	31.0	10,691,520	2.0	92.0
49	4,876	4,376	1,335	31.0	22,061,770	5.0	92.0
50	5,006	4,524	1,332	29.4	30,254,441	6.7	92.5
51	5,369	4,876	1,517	31.1	33,216,600	6.8	92.9
52	5,841	5,336	1,783	33.4	38,836,343	7.2	93.3
53	6,256	5,759	2,040	35.4	44,963,100	7.8	93.9
54	6,464	5,988	2,056	35.0	47,420,071	7.9	94.3
55	6,498	5,993	2,012	33.6	47,420,100	7.9	93.5
56	6,612	6,131	1,991	32.5	47,420,100	7.7	93.9
57	6,848	6,343	2,136	33.7	47,420,100	7.5	94.3
58	7,086	6,611	2,364	35.8	46,676,500	7.1	94.8
59	7,200	6,743	2,439	36.2	46,375,800	6.9	95.1
60	7,436	6,993	2,693	38.5	45,770,000	6.6	95.5
61	7,361	6,916	2,488	36.0	41,468,786	6.0	96.3
62	7,427	6,940	2,049	29.5	30,904,947	4.5	95.7
63	7,717	7,227	2,144	29.7	28,562,835	4.0	95.1
平成元年度	8,134	7,637	2,359	30.9	28,934,000	3.8	95.3
2	8,203	7,712	2,264	29.4	26,645,843	3.5	95.5
3	8,343	7,865	2,361	30.0	26,801,395	3.4	95.7
4	8,617	8,134	2,671	32.8	27,240,000	3.4	95.7
5	8,551	8,073	2,653	32.9	27,001,500	3.4	96.0
6	8,388	7,854	2,237	28.5	25,703,111	3.3	95.2
7	8,467	7,958	2,365	29.7	26,427,000	3.3	95.5
8	8,659	8,156	2,380	29.2	26,427,000	3.2	95.5
9	8,629	8,129	2,362	29.1	25,679,478	3.2	95.4
10	8,549	8,071	2,320	28.7	25,153,210	3.1	95.6
11	8,513	8,043	2,310	28.7	24,938,530	3.1	95.6
12	8,415	7,968	2,125	26.7	21,882,727	2.8	95.9
13	8,312	7,923	2,090	26.4	21,527,215	2.7	96.4
14	8,380	8,017	2,048	25.5	22,522,896	2.8	96.7
15	8,405	8,070	2,115	26.2	22,554,000	2.8	97.0
16	8,285	7,961	2,096	26.3	22,046,240	2.8	97.0
17	8,293	7,971	2,182	27.4	21,320,000	2.7	97.2
18	8,091	7,771	2,033	26.2	21,112,000	2.7	97.0
19	8,024	7,717	1,961	25.4	20,693,000	2.7	97.2
20	7,945	7,645	1,844	24.1	21,697,000	2.8	97.2
21	7,881	7,600	2,032	26.7	23,108,000	3.0	97.4
22	7,631	7,350	1,797	24.4	21,297,000	2.9	97.2
23	7,534	7,266	1,632	22.5	19,500,000	2.7	97.3

資料：酪農関係資料（牛乳乳製品統計、農畜産業振興機構等資料）。

集乳シェアの18年以降は牛乳等向け処理量、乳製品向け処理量を除いたその他を利用して計算。

(4) 生乳の需給状況〔牛乳乳製品の生乳換算〕

千トン

年度	生乳換算（全体）			乳製品生乳換算		
	需要量	供給量	過不足	需要量	供給量	過不足
昭和30年度	1,031	1,031	0	426	426	0
31	1,199	1,199	0	523	523	0
32	1,412	1,412	0	633	633	0
33	1,579	1,579	0	670	670	0
34	1,764	1,764	0	715	715	0
35	1,968	1,939	-29	801	772	-29
36	2,200	2,180		909	889	-20
37	2,491	2,526	35	1,091	1,126	35
38	2,807	2,839	32	1,148	1,178	30
39	3,094	3,053	-41	1,234	1,193	-41
40	3,322	3,271	-51	1,305	1,254	-51
41	3,680	3,431	-249	1,473	1,224	-249
42	3,933	3,663	-270	1,592	1,322	-270
43	4,161	4,146	-15	1,613	1,592	-21
44	4,440	4,575	135	1,736	1,871	135
45	4,794	4,789	-5	1,969	1,964	-5
46	4,944	4,841	-103	2,106	2,003	-103
47	5,123	4,944	-179	2,135	1,956	-179
48	5,271	4,897	-374	2,188	1,814	-374
49	5,127	4,876	-251	2,000	1,749	-251
50	5,346	5,006	-340	2,068	1,709	-359
51	5,458	5,369	-89	1,984	1,895	-89
52	5,689	5,841	152	1,999	2,151	152
53	5,966	6,254	288	2,114	2,404	290
54	6,301	6,464	163	2,237	2,400	163
55	6,507	6,498	-9	2,320	2,311	-9
56	6,832	6,611	-221	2,515	2,294	-221
57	7,025	6,848	-177	2,640	2,463	-177
58	7,173	7,088	-85	2,754	2,705	-49
59	7,241	7,200	-41	2,805	2,764	-41
60	7,210	7,436	226	2,790	3,015	225
61	7,341	7,341	0	2,816	2,816	0
62	7,793	7,427	-366	3,021	2,656	-365
63	8,059	7,717	-342	3,118	2,776	-342
平成元年度	8,206	8,134	-72	3,126	3,054	-72
2	8,459	8,327	-132	3,241	3,109	-132
3	8,595	8,766	171	3,355	3,526	171
4	8,394	8,726	332	3,170	3,502	332
5	8,312	8,511	199	3,142	3,381	239
6	8,841	8,497	-344	3,436	3,092	-344
7	8,775	8,691	-84	3,494	3,410	-84
8	8,851	8,869	18	3,543	3,561	18
9	8,793	8,817	24	3,560	3,584	24
10	8,616	8,660	44	3,486	3,530	44
11	8,560	8,622	62	3,518	3,579	61
12	8,479	8,521	42	3,371	3,414	43
13	8,355	8,378	23	3,360	3,383	23
14	8,467	8,458	-9	3,333	3,323	-10
15	8,417	8,534	117	3,314	3,431	117
16	8,426	8,381	-45	3,443	3,397	-46
17	8,365	8,347	-18	3,544	3,527	-17
18	8,300	8,157	-143	3,598	3,456	-142
19	8,386	8,174	-212	3,795	3,583	-212
20	8,012	8,121	109	3,518	3,627	109
21	7,693	7,921	228	3,399	3,627	228
22	7,876	7,658	-218	3,696	3,478	-218
23						

資料：酪農関係資料等 牛乳乳製品課調べ

(5) 生乳価格、牛乳小売価格等

年度	生乳価格(全国)	加工原料乳 保証価格	飲用等向 生乳価格	牛乳 小売価格	飲用牛乳小売価 格(東京)200cc	飲用牛乳小売価 格(東京)180cc
	円/kg	円/kg	円/kg	円/L	円/200cc	円/180
昭和30年度	25.6		27.2	60	15.0	13.50
31	27.2		28.8	62	15.4	13.90
32	27.2		29.3	64	15.9	14.30
33	23.5		25.6	63	15.7	14.10
34	23.7		25.4	60	15.0	13.50
35	25.4		26.7	64	15.9	14.30
36	29		30.2	71	17.5	15.79
37	32.3		33.3	78	19.3	17.40
38	32.4		33.4	80	20.0	18.00
39	34.4		35.6	86	21.3	19.20
40	35.6		37.5	89	22.2	20.00
41	39.9	37.0	44.0	89	22.2	20.00
42	44.5	40.4	50.4	92	23.0	20.70
43	46.3	42.5	50.4	96	23.8	21.40
44	47.6	43.5	53.6	107	26.7	24.0
45	48.3	43.7	53.6	112	27.8	25.0
46	51.9	44.5	59.6	121	30.0	27.0
47	53.5	45.5	59.6	121	30.0	30.0
48	61.1	48.5	67.1	144	33.0	
49	82.1	70.0	98.1	188	44.0	
50	92.0	80.3	103.1	200	48.0	
51	100.5	86.4	112.5	218	52.0	
52	101.2	88.9	111.2	215	53.0	
53	102.2	88.9	118.3	218	54.0	
54	101.3	88.9	112.5	218	56.0	
55	99.5	88.9	110.1	212	56.0	
56	99.0	88.9	108.9	209	57.0	
57	99.5	89.4	110.5	209	57.0	
58	100.1	90.1	111.5	209	57.0	
59	99.9	90.1	111.4	209	57.0	
60	98.9	90.1	111.3	205	58.0	
61	94.9	87.6	104.9	201	58.0	
62	89.7	82.8	99.6	200	58.0	
63	90.0	79.8	100.8	199	59.0	
平成元年度	90.9	79.8	103.1	202	63.0	
2	89.0	77.8	100.2	203	65.0	
3	88.8	76.8	100.2	205	72.0	
4	89.0	76.8	101.7	210	76.0	
5	87.1	76.8	100.2	211	77.0	
6	85.8	75.8	96.4	208	78.0	
7	85.2	75.8	96.7	206	79.0	
8	81.9	75.8	92.1	205	79.0	
9	82.4	74.3	93.1	210	83.0	
10	82.7	73.9	93.7	209	84.0	
11	82.0	73.4	93.3	209	89.0	
12	81.6	72.1	93.1	210	93.0	
13	82.1		93.9	205	97.0	
14	82.7		94.2	207	97.0	
15	83.1		95.3	206	98.0	
16	82.4		95.0	208	99.0	
17	80.6		91.7	206	101.0	
18	78.9		91.9	203	102.0	
19	79.2		95.9	202	104.0	
20	84.8		108.9	211	112.0	
21	90.3		104.4	216	113.0	
22	88.2			217	114.0	
23				217		
24				218		
資料	「酪農関係資料」	「酪農関係資料」	「酪農関係資料」	「酪農関係資料」	「酪農関係資料」	小売物価統計(東京)
出展	農村物価統計、H8年度以降は牛乳製品課推計。	牛乳乳製品課調べ。脂肪率は61年度以前3.2%、62年度以後3.5%。13年度以降は廃止。	牛乳乳製品課調べ等、53年度以前は当年度中最大の適用価格を採用。	昭和30~47年は牛乳小売物価から推計。 (×4.02)	昭和30~46年は飲用牛乳小売価格180cc価格から算出。 (×200/180)	

(6) 乳製品市場価格

(円)

年度	バター(原料もの) (1kg)	脱脂粉乳 (25kg)	全脂加糖練乳 (24.5kg)	脱脂加糖 (25.5kg)	全粉乳 (25kg)
昭和30年度	478	5,134	3,333~3,617	2,371~2,641	8,566
31	553	7,964	3,450~3,650	2,750~2,980	9,600
32	489	8,232	3,680~3,780	3,070~3,300	9,550
33	421	6,440	3,346	3,189	9,000
34	516	6,914	4,162	3,533	9,040
35	561	7,766	4,333	3,773	9,642
36	597	8,744	4,683	4,156	10,992
37	586	8,246	4,367	3,989	10,800
38	520	7,506	4,079	3,661	10,076
39	530	8,280	4,808	4,262	10,470
40	604	8,145	5,017	4,517	10,755
41	680	10,190	5,269	4,772	12,270
42	676	10,577	5,280	4,758	12,740
43	644	9,556	4,958	4,395	11,946
44	562	8,332	4,303	3,584	10,368
45	550	8,578	4,966	4,160	11,154
46	711	10,154	5,714	4,765	13,004
47	806	10,144	5,734	4,713	13,455
48	847	10,362	6,661	5,615	14,456
49	905	11,722	7,535	6,458	15,408
50	1,062	12,084	8,812	7,786	17,025
51	1,249	14,003	9,118	8,089	20,172
52	1,223	12,396	8,213	7,224	19,019
53	1,168	11,463	7,993	7,014	18,328
54	1,110	10,508	7,611	6,658	17,653
55	1,139	11,957	8,418	7,437	18,133
56	1,227	12,700	8,764	7,777	18,448
57	1,337	13,554	9,095	8,115	19,193
58	1,387	13,875	9,295	8,338	19,754
59	1,359	13,836	9,045	8,138	19,691
60	1,303	14,059	9,002	8,076	19,733
61	1,161	13,643	8,539	7,661	19,445
62	1,081	13,451	8,458	7,597	19,258
63	1,165	13,932	8,982	8,128	19,656
平成元年度	1,189	13,919	8,710	7,957	20,163
2	1,134	13,505	8,509	7,710	19,544
3	1,174	13,763	9,032	8,218	20,049
4	1,134	13,599	8,813	7,998	19,720
5	1,020	13,221	8,344	7,530	19,157
6	954	13,367	8,432	7,657	19,190
7	950	13,559	8,700	7,907	19,312
8	959	13,510	8,611	7,827	19,228
9	992	13,728	8,731	7,695	19,594
10	991	13,684	8,707	7,968	19,547
11	974	13,641	8,684	8,009	19,490
12	945	13,633	8,660	7,988	19,470
13	946	13,634	8,736	8,058	19,502
14	951	13,596	8,679	8,072	19,515
15	960	13,529	8,679	8,072	19,493
16	952	13,330	8,592	7,945	19,464
17	948	13,157	8,510	7,852	19,431
18	945	13,017	8,582	7,913	19,398
19	966	13,162	8,663	7,976	19,468
20	1,135	14,785	8,909	8,297	20,975
21	1,118	15,054	8,902	8,355	21,482
22	1,054	14,643	8,830	8,337	21,343
23	1,116	14,962	9,141	8,618	21,425

資料：酪農関係資料。

出典：農業物価統計、牛乳乳製品課調べ。

注：乳製品の価格は大口需要者価格。元年度以降の価格には消費税を含む。

脱脂粉乳の35~39年は12.5kg当たりを倍にした。

(7) 牛乳・乳製品市場価格（対前年度増減率）

（%）

年度	西暦	加工原料乳 保証価格 (1kg)	飲用向 生乳価格 (1kg)	生乳価格 (全国) (1kg)	バター (原料もの) (1kg)	脱脂粉乳 (25kg)	全脂加糖 練乳 (24.5kg)	脱脂加糖 練乳 (25.5kg)	全粉乳 (25kg)
昭和30年度	1955	-	-	-	-	-	-	-	-
31	1956	-	105.9	106.6	115.7	155.1	-	-	112.1
32	1957	-	101.7	100.0	88.4	103.4	-	-	99.5
33	1958	-	87.4	86.1	86.1	78.2	-	-	94.2
34	1959	-	99.2	100.9	122.6	107.4	124.4	110.8	100.4
35	1960	-	105.1	107.2	108.7	112.3	104.1	106.8	106.7
36	1961	-	113.1	114.2	106.4	112.6	108.1	110.2	114.0
37	1962	-	110.3	111.4	98.2	94.3	93.3	96.0	98.3
38	1963	-	100.3	100.3	88.7	91.0	93.4	91.8	93.3
39	1964	-	106.6	106.2	101.9	110.3	117.9	116.4	103.9
40	1965	-	105.3	103.5	114.0	98.4	104.3	106.0	102.7
41	1966	-	117.3	112.1	112.6	125.1	105.0	105.6	114.1
42	1967	109.1	114.5	111.5	99.4	103.8	100.2	99.7	103.8
43	1968	105.3	100.0	104.0	95.3	90.3	93.9	92.4	93.8
44	1969	102.4	106.3	102.8	87.3	87.2	86.8	81.5	86.8
45	1970	100.5	100.0	101.5	97.9	103.0	115.4	116.1	107.6
46	1971	101.7	111.2	107.5	129.3	118.4	115.1	114.5	116.6
47	1972	102.2	113.1	103.1	113.4	99.9	100.4	98.9	103.5
48	1973	106.7	121.8	114.2	105.1	102.1	116.2	119.1	107.4
49	1974	144.3	119.5	134.4	106.8	113.1	113.1	115.0	106.6
50	1975	114.7	105.1	112.3	117.3	103.1	116.9	120.6	110.5
51	1976	107.6	109.1	109.0	117.6	115.9	103.5	103.9	118.5
52	1977	102.8	100.0	100.7	97.9	88.5	90.1	89.3	94.3
53	1978	100.0	105.2	101.0	95.5	92.5	97.3	97.1	96.4
54	1979	100.0	95.1	99.1	95.0	91.7	95.2	94.9	96.3
55	1980	100.0	97.9	98.2	102.6	113.8	110.6	111.7	102.7
56	1981	100.0	98.9	99.5	107.7	106.2	104.1	104.6	101.7
57	1982	100.6	101.5	100.5	109.0	106.7	103.8	104.3	104.0
58	1983	100.8	100.9	100.6	103.7	102.4	102.2	102.7	102.9
59	1984	100.0	99.9	99.8	98.0	99.7	97.3	97.6	99.7
60	1985	100.0	99.9	99.0	95.9	101.6	99.5	99.2	100.2
61	1986	97.2	94.2	96.0	89.1	97.0	94.9	94.9	98.5
62	1987	94.5	94.9	94.5	93.1	98.6	99.1	99.2	99.0
63	1988	96.5	101.2	100.3	107.8	103.6	106.2	107.0	102.1
平成元年度	1989	100.0	102.3	101.0	102.1	99.9	97.0	97.9	102.6
2	1990	97.4	97.2	97.2	95.4	97.0	97.7	96.9	96.9
3	1991	98.7	100.0	100.5	103.5	101.9	106.1	106.6	102.6
4	1992	100.0	101.5	100.2	96.6	98.8	97.6	97.3	98.4
5	1993	100.0	98.5	97.9	89.9	97.2	94.7	94.1	97.1
6	1994	98.7	96.2	98.5	93.5	101.1	101.1	101.7	100.2
7	1995	100.0	100.3	98.5	99.6	101.4	103.2	103.3	100.6
8	1996	100.0	95.2	96.9	100.9	99.6	99.0	99.0	99.6
9	1997	98.0	101.1	100.6	103.4	101.6	101.4	98.3	101.9
10	1998	99.4	100.6	100.4	99.9	99.7	99.7	103.5	99.8
11	1999	99.3	99.6	99.2	98.3	99.7	99.7	100.5	99.7
12	2000	98.3	99.8	99.5	97.0	99.9	99.7	99.7	99.9
13	2001	-	100.9	100.6	100.1	100.0	100.9	100.9	100.2
14	2002	-	100.3	100.7	100.5	99.7	99.3	100.2	100.1
15	2003	-	101.2	100.5	100.9	99.5	100.0	100.0	99.9
16	2004	-	99.7	99.2	99.2	98.5	99.0	98.4	99.9
17	2005	-	96.5	97.8	99.6	98.7	99.0	98.8	99.8
18	2006	-	100.2	97.9	99.7	98.9	100.8	100.8	99.8
19	2007	-	104.4	100.4	102.2	101.1	100.9	100.8	100.4
20	2008	-	113.6	107.1	117.5	112.3	102.8	104.0	107.7
21	2009	-	95.9	106.4	98.5	101.8	99.9	100.7	102.4
22	2010	-	-	97.6	94.3	97.3	99.2	99.8	99.4
23	2011	-	-	101.9	105.9	102.2	103.5	103.4	100.4

(8) 牛乳乳製品の安定指標価格と大口取引価格

年度	生乳価格		バター			脱脂粉乳			全脂加糖練乳			脱脂加糖練乳		
	基準取 引価格	農家販 売価格 全国	安定指 標価格	大口取 引価格	安指比 (大口÷ 安指)	安定指 標価格	大口取 引価格	安指比 (大口÷ 安指)	安定指 標価格	大口取 引価格	安指比 (大口÷ 安指)	安定指 標価格	大口取 引価格	安指比 (大口÷ 安指)
	円/kg	円/kg	円/kg	円/kg	%	円/25kg	円/25kg	%	円/24.5kg	円/24.6kg	%	円/25.5kg	円/25.5kg	%
(S36~40)	(安定基 準価格)	(安定下 位価格)			(安定下 位価格)			(安定下 位価格)			(安定下 位価格)			
昭和30年度	25.6		478			5,134			3,333~ 3,617			2,371~ 2,641		
31	27.3		553			7,964			3,450~ 3,650			2,750~ 2,980		
32	27.3		489			8,232			3,680~ 3,780			3,070~ 3,300		
33	23.5		421			6,440			3,346			3,189		
34	23.7		516			6,914			4,162			3,533		
35	25.4		561			7,766			4,333			3,773		
36	-	29.0	597			8,744			4,683			4,156		
37	27.73	32.3	478	586	123	6,600	8,246	124.9	3,900	4,367	112.0	3,400	3,989	117.3
38	28.27	32.4	478	520	109	6,600	7,506	113.7	3,900	4,079	104.6	3,400	3,661	107.7
39	29.33	34.4	485	530	109	6,800	8,280	121.8	3,940	4,808	122.0	3,420	4,262	124.6
40	30.40	35.6	485	604	125	6,800	8,145	119.8	4,000	5,017	125.4	3,450	4,517	130.9
41	31.81	39.9	573	680	119	8,458	10,190	120.5	4,677	5,269	112.7	4,204	4,772	113.5
42	34.79	44.5	612	676	110	9,154	10,577	115.5	5,038	5,280	104.8	4,522	4,758	105.2
43	36.58	46.3	647	644	100	9,711	9,556	98.4	5,292	4,958	93.7	4,756	4,395	92.4
44	37.03	47.6	647	562	87	9,711	8,332	85.8	5,292	4,303	81.3	4,756	3,584	75.4
45	37.10	48.3	647	550	85	9,711	8,578	88.3	5,292	4,966	93.8	4,756	4,160	87.5
46	37.42	51.9	647	711	110	9,711	10,154	104.6	5,292	5,714	108.0	4,756	4,765	100.2
47	37.78	53.5	647	806	125	9,711	10,144	104.5	5,292	5,734	108.4	4,756	4,713	99.1
48	40.49	61.1	698	847	121	9,711	10,362	106.7	5,521	6,661	120.6	4,756	5,615	118.1
49	53.41	82.1	914	905	99	11,540	11,722	101.6	7,730	7,535	97.5	6,600	6,458	97.8
50	57.57	92.2	999	1,062	106	11,540	12,084	104.7	8,018	8,812	109.9	6,600	7,786	118.0
51	62.34	100.5	1,160	1,249	108	12,660	14,003	110.6	9,463	9,118	96.4	8,437	8,089	95.9
52	64.29	101.2	1,253	1,223	98	12,660	12,396	97.9	8,620	8,213	95.3	7,610	7,224	94.9
53	64.30	102.2	1,253	1,168	93	12,530	11,463	91.5	8,620	7,993	92.7	7,610	7,014	92.2
54	64.30	101.3	1,253	1,110	89	12,530	10,508	83.9	8,620	7,611	88.3	7,610	6,658	87.5
55	64.30	99.5	1,253	1,139	91	12,530	11,957	95.4	8,620	8,418	97.7	7,610	7,437	97.7
56	64.30	99.0	1,253	1,227	98	12,530	12,700	101.4	8,620	8,764	101.7	7,610	7,777	102.2
57	64.80	99.5	1,253	1,337	107	12,670	13,554	107.0	8,750	9,095	103.9	7,760	8,115	104.6
58	68.36	100.1	1,302	1,387	107	13,140	13,875	105.6	8,950	9,295	103.9	7,960	8,338	104.7
59	69.18	99.9	1,302	1,359	104	13,140	13,836	105.3	8,950	9,045	101.1	7,960	8,138	102.2
60	70.17	98.9	1,276	1,303	102	13,530	14,059	103.9	8,950	9,002	100.6	7,960	8,076	101.5
61	69.54	94.9	1,225	1,161	95	13,530	13,643	100.8	8,950	8,539	95.4	7,960	7,661	96.2
62	67.67	89.7	1,100	1,081	98	13,180	13,451	102.1	8,360	8,458	101.2	7,500	7,597	101.3
63	66.51	90.0	1,080	1,165	108	13,030	13,932	106.9	8,230	8,982	109.1	7,380	8,128	110.1
平成元年度	67.25	90.9	1,092	1,189	109	13,163	14,244	108.2	8,232	8,936	108.6	7,384	8,153	110.4
2	65.98	88.4	1,065	1,134	106	12,833	13,505	105.2	8,278	8,509	102.8	7,305	7,710	105.5
3	65.40	88.8	1,051	1,174	112	12,663	13,763	108.7	8,055	9,032	112.1	7,193	8,218	114.2
4	65.40	89.0	1,051	1,134	108	12,663	13,599	107.4	8,055	8,813	109.4	7,193	7,998	111.2
5	65.26	87.1	1,032	1,020	99	12,841	13,221	103.0	8,055	8,344	103.6	7,193	7,530	104.7
6	64.26	85.8	993	954	96	12,841	13,367	104.1	8,055	8,432	104.7	7,193	7,657	106.5
7	64.26	84.5	993	950	96	12,841	13,559	105.6	8,055	8,700	108.0	7,193	7,907	109.9
8	64.26	81.9	993	959	97	12,841	13,510	105.2	8,055	8,611	106.9	7,193	7,827	108.8
9	63.40	82.4	965	992	103	13,090	13,728	104.9	8,211	8,731	106.3	7,333	7,695	104.9
10	63.02	82.7	955	991	104	13,090	13,684	104.5	8,211	8,707	106.0	7,333	7,968	108.7
11	62.56	82.0	931	974	105	13,090	13,641	104.2	8,211	8,684	105.8	7,333	8,009	109.2
12	61.83	81.6	910	945	104	13,090	13,633	104.1	8,211	8,660	105.5	7,333	7,988	108.9
13		82.1		946			13,634			8,736			8,058	
14		82.7		951			13,596			8,679			8,072	
15		83.1		960			13,529			8,679			8,072	
16		82.4		952			13,330			8,592			7,945	
17		80.6		948			13,157			8,510			7,852	
18		78.9		945			13,017			8,582			7,913	
19		79.2		966			13,162			8,663			7,976	
20		84.8		1,135			14,785			8,909			8,297	
21		90.3		1,118			15,054			8,902			8,355	
22		88.2		1,054			14,643			8,830			8,337	
23		89.9		1,116			14,962			9,141			8,618	

資料：酪農関係資料 日本乳業年鑑

⑨ 乳製品の生産動向

年度	全粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳	バター	クリーム	チーズ	うち直接消費用ナチュラルチーズ	加糖れん乳	無糖れん乳	脱脂加糖れん乳	乳脂肪分8%以上のアイスクリーム	加糖粉乳
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	1000kl	t
昭和28年度	3,227	2,045	8,619	4,833	...	630	...	33,443	3,627	135	...	1,074
29	2,250	5,032	10,545	7,539	...	873	...	42,693	4,238	221	...	472
30	1,918	3,786	10,455	6,950	...	1,391	...	39,281	4,198	186	...	939
31	4,388	4,457	12,936	7,874	...	3,053	...	48,400	5,896	892	...	1,535
32	6,167	8,106	13,320	10,308	...	2,025	...	49,863	5,524	919	...	1,776
33	5,260	13,078	14,886	12,666	...	3,611	...	39,707	4,828	1,638	...	459
34	6,376	11,959	19,403	12,110	...	4,647	...	42,572	5,624	2,108	...	112
35	7,651	10,469	22,566	12,164	...	5,289	...	44,947	6,864	2,399	...	41
36	9,465	12,518	27,812	14,217	...	6,883	...	46,865	7,854	10,715	42	26
37	13,802	18,757	35,299	19,799	...	8,629	...	54,019	9,025	32,184	251	43
38	16,422	26,317	37,388	23,088	...	12,966	...	40,386	7,369	28,805	280	...
39	24,201	25,651	38,084	22,928	...	12,830	...	35,956	6,457	28,864	293	246
40	26,242	24,953	53,278	24,052	...	17,416	...	30,404	7,539	23,840	232	507
41	27,937	26,140	47,688	24,595	...	28,855	...	31,427	7,027	20,374	193	1,133
42	23,688	28,223	42,796	20,403	...	25,208	...	28,357	5,827	18,740	180	418
43	33,798	59,775	61,532	39,495	...	39,813	...	47,983	7,627	27,820	209	374
44	30,671	69,056	62,015	42,801	...	39,674	...	42,045	7,260	25,735	182	14
45	36,294	70,117	61,487	42,137	...	40,429	...	42,724	6,986	27,131	183	220
46	36,383	68,216	69,881	48,946	...	42,667	...	42,277	7,561	21,579	...	54
47	41,668	65,183	86,220	43,204	...	44,196	...	45,783	8,373	16,517	84	80
48	34,119	65,345	96,350	40,676	...	46,219	...	39,561	6,365	...	1	246
49	27,290	73,401	76,413	40,134	...	52,018	...	32,558	6,853	14,889	55	329
50	24,701	74,129	68,732	30,075	...	53,998	...	31,422	5,973	15,297	70	...
51	25,903	88,032	63,840	46,994	...	57,543	...	38,827	6,135	16,444	84	...
52	29,426	108,051	58,830	56,120	...	62,592	...	42,557	3,535	19,025	97	...
53	30,016	127,738	63,018	66,212	...	66,185	...	50,430	3,945	20,939	103	...
54	31,290	131,301	64,521	66,296	...	67,786	...	46,605	3,590	20,751	102	...
55	32,703	127,433	64,887	65,172	...	66,088	...	49,965	3,188	21,991	97	...

56	31,989	126,512	60,223	62,316	…	70,652	…	49,431	2,828	20,221	109	…
57	34,539	138,318	56,331	66,876	…	66,664	…	52,696	2,771	18,573	130	…
58	36,178	156,384	56,569	76,008	22,614	68,528	3,918	48,081	2,394	18,563	132	…
59	34,157	160,686	56,029	80,282	22,242	69,157	3,595	52,321	2,241	13,711	132	…
60	34,859	186,418	57,345	90,777	25,977	69,623	5,856	48,760	2,381	13,921	138	…
61	31,113	171,502	56,050	80,989	31,320	73,186	7,970	48,003	2,280	13,899	156	…
62	30,369	155,197	55,750	69,328	34,908	77,883	8,142	44,437	1,951	14,902	159	…
63	32,791	163,954	57,804	70,557	39,170	82,922	10,137	50,780	2,269	15,508	145	…
平成元年度	33,057	183,505	60,879	80,551	41,801	83,632	10,027	48,290	2,462	15,210	143	…
2	33,692	177,062	55,719	74,722	44,718	84,058	10,170	46,976	2,290	14,352	145	…
3	35,310	185,842	56,734	79,193	49,985	88,199	9,552	47,881	1,999	15,135	156	…
4	33,701	213,220	56,045	99,804	44,566	95,836	11,012	47,890	1,926	12,361	152	…
5	29,294	216,754	54,754	105,300	44,016	99,810	11,559	44,007	2,024	11,004	137	…
6	29,888	181,165	48,617	76,199	51,157	103,035	11,897	45,503	1,774	11,389	157	…
7	29,097	194,641	39,063	83,026	54,128	106,427	11,690	43,763	1,695	10,324	151	…
8	21,808	200,357	37,752	85,958	65,061	109,377	11,723	40,762	1,746	8,938	150	…
9	18,378	201,997	37,146	87,618	69,306	117,081	13,812	34,754	2,118	8,241	112	…
10	18,524	198,088	34,615	88,111	72,928	123,729	14,827	33,697	2,034	7,557	109	…
11	18,215	196,556	34,859	89,562	72,396	124,941	15,978	34,756	1,627	6,073	116	…
12	17,989	184,650	34,625	79,929	79,961	120,557	14,628	34,293	1,674	4,901	98	…
13	17,456	177,855	34,006	83,172	85,695	116,362	14,159	31,899	1,778	5,806	106	…
14	17,021	178,905	36,876	79,598	92,100	118,779	13,448	31,911	2,573	5,395	102	…
15	15,010	184,372	36,427	81,566	91,915	119,342	13,773	33,106	1,645	6,047	104	…
16	14,659	182,656	35,269	80,555	91,273	119,496	12,104	35,253	1,528	5,933	113	…
17	14,523	189,737	31,225	85,467	92,053	123,170	13,941	32,282	1,269	6,723	120	…
18	13,882	177,036	29,740	78,001	97,928	124,186	16,267	36,112	1,106	6,053	132	…
19	13,825	171,441	30,561	75,058	104,156	125,763	18,276	36,453	1,006	6,140	132	…
20	13,573	155,282	30,591	71,898	107,521	116,877	20,204	38,340	1,016	6,119	124	…
21	12,010	170,179	35,829	81,972	103,663	122,997	19,729	37,730	944	4,913	128	…
22	14,242	148,786	32,015	70,119	107,984	127,029	19,856	36,254	882	4,614	132	…

資料：農林水産省「牛運乳乳製品統計」

注：36年度以前の統計はバター、チーズ及び脱脂粉乳以外の集計単位が標準箱及び標準かんとなっているが、ここではトンに換算した。

⑩ 乳製品の生産動向（対前年度増減率）

(%)

年度	全粉乳	脱脂粉乳	調製粉乳	バター	クリーム	チーズ	うち直接消費用ナチュラルチーズ	加糖れん乳	無糖れん乳	脱脂加糖れん乳	乳脂肪分8%以上のアイスクリーム	加糖粉乳
昭和29年度	69.7	246.1	122.4	156.0	…	138.5	…	127.7	116.8	162.9	…	
30	85.2	75.2	99.1	92.2	…	159.3	…	92.0	99.0	84.1	…	
31	228.8	117.7	123.7	113.3	…	219.5	…	123.2	140.5	480.4	…	
32	140.5	181.9	103.0	130.9	…	66.3	…	103.0	93.7	103.0	…	
33	85.3	161.3	111.8	122.9	…	178.3	…	79.6	87.4	178.3	…	
34	121.2	91.4	130.3	95.6	…	128.7	…	107.2	116.5	128.7	…	
35	120.0	87.5	116.3	100.4	…	113.8	…	105.6	122.0	113.8	…	
36	123.7	119.6	123.3	116.9	…	130.1	…	104.3	114.4	446.7	…	
37	145.8	149.8	126.9	139.3	…	125.4	…	115.3	114.9	300.4	592.4	
38	119.0	140.3	105.9	116.6	…	150.3	…	74.8	81.7	89.5	111.7	
39	147.4	97.5	101.9	99.3	…	99.0	…	89.0	87.6	100.2	104.6	
40	108.4	97.3	139.9	104.9	…	135.7	…	84.6	116.8	82.6	79.3	
41	106.5	104.8	89.5	102.3	…	165.7	…	103.4	93.2	85.5	83.2	
42	84.8	108.0	89.7	83.0	…	87.4	…	90.2	82.9	92.0	93.3	
43	142.7	211.8	143.8	193.6	…	157.9	…	169.2	130.9	148.5	115.6	
44	90.7	115.5	100.8	108.4	…	99.7	…	87.6	95.2	92.5	87.5	
45	118.3	101.5	99.1	98.5	…	101.9	…	101.6	96.2	105.4	100.1	
46	100.2	97.3	113.7	116.2	…	105.5	…	99.0	108.2	79.5	…	
47	114.5	95.6	123.4	88.3	…	103.6	…	108.3	110.7	76.5	…	
48	81.9	100.2	111.7	94.1	…	104.6	…	86.4	76.0	…	0.7	
49	80.0	112.3	79.3	98.7	…	112.5	…	82.3	107.7	…	9,233.3	
50	90.5	101.0	89.9	74.9	…	103.8	…	96.5	87.2	102.7	126.2	
51	104.9	118.8	92.9	156.3	…	106.6	…	123.6	102.7	107.5	119.5	
52	113.6	122.7	92.2	119.4	…	108.8	…	109.6	57.6	115.7	115.7	
53	102.0	118.2	107.1	118.0	…	105.7	…	118.5	111.6	110.1	106.8	
54	104.2	102.8	102.4	100.1	…	102.4	…	92.4	91.0	99.1	98.5	
55	104.5	97.1	100.6	98.3	…	97.5	…	107.2	88.8	106.0	95.8	

56	97.8	99.3	92.8	95.6	…	106.9	…	98.9	88.7	92.0	111.4	
57	108.0	109.3	93.5	107.3	…	94.4	…	106.6	98.0	91.9	119.8	
58	104.7	113.1	100.4	113.7	…	102.8	…	91.2	86.4	99.9	101.5	
59	94.4	102.8	99.0	105.6	98.4	100.9	91.8	108.8	93.6	73.9	100.1	
60	102.1	116.0	102.3	113.1	116.8	100.7	162.9	93.2	106.2	101.5	104.5	
61	89.3	92.0	97.7	89.2	120.6	105.1	136.1	98.4	95.8	99.8	113.1	
62	97.6	90.5	99.5	85.6	111.5	106.4	102.2	92.6	85.6	107.2	101.9	
63	108.0	105.6	103.7	101.8	112.2	106.5	124.5	114.3	116.3	104.1	91.0	
平成元年度	100.8	111.9	105.3	114.2	106.7	100.9	98.9	95.1	108.5	98.1	98.6	
2	101.9	96.5	91.5	92.8	107.0	100.5	101.4	97.3	93.0	94.4	101.6	
3	104.8	105.0	101.8	106.0	111.8	104.9	93.9	101.9	87.3	105.5	107.7	
4	95.4	114.7	98.8	126.0	89.2	108.7	115.3	100.0	96.3	81.7	97.1	
5	86.9	101.7	97.7	105.5	98.8	104.1	105.0	91.9	105.1	89.0	90.5	
6	102.0	83.6	88.8	72.4	116.2	103.2	102.9	103.4	87.7	103.5	114.3	
7	97.4	107.4	80.3	109.0	105.8	103.3	98.3	96.2	95.5	90.6	96.2	
8	74.9	102.9	96.6	103.5	120.2	102.8	100.3	93.1	103.0	86.6	99.1	
9	84.3	100.8	98.4	101.9	106.5	107.0	117.8	85.3	121.4	92.2	74.8	
10	100.8	98.1	93.2	100.6	105.2	105.7	107.3	97.0	96.0	91.7	97.7	
11	98.3	99.2	100.7	101.6	99.3	101.0	107.8	103.1	80.0	80.4	106.2	
12	98.8	93.9	99.3	89.2	110.4	96.5	91.5	98.7	102.9	80.7	84.6	
13	97.0	96.3	98.2	104.1	107.2	96.5	96.8	93.0	106.2	118.5	107.6	
14	97.5	100.6	108.4	95.7	107.5	102.1	95.0	100.0	144.7	92.9	96.7	
15	88.2	103.1	98.8	102.5	99.8	100.5	102.4	103.7	63.9	112.1	101.5	
16	97.7	99.1	96.8	98.8	99.3	100.1	87.9	106.5	92.9	98.1	108.4	
17	99.1	103.9	88.5	106.1	100.9	103.1	115.2	91.6	83.0	113.3	106.4	
18	95.6	93.3	95.2	91.3	106.4	100.8	116.7	111.9	87.2	90.0	110.4	
19	99.6	96.8	102.8	96.2	106.4	101.3	112.3	100.9	91.0	101.4	99.9	
20	98.2	90.6	100.1	95.8	103.2	92.9	110.6	105.2	101.0	99.7	93.5	
21	88.5	109.6	117.1	114.0	96.4	105.2	97.7	98.4	92.9	80.3	103.3	
22	118.6	87.4	89.4	85.5	104.2	103.3	100.6	96.1	93.5	93.9	103.3	

牛乳販売の広告入り封筒

美濃北方局発・大正5(1916)年2月27日美濃稲葉黒野局到着印が押され実際に使われたもので、内封筒は牛乳の広告と社名を印刷し、外封筒は薄紙で広告が透けて見えるようになっている。



切手収集家奥村敏明氏(元全国酪農業協同組合審査役)は、昭和61(1986)年に(財)日本郵趣協会主催のJAPEXトピカル部門で大金銀を受賞した。作品は「牛は人類とともに」で、構成をみると1.遺跡(15)2.神話・宗教(29)3.紋章(19)4.牛の活用、その中に、運搬(42)農耕(57)酪農(放牧9)、(品種19)、(搾乳18)(牛乳製造)」肉用牛(19)、家畜牛の仲間(38)野生牛の仲間(33)病気予防と仔牛の育成(15)の4項目321点である(括弧内は切手数)。特に牛の用途・年代に分類し、さらに同一絵柄切手もあり定価別に収集し分類しているのが特徴である。歴史的には遺跡など紀元前1400年代のものをデザイン化した切手の外、クラシック切手として「嵐の中の牛(1898)」など大変貴重の切手もある。その中から酪農乳業に関連する切手14点及び牛乳販売広告入り封筒を紹介させて頂きました。

資料2

牛は人類とともに・全国切手展(JAPEX86)大金銀賞・1986



牛の放牧



ホルスタイン種牛



ジャージー種牛



乳牛の放牧



乳牛の親仔



搾乳風景



我子に牛乳を与える母



ミルカーの搾乳



牛乳缶



壙詰(左)・搾乳(右)



チーズの製造



バターの製造



牛疫予防キャンペーン



パストゥール炭疽病の研究



家畜改良技術研究

資料提供:奥村敏明(元全酪連審査役、熊本市在住)

Journal of Dairy History

The Eighth Issue

(September 2013)

CONTENTS

[The Fifth Symposium: The Situation of Dairying at the Time of the Establishment of the Deficiency Payment Law]

Overview of Symposium	1	
The Situation of Dairying at the Time of the Establishment of the Deficiency Payment Law	SANO Hiroya	3
The Situation of Supply & Demand of Milk and the Process of Discussion at the Diet before the Establishment of the Deficiency Payment Law	KAGAWA Soichi	10
The Movement of Milk Producers at the Time of the Establishment of the Deficiency Payment Law	NISHIHARA Koichi	13
The Dairying Situation around the Time of the Establishment of the Deficiency Payment Law	ITOH Morio	15
The Market for Milk at the Time of the Establishment of the Deficiency Payment Law	HOSONO Masaaki	17
The Prevailing Situation of Dairying at the Time of the Establishment of the Deficiency Payment Law	OGAWA Sumio	21
The Role and Effect of the Deficiency Payment Law and the Prevailing Controversial Issues	KOBAYASHI Shinichi	24

[Commentary]

The Process of the Establishment of the Deficiency Payment Law from the Collection of Mr. HIGAKI's Sayings	NAKASE Shinzo	26
--	---------------------	----

[Reference]

Some Data on the Deficiency Payment System for Milk	YAMAMOTO Komei
(1) An outline of the milk deficiency payment system	31
(2) Schedule (time table) of dairy industry related government measures before and following the establishment of the milk deficiency payment system in year 20 of the Showa period (1945)	34
(3) Production, price, etc trends in milk and milk products	39
(4) A bibliography of the milk deficiency payment system	60
(5) Small mentions for reference	67
Application Form for Submitting to the Journal of Dairy History	69
Application Form for Membership of the Japanese Society of Dairy History	70
Editor's Notes	71

**EDITED AND PUBLISHED BY
JAPANESE SOCIETY OF DAIRY HISTORY**

**1866 Kameino, Fujisawa, Kanagawa 252-0880, Japan
Lab. Marketing of Animal Industry
Department of Animal Science and Resources
College of Bioresource Sciences, Nihon University**